平成２５年　第２回定例会

大　樹　町　議　会　会　議　録

平成２５年　６月１１日　開会

平成２５年　６月１４日　閉会

大　樹　町　議　会

平成２５年第２回大樹町議会定例会会議録（第１号）

平成２５年６月１１日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　議会運営委員会報告
第　３　会期の決定
第　４　諸般報告
第　５　行政報告
第　６　委員会の所管事務調査（常任委員会報告）
第　７　請願第　　１号　ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する請願について
第　８　報告第　　１号　平成２４年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
第　９　報告第　　２号　平成２４年度大樹町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
第１０　議案第　５２号　北海道市町村総合事務組合規約の変更
第１１　議案第　５３号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
第１２　議案第　５４号　平成２５年度大樹町一般会計補正予算（第２号）
第１３　議案第　５５号　平成２５年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）
第１４　議案第　５６号　平成２５年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
第１５　議案第　５７号　平成２５年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）
第１６　議案第　５８号　畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）委託契約の締結
第１７　議案第　５９号　畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結
第１８　議案第　６０号　財産の取得

○出席議員（１２名）

１番　加　藤　明　浩	２番　斉　藤　　徹	３番　杉　森　俊　行
４番　松　本　敏　光	５番　西　田　輝　樹	６番　柚　原　千　秋
７番　福　岡　孝　道	８番　高　橋　英　昭	９番　志　民　和　義
１０番　阿　部　良　富	１１番　安　田　清　之	１２番　鈴　木　千　秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見悦夫	副町長	酒森正人
総務課長	北林博美	企画課長	布目幹雄
町民課長	田中健児	税務課長	郷原憲治
保健福祉課長	佐藤彰	農林水産課長兼町営牧場長	森博之
商工観光課長兼地場産品研究センター所長	松本清隆	建設課長	高橋教一
水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼出納課長	高田末雄
病院事務長	黒川豊	老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	藤井賢嗣
教育委員長	辻本正雄	教育長	小林文雄
学校教育課長	吉岡信弘	学校給食センター所長	神山保博
社会教育課長兼図書館長	小森力	農業委員会会長	鈴木喜雄
農業員会事務局長	角倉和博	代表監査委員	澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	主査	上田昌弘

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、平成２５年第２回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

７番　福　岡　孝　道　君

８番　高　橋　英　昭　君

９番　志　民　和　義　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員会報告

○議　　長

日程第２　議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、福岡孝道君。

○福岡孝道君

議会運営委員会報告。

去る６月４日､運営委員会を開き付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたのでご報告申し上げます。

本定例会への提出案件は、請願１件、報告２件、規約の変更２件、補正予算４件、契約の締結２件、財産の取得１件、一般質問は７議員１８項目であり、うち３議員の４項目はナイター議会で行います。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から６月１４日までの４日間とし、１２日は休会といたします。なお、会期日程にいてはお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議　　長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第３　会期の決定

○議　　長

日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月１４日までの４日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から６月１４日までの４日間と決しました。

◎日程第４　諸般報告

○議　　長

日程第４　諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

それでは、平成２５年３月４日開会、第１回大樹町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第１、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定による３月、４月、５月、６月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第２、委員会関係。

議会広報広聴特別委員会では委員会を２回、広報広聴常任委員会では委員会を１回、総務常任委員会では委員会を４回、経済常任委員会では委員会を２回、議会運営委員会では委員会を７回開催しております。

第３、会議関係と第４その他につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、諸般報告を終わります。

○議　　長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議　　長

日程第５　行政報告を行います。

伏見町長。

○伏見町長

それでは、５月８日開会の第２回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

１点目の航空宇宙関連についてということで、ここにそれぞれ実験等の今行われているもの、また既に行われたもの等が記載されております。

なお、ここにＪＡＸＡが５月１０日からやっております実験の中で、過日の新聞報道でごらんになったかと思いますけれども、この５日の日に大気球を打ち上げましたところ、カッターが誤作動いたしまして、上げた途端に墜落というか、浮力を失って落下をしたという件がございました。おかげさまで人だとか、また電線にちょっとかかった部分もありましたけれども、被害はなかったというようなことで、今後いろいろとＪＡＸＡ側も原因究明いたしまして、また今後の対策講じた中で実験が行われるものということで理解をしております。

次、２番目の委員の委嘱の関係でございますけれども、第５期の大樹町の総合計画策定審議会の委員４０名、ここに記載したとおり委嘱を申し上げました。任期は２５年５月１０日から答申の日までというようなことでございます。

なお、この策定委員会が１０日の日に開催されまして、会長には森林組合の組合長であります姉崎清作様、そしてまた副会長には、それぞれ各部会の部会長も務めていただくというようなことで、総務では行政区長の会長であります石山新一さん、保健福祉では部会長には大樹町福祉協議会の木村彰一さん、産業経済では部会長には大樹町農業協同組合の坂井組合長さん、生活環境におきましては部会長には大樹町の都市計画審議会の会長でもございます茂木哲次さん、教育部会の部会長には大樹小学校長の板谷校長先生がそれぞれ任命をされまして、今後の策定委員会、各部会等でのご審議がなされるものと思っております。

なお、委員の関係また選任区分等については、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それから、次、大樹町国民健康保険運営協議会の委員９名をそれぞれ委嘱をいたしました。任期が２５年５月１３日から２７年５月１２日までということでの２カ年間ということでございます。それぞれ公役を代表される方、保険医を代表される方、また被保険者の代表といういうことでそれぞれ３名の方で全員９名ですけれども、それぞれ再任ということになっております。

それから、３番目の平成２５年度の国・道事業関係でございます。

帯広開発建設部では２件ということで、いずれも新規でございます。それから、帯広建設管理部の大樹出張所の件につきましても、ここに記載したとおりでございますので、後

ほどお目通しをお願いしたいと思います。それぞれ継続のもの、新規なものもございます。それから、次のページですけれども、民有林等治山関係では、これは水産林務部ですけれども、５件ございまして、これもそれぞれ継続が４件、新規が１件という内容でございます。それぞれ施工内容等については、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それから、４番目の町営牧場の夏期放牧の入牧状況でございます。入牧月日が、光地園にあっては５月２７日、晩成にあっても同日でございます。利用戸数については、それぞれここに６月４日現在ですけれども、乳用牛については２８戸、肉用牛については１０戸ということで、前年より若干減っております。

入牧頭数ですけれども、これも６月４日現在ですけれども、それぞれ光地園牧場、晩成牧場、そしてまた乳牛・肉牛、また本年度と前年度の対比をして記載してございます。光地園牧場では本年度は９８６頭、晩成牧場では１５６頭、合計でいきますと１，１４２頭ということで、戸数は減っておりますけれども、入牧の頭数が増えているというような状況でございます。(4)の利用面積につきましても光地園牧場におきましては７８牧区で８１２．１ヘクタール、晩成牧場におきましては１０牧区で９６．４ヘクタールということでございます。管理体制におきましては、それぞれ光地園牧場においては職員２名、準職員３名、臨時職員６名、計１１名の体制でございます。晩成牧場におきましては、臨時職員２名の体制ということでございます。

次、財産の取得ということでございますけれども、次のとおり財産を取得したということで、既に予算もお認めをいただきましておりましたけれども、このたび契約等が整いましたので、ここにご報告を申し上げるものでございます。

所在については、大樹町の下大樹、地番が１９６番地の２と同じく３、４ということで、３筆でございます。それぞれ面積につきましては１，０２１．３６平米、契約金額が５８１万円、契約者は下大樹の半田司さん、契約日にあっては２５年５月１７日ということでございます。図面が添付してございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

６番目の農作物の生育状況についてということで、大樹町ゆとり農業推進会議が５月３１日に実施したものでございます。別紙がついておりますけれども、この表でいきますと、それぞれ馬鈴薯からサイレージ用トウモロコシまでが、生育遅れというような状況でございます。

また、あす作況調査をやりますけれども、この好天続きで大分この回復がされたというような状況でございます。いずれにしましても何とか晴天に恵まれた中での豊穣の秋を迎えられればなというような状況でございます。

次、７番目の自衛隊の浜大樹揚陸訓練ということでございます。

いろいろとこれも毎年行っているものでございまして、今年度は７月８日の月曜日から１０日までの３日間という日程でございます。８日、９日が揚陸訓練日と、１０日が何か影響があった場合には繰り越しをするというようなことでのそのような日程を設けているようで、３日間ということでございます。

私のほうも今回のこの揚陸に当たっては、いろいろと漁協さん、また私どものほうへ要請、町道の占用等、また町有地の占用等でのいろいろと許可申請が上がってきておりますけれども、まだはっきりした状況がつかめないというようなことで、日程だけはこのような形で一応取り押さえているというような状況でございます。はっきりしたことがわかれば、またいろいろとお知らせをしたいなと思っておりますけれども、第４普通科連隊のほうでは６月２０日に何か記者発表するというような状況でございます。

いろいろと私どものほうで情報等の収集を行っておりますけれども、なかなか報道前にはというようなことでの状況でございまして、今回はこのような形でのご報告にさせていただきたいと思います。

次、８番目の入札執行関係でございますけれども、工事請負契約では、それぞれ指名競争入札を行いまして、最低落札者との契約ということで、ここに掲げてありますように９件、それから委託業務契約についても、これもいずれも指名競争入札ということで３件、それから物品購入契約におきましても、それぞれ指名競争入札による落札者との契約ということで４件でございます。

それから、工事請負契約の設計変更ということで朗読をしてご説明をしたいと思います。

工事請負契約では、これは大樹町の老朽消火栓の更新工事の第１工区でございまして、消火栓４カ所ということで、当初このような形で２３９万９，２５０円で契約をいたしました。その後、ここに記載してありますように、これは旧日の出クリーニング店の前ですけれども、消火栓の位置といいますか、調査時に、信号機があるのですけれども、埋設深が浅く、さらに転倒防止用の根枷が布設されているということがわかりました。通常の掘削では施工できないため、当初設計していた消火栓の交換ではなく、新たに消火栓の設置位置を現在位置より、おおよそ４．６メーターを北側にずらして設置をするというようなことで、それぞれ工事内容が変わったというようなことでございます。契約金額については、３９８万４，７５０円ということで、１５８万５，５００円ほど金額で増ということでございます。

なお、工期につきましては、当初２５年７月３１日でございましたけれども、２５年８月３０日という内容でございますので、ご報告を申し上げさせていただきます。

次、９番目のその他ということでございまして、ここにそれぞれ来町者、それと会議に出席等が記載してございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

次に、辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

それでは、教育委員会関係の行政報告を申し上げます。

委員の委嘱についてでありますが、大樹町社会教育委員の補充についてでございます。任期は、２５年４月１日より２６年３月３１日の残任期間となっております。大樹中学校、

大樹町ＰＴＡ連合会副会長、十勝農業改良普及センター、それぞれ３名を委嘱してございます。

２番目でございますが、大樹町図書館運営委員についてですが、社会教育委員、町内公立学校職員、学識経験者など７名を委嘱してございます。任期については、２５年５月１日より２７年３月３１日までとなっております。

また、大樹町スポーツ推進委員についてですが、５名委嘱してございます。各協会の関係から５名を委嘱してございます。任期については、２５年４月１日より２７年３月３１日までとなっております。

２番目でございますが、子ども農山漁村交流プロジェクトということで、南十勝長期宿泊体験交流協議会（ＳＴＥＰ）による体験活動の受け入れを、この５月１８日土曜日に十勝管内の小学生２７名を受け入れております。内容については、蝦和山にて山菜採り、インカルシペにおいて無農薬のジャガイモ植えなどを体験しております。

以上で、教育委員会関係を終わります。

○議　　長

続いて、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

２点について、町長にお伺いいたします。

はやぶさ２の試験のことに関連してなのですが、はやぶさ２は打ち上げ、いつごろを予定しているのでしょうか。

それともう一つ、７番の自衛隊の浜大樹揚陸訓練についてですが、近年、駐車禁止になっていたのですが、去年、町長にもご尽力いただいて、それを解除していただいたということで大変ありがたく、よかったなと思っています。今年もぜひ浜大樹の町道の沿岸線の駐車禁止しないように、今年もよろしく申し入れしていただきたいなというふうに思っています。

それから、これはしばらくやっていませんけれども、改めて確認するのですが、許可証、公安委員会の発行した運転免許証があるので、別にそのほかに発行する必要はないと思って、ここ数年発行していませんけれども、引き続き要望していただきたいというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

はやぶさ２なのですけれども、ちょっと記憶が、２年後だと思うのですけれども、２年後。日程的なものは、資料をちょっと持っていないものでわかりませんけれども、そのころに打ち上げをするというようなことで、私たちも承知をしているところでございます。

それから、自衛隊の関係につきましては前年どおりということで、私たちもこのことについては、地域の住民の方のこともありますので、この辺のことはまた申し入れをして、そのような形で進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第６　委員会の所管事務調査（常任委員会報告）

○議　　長

日程第６　委員会の所管事務調査の件を議題といたします。

調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、志民和義君。

○志民和義君

それでは、総務常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

この件につきましては、任期満了に伴う委員会構成の変更前に完了した調査でありますが、私のほうから報告をさせていただきます。

１、調査事件名、大樹中学校体育館修繕の実態調査について。

２、調査目的、平成２４年１月に完成した大樹中学校体育館について、完成後間もなく修繕が行われており、その内容について調査を行うもの。

３、調査月日、平成２５年３月２７日。

４、参加者は、記載のとおりです。

なお、本調査については経済常任委員会の所管にも関連があるため、連合審査会の申し入れを行ったところ同意を得たので、経済常任委員会との連合審査会として調査を実施しております。

５、説明職員、建設課と教育委員会の担当職員。

６、調査の内容、大樹中学校体育館の修繕の内容について、現地調査を実施。

７、調査結果、大樹中学校体育館は平成２４年１月に完成したが、①アリーナに大量の雨水が浸入した。②管理棟１階の廊下フローリングが異常に盛り上がった。③管理棟２階の廊下フローリング及びアリーナフローリングの縁がせり上がっている。④アリーナとステージのすき間が大きい。⑤アリーナ天井、管理棟側の断熱材がむき出しになっている。⑥Ｘ型筋交い天井部の石膏ボードが大きくカットされた状態になっている。⑦設計図にあるアリーナ床点検口がない。⑧屋根の勾配が５０分の１と１００分の１との表示がある。⑨柔道場の吸排気口が離れて設置されていない。⑩体育館の保証期間について。などについて確認のための現地調査を行った。

１点目のアリーナに大量の雨水の浸入については、管理棟屋上に設置されている２カ所の排水口が落ち葉等でふさがれ、屋上が水深６０センチにも達するプール状態になった。その結果、水がたまることを想定した設計ではないため壁面より雨水が浸透し、アリーナ側に漏水した。今後、排水口の状況を定期的に目視し、障害物を取り除くことにより、このような状況は発生しないとの説明があった。

２点目の管理棟１階の廊下フローリングの異常な盛り上がりについては、納入されたフローリングはＪＩＳ規格認定工場で製作されたものであり、使用に当たっても規格どおりであった。

体育館及び管理棟の完成から数カ月後フローリングに異常な膨張があり、廊下が盛り上がった。冬期工事のため、床のコンクリートに水分が残っており、フローリングが水分を吸収・膨張したことが原因ではないかと想定されるが、補修工事の際にコンクリートの含水比を測定したが、コンクリートに問題はなく、目視でもコンクリートは乾燥した状態であった。フローリング自体も断面的に見ると、つなぎ合わせる下の部分に逃げを多く取っており、フローリング下側からの膨張に対処できる構造となっている。通常このような盛り上がり方は考えられず､また納入されたフローリングの保管中に水分を含んだとすれば、施工後には逆に縮んですき間ができると考えられる。

規格を満たした材料を使用し、設計どおり施工されているが、管理棟１階は玄関があるにもかかわらず、完成後は人の出入りがなく密閉された状況が続いたため、換気・通気が完全に行われず湿気が上がったことにより、フローリングが上面から水分を吸収し膨張した結果、フローリングが異常に盛り上がるという現象が起きたと推定されるが、現在は補修を行い、通気にも注意をしており、膨張の原因は特定できていない。

３点目の２階廊下フローリング及びアリーナフローリングの縁のせり上がり及び４点目のステージのすき間については、木の性質上、季節や湿度の変化により伸縮・膨張がある。化学製品や金属製品に比べると膨張率が高いため、施工直後は顕著にあらわれるが、この程度のせり上がりは予測範囲であり、時間がたつにつれおさまる範囲と考えられ、ほかの施設でも発生していることが多く、著しい場合は研磨をかけるとの説明があった。

５点目のアリーナ天井、管理棟側の断熱材がむき出しになっていることについては、設計どおりでは空間部ができるため、ウレタンを補填したとの説明があった。

６点目の筋交い天井の石膏ボードのカットについては、地震でＸ型筋交いの中心部が前後方向に揺れた。筋交いと天井はコーキングされ、揺れの逃げ場がなく天井のボードが傷んだため、逃げを大きくするためカットしたが、コーキングは緩衝材にならないため行っていないとの説明があった。

７点目のアリーナ床点検口については、床下に入るためのものではなく、のぞいて目視するためのものであり、目視はアリーナ側面に１４カ所あるアリーナ床換気口のグレーチングを外すと点検口と同様な機能があること、アリーナの主要部分には工作物は適当でないことなどから、設置をしなかったとの説明があった。

８点目の勾配の表示違いについては、図面表示の間違いで、１００分の１が正しいとの説明があった。

９点目の柔道場の換気口の位置については、柔道場には中央付近に吸排気口が２カ所ずつ設置されている。柔道場は使用状況により、中央で二つに区切って使用できる構造となっており、区切った場合に吸排気口は各１カ所ずつになる。排気口は互いにダクトでつながっていて、両方が同時に機能する構造となっている。

１０点目の保証期間については、契約書には特に記載されていない。

以上のとおり、主な問題について説明があったが、今後の検討課題として、管理上の課題１、１点目の排気口の定期的な点検が必要だと考える。

管理上の課題２、２点目のフローリングの盛り上がりについては、現時点で原因が特定できておらず、気温、湿度が上昇するこの夏の状況を注意深く見守っていかなければならない。場合によっては再調査が必要である。

管理上の課題３、施工業者は引き渡し時に、建築物や機械装置の維持管理のため「管理・維持取扱説明書」（注意書・マニュアル）を作成するとともに、引き渡し時には管理者に十分に説明する必要がある。（このことにより今回の管理棟１階の廊下フローリングの異常な盛り上がりを防ぐことができた可能性がある。）管理者（発注者）は、維持管理（定期的巡回も含む）のためのチェックシートを作成し、管理していく必要があると判断する。

このことにより、公共施設の管理人に異動が生じても適切な管理が行われ、長寿命化につながるものと考える。

設計・発注までの課題、５から８点目までは設計図と異なる現場での変更が行われているが、最終的にどれだけの変更箇所があったのか不明であり、これらについてはあらかじめ想定し、現状に即した設計とすることが必要である。

大樹町内での学校施設全体で発生している屋根の破損による漏水と設計との関係では、中学校の体育館も同様な屋根構造と排気口であり、特に中学校の排水口の点検は、日常容易にできる設計とはなっていない。過去の事例を踏まえ、同様の事態を繰り返すことのないよう、設計時に十分留意する必要がある。

以上でございます。

○議　　長

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

一番最後のページ、中学校の体育館も同様な構造となり、下から３行目ですね、「特に中学校の排水口の点検は日常容易にできる設計とはなっていない」と書いてあるのですが、私が見た限りでは、日常毎日点検できる設計なのですけれども、ここはちょっと書き違いか何かでないのですかと思うのですけれども。

○議　　長

志民委員長。

○志民和義君

日常点検できないということで調査を行っているのですが、議員も同じ総務委員会なのでご存じかなと思うのですが、私もそれは説明で、私、思うので、報告書どおりで問題はないと考えております。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

中学校体育館は、私は総務なのですけれども、ちょっとその日に出席できなかったのですけれども、後に中学校のほうにもう１回見にということで私一人で行ってきたのですけれども、中学校の体育館は点検はかなり難しい点検、よほどのことがないとできませんけれども、中学校は３階というか４階のところに点検口があるので、内側の階段からずっと上っていけるのですね。それは全部屋上へ出て行くので、そんなに恐怖は感じないし、常時点検できるような状況になっています。私も見てなかったのですけれども、ちょっとこれ書き間違いか何かと思いますので、済みません、もう１回お願いします。

○議　　長

志民委員長。

○志民和義君

そこの日常的に屋根まで上ってということになると、それは日常的に可能かと言われるとなかなか難しい、いろいろな仕事があって、そう簡単ではないというふうに私も考えのだ。（発言する者あり）それで議員もおっしゃるとおり、すぐ行けるという訳ではないのさ。だから日常的にという部分になると、なかなか難しいというふうに私ども考えて、こういう報告書を出したわけですね。いろいろご意見ある場合、私から言うのも変だけれども、次回、９月議会でも一般質問出したほうがいいかなと思うのだけれども、余計なアドバイスになってしまうけれども、みんな連合審査で、こういうことは余りないのでね、連合審査した上で、しかも総務常任委員会で全員出席のもとにこの報告書を作成している訳で、私はこれで報告書は異常ないと、その後の関連については先ほど報告書に述べたとおりでございます。

○議　　長

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◎日程第７　請願第１号

○議　　長

日程第７　請願第１号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する請願についての件を議題といたします。

本請願の内容については、お手元に配付したとおりであります。

本請願については、会議規則第９１条第１項の規定に基づき、請願処理表のとおり所管の常任委員会に付託することにいたします。

◎日程第８　報告第１号

○議　　長

日程第８　報告第１号平成２４年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から、報告の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、報告第１号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２４年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についてをご承認いただくものでございます。

平成２４年度議会におきまして、この繰越明許費については既に予算議決をいただいておりますが、今回法の定めによりまして、それらの財源内訳を報告するものであります。朗読をしてご説明を申し上げます。

平成２４年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

２款総務費では、翌年度繰越額が９，９０９万４，０００円でございます。その財源内訳が、国庫支出金においては７，３８４万７，０００円、町債については４９０万円、一般財源については２，０３４万７，０００円。

続きまして、６款農林水産業費では６３５万円の繰越額で、財源内訳が国庫支出金３４６万５，０００円、一般財源が２８８万５，０００円。

１３款諸支出金では、繰越額が３３３万円、財源内訳としては町債で３３０万円、合計でいきますと１億８７７万４，０００円の繰越額に対しまして、それぞれの財源内訳では未収入特定財源では８，５５４万２，０００円、一般財源で２，３２３万２，０００円となるものでございます。

以上で報告を終わらせていただきますので、内容をご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第９　報告第２号

○議　　長

日程第９　報告第２号平成２４年度大樹町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から、報告の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、報告第２号平成２４年度大樹町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての提案理由のご説明を申し上げます。

報告第１号と同様に、平成２４年度議会において繰越明許費について既に予算議決をいただいておりますが、今回法の定めによりまして、それらの財源内訳を報告するものであります。朗読をしてご説明にかえさせていただきます。

平成２４年度大樹町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

２款事業費では、繰越額が１，４００万円です。その財源内訳が、国庫支出金が７３７万円、繰入金が３３３万円、町債で３３０万円、合計では繰越額が１，４００万円で、未収入特定財源が同額の１，４００万円となるものでございます。

以上で報告を終わらせていただきますので、内容をご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第１０　議案第５２号

○議　　長

日程第１０　議案第５２号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題と

いたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
伏見町長。
○伏見町長
ただいま議題となりました、議案第５２号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。
本件については、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての議決をお願いするものでございます。
このたびの組合規約の中で、別表の第１中、それぞれ３４、３５となっておりますけれども、「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。新たに、この組合が設立されましたので、今回この規約を変更するものでございます。
内容をご審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
○議　　長
これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第５２号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第５３号

○議　　長
日程第１１　議案第５３号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第５３号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてをお願いするものでございます。

この件につきましても前号５２号同様、別表第１に「北空知圏学校給食組合」を加えるというものでございます。今回、新たにこの組合が設立されましたので、新たにこの規約の中に、北空知圏学校給食組合を別表第１で加えるという内容でございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５３号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第５４号

○議　　長

日程第１２　議案第５４号平成２５年度大樹町一般会計補正予算（第２号）についての

件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第５４号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２５年度大樹町一般会計補正予算（第２号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ５億１，３７５万４，０００円の追加補正と債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

それぞれ内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

北林総務課長。

○北林総務課長

それでは、議案第５４号平成２５年度大樹町一般会計補正予算（第２号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ５億１，３７５万４，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ６３億３，２３４万４，０００円とするものです。あわせまして第２条で債務負担行為、第３条で地方債の補正を行うものでございます。

内容につきましては、資料でご説明いたしますので５ページをごらんいただきたいと思います。

上段からですが、農林水産業費の畜産振興費、畜産担い手育成総合整備事業で委託料２，６７７万２，０００円の増です。この事業は、畜産基盤整備のために草地整備や施設整備等を行うもので、今年度から平成２８年度までの補助事業として今回、国の採択を受けましたので、今年実施予定の草地整備などの事業費を補正するものでございます。

続きまして、その下の強い農業づくり事業、負担金補助及び交付金で４億５，４５０万円の増です。この事業につきましても今回、国の補助事業の採択を受けて補正するものですが、晩成地区の農事組合法人が行う施設整備等に対し、２分の１の国・道補助金を間接補助するものでございます。事業では、パーラー１棟、フリーストール型牛舎３棟などを整備するものでございます。その下の牧場整備費で、畜産担い手育成総合整備事業、委託料で２６４万３，０００円の増です。前段の畜産振興費と同じ事業で、町営牧場の草地整備改良等を今後４年間で整備するもので、今回は今年度分の草地整備を計上いたしております。

その下の消防費消防総務費、南十勝消防事務組合負担金事業で、負担金補助及び交付金２１１万１，０００円の増です。これにつきましては、今年４月、大樹消防署の指揮広報車が貨物トラックに追突されまして、車両の後方部分が大破いたしました。この車両につき

ましては、平成２３年度に購入したものですが、現在まだ１年７カ月の経過ですが、町民の生命財産を守る緊急自動車としての特殊性など勘案しまして、走行性能の安全性に万全を期するため現車両は廃車処分とし、今回新たに購入するための負担金を補正するものでございます。特定財源としましては、過疎債を充当するものです。

次に、災害対策費、防災行政無線維持管理費で、備品購入費１，９５３万円の増です。防災行政無線につきましては、平成２年に整備いたしまして、その後老朽化に伴いまして役場庁舎と消防庁舎に設置しております防災行政無線の操作設備を更新するために、今回備品購入費の予算措置をいたしております。

次に、諸支出金、事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金で８１９万８，０００円の増です。特養入所者の介護報酬の一部を今回返還するために、介護サービス事業会計に対し繰り出しを行うものです。

合計では、補正額５億１，３７５万４，０００円の増、補正予算財源内訳の特定財源で国・道支出金４億５，８０２万８，０００円の増、地方債１４０万円の増、その他で２，５８８万７，０００円の増、一般財源が２，８４３万９，０００円の増となるものです。

次に、２ページの第１表歳入歳出予算補正の歳出をごらんください。

歳出で、６款農林水産業費から１３款繰出金まで、歳出合計で補正前の額が５８億１，８５９万円、補正額５億１，３７５万４，０００円、計で６３億３，２３３万４，０００円となるものです。

次に、１ページの歳入をごらんください。

１５款道支出金から２１款町債まで、歳入合計で補正前の額５８億１，８５９万円、補正額５億１，３７５万４，０００円、計で６３億３，２３４万４，０００円となるものです。

次に、３ページの第２表債務負担行為をごらんください。

第２表の債務負担行為ですが、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）大樹第１地区で、期間は平成２６年度から平成２８年度までの３年間で、限度額を３億５，１０６万５，０００円以内とするものです。

続きまして、４ページの第３表地方債補正をごらんください。

第３表、地方債補正です。今回の補正は、既定の地方債の限度額を変更するもので、起債の目的が過疎対策事業で、補正前の限度額６億６，６１０万円を補正後の限度額６億６，７５０万円とするものです。新たに、消防指揮広報車整備事業を増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

消防の機械で追突という話なのですが、保険の対象なのだろうと、ぶつけられたのだから割合があるのでしょうから、この割合というのは何分の何なのか。それから、それに出る保険の金額というものは幾らなのか、総額何ぼなのかということ、これ明細に出ていないのです。この金額は出ていますから、これはだめだとは言っていませんので、この中身をきちっとお教えをいただきたいと思います。

○議　　長

北林総務課長。

○北林総務課長

今回、後方からの全くの追突ということでございますので、消防のほうはゼロということで、相手側が１０割の過失割合があるという内容でございます。補償額の関係ですけれども、相手方の加入保険の賠償額としては２０７万９，０００円でございます。さらに、相手方が自己負担で賠償する金額が４８万５，１３２円、合わせまして２５６万４，１３２円となっております。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５４号平成２５年度大樹町一般会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１３　議案第５５号

○議　　長

日程第１３　議案第５５号平成２５年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第５５号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２５年度大樹町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ２６２万5，０００円の追加補正でございます。

内容につきましては、町民課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

田中町民課長。

○田中町民課長

それでは、議案第５５号平成２５年度大樹町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について内容の説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２６２万5，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ８億5，４６２万5，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、８ページ、９ページの歳出をお開きください。

８ページ、歳出。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費、補正額２６２万５，０００円。内容につきましては、５月議会で条例改正を行った特定世帯に係る国民健康保険税の減額措置延長に伴う総合住民情報システムの改修でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、６ページ、７ページをお開きください。

６ページ、歳入。

９款繰越金１項繰越金１目繰越金、補正額２６２万５，０００円。

次に、総括の歳出、５ページをごらんいただきたいと思います。

５ページ、歳出。

歳出合計、補正前の額８億５，２００万円、補正額２６２万５，０００円の増、計８億５，４６２万５，０００円。

次に、４ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額８億５，２００万円、補正額２６２万５，０００円の増、計８億５，４６２万５，０００円となるものです。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５５号平成２５年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第５６号

○議　　長

日程第１４　議案第５６号平成２５年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第

１号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第５６号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２５年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ６８万円の追加補正をお願いするものでございます。

それぞれ内容につきましては、特老所長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

藤井特養所長。

○藤井特養所長

それでは、議案第５６号平成２５年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ６８万円を追加し、歳入歳出それぞれ３億７，５１８万円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、８ページ、９ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出です。

２款介護老人福祉施設事業費１項介護老人福祉施設事業費１目介護老人福祉施設費、補正額６８万円の増でございます。これは昨年１２月に、十勝総合振興局の実地指導を受けまして、その際に介護報酬の算定１日１３点、金額にいたしまして１３０円でございますが、算定要件を満たしていないというご指摘がございました。平成２５年１月に文書指導をちょうだいいたしまして、私どもで自主点検をした結果、平成２１年４月サービス提供分までさかのぼりまして、誤って加算の算定したということでございます。

ここでは加算の本人負担分、１割相当額を還付するものでございます。この内容といたしまして、率、９０人、延べ、月数でいきますと２，１１６件程度、総額６８万円の負担金を還付するものでございます。

次に、６ページ、７ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

歳入です。

１款サービス収入１項介護給付費収入２目介護老人福祉施設事業収入、補正額７５１万８，０００円の減でございます。これにつきましては、平成２１年４月分より誤って受領いたしました介護給付費、９割相当分を大樹町外関係６市町村に返還するもので、介護給付費は国保連合会を通してやりとりをしているものでございますが、現年給付費からこの額

が差し引かれる、相殺により返還する給付費を減額するものでございます。

３款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金、補正額８１９万８，０００円の増となるものです。

次に、５ページ、総括の歳出をごらんください。

総括の歳出です。

２款介護老人福祉施設事業費、補正額６８万円の増。

歳出合計、補正前の額３億７，４５０万円、補正額６８万円の増、計３億７，５１８万円となるものです。

次に、４ページの歳入でございます。

総括の歳入です。

１款サービス収入から３款繰入金まで、歳入合計、補正前の額３億７，４５０万円、補正額６８万円の増、計３億７，５１８万円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

平成２１年４月にさかのぼって返還するということなのですが、２１年４月というのは条例改正か何かあって、間違った原因というのかな、だとするとそういう制度改正があったのか何なのか、内容についてお伺いしたい。

そして、それはまた平成２１年４月というのは、何か５年ということなのか、それともその時点から返還しなければならないものなのか、どうなのでしょうか。

○議　　長

藤井特養所長。

○藤井特養所長

議員おっしゃるとおり、この報酬の制度におきましては、おおむね３年ごとに改定がなされております。ここの２１年４月にも改定がなされまして、２１年４月サービス提供分から介護報酬制度の単位だとか、加算等の改正がなされております。その際、私どものほうでは算定をするときに、ここで間違って算定してしまったのは、看護師の体制加算ということでございます。

私ども看護師３名配置しております。それで２５名以上５０人までは２名でいいということでございましたが、１名多くいるということで私どものほうでは算定をした結果でございます。しかし、介護老人福祉施設には機能訓練指導員というものも置かなければならないということでございまして、それにつきましては看護師が兼務しているということでございます。そんなことで常勤換算が、どうしても３人にならないよというこ

とで、昨年の１２月に実地指導を受けた際に指摘を受けたということでございます。

それで、その指摘に基づきまして私どもが確認した結果、その制度が改正された２１年４月までさかのぼって利用料、あるいは介護報酬ですね、給付費を利用したと、あるいは保険者のほうにお返しするということでございます。自主点検の結果ということで、お返しするということの内容でございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

制度改正やったときなんか特に気をつけなければならないので、これこういう担当者とか何とかの会議か何かのときに、こういうようなことというのは公務員とか何かでしたら、特に厳格にやられるというのが私の記憶でもかつてそうだったのですね。そういうことで、あるいはそれでは足りないものについては、近隣のところにも聞くということまでするのですが、それでも漏れるのですよ。ですけれども、そういうようなことは制度改正のときにはされていないのでしょうか。

○議　　長

藤井特養所長。

○藤井特養所長

もちろんそういう関係町村、情報交換といいますか、行っています。

それから、当時の十勝総合振興局のほうにも問い合わせ等もしながら、慎重に進めたというふうに記憶をしております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

今の答弁を聞いていると、振興局のほうがだらしないのだな、町はわからないのだろうけれども、２１年から振興局はわからなかったという認識でいいのだな。だって監査入るのだろう、入らないの、入りますね、監査をやられた担当官の名前、わかります。振興局の。だれが監査して、見つけられなかったといったら、これは道の問題だ、本当から言うと、町でないのだ。だから本当は職員もあるのだぞ、これは３代ぐらいさかのぼるのだろう、所長。２１年からといったら、これ減額問題だ、本当からいったら。金額少ないから、そこまでは言わないけれども、やっぱりこういう問題はきちっと振興局にも、本当十勝支庁だな、振興局と口に言いづらいけれども、担当官がだらしない、職員もだらしない、これは今後このようにないように厳重に。

振興局に言っておけ、議会で言われましたと、おまえらも監査何やっているのだと、我々もだらしないけれども、おまえらもだらしないなと言われましたと言っておけ、そのぐらいの気力を持ってきちっと。この払う６８万円のうちのおじいちゃん、おばあちゃ

んなので、亡くなった方もいるのではないの、どうなのだ、こういう場合どういうふうになるのだ、対応は。お金を返すということは財産分与になるのだから、３代まで書類をつけてやるのかどうか、そこら辺はどういうふうになっているのですか。

○議　　長

藤井特養所長。

○藤井特養所長

今、利用者の方にお返しする方４３名おりまして、あと残りの方は退所されて亡くなっている方もいらっしゃいますので、相続人を確定いたしましてお支払い、戻すという形になろうかと思います。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

あのさ、亡くなっているのだよ。ということは、財産分与になるのではないのと、この手続はどうするのと、法律上そうでしょう。町が間違って余分に取ったので、お返しをしますといった場合は、本人に返せないでしょう。少ない金額であっても。その場合は少なくても司法書士さん等々の財産の放棄並びにという順序を踏むのだけれども、それはどういうふうに行われるのですかと聞いているのだよ。返すのはわかっている、ない人に返せないのに、どうやって返すのと、その部分をちょっと、手続上支庁にも確認しなさいよ。そうでしょう。返すのですと、議会は通りましたと、だけれども、それは法律上財産分与になるのですよと、この場合の手続はどういうふうにしたらよろしいのですかと。ミスだからいいというのかもしれないし、どうなのかということもあるのだろうから、そこら辺はどういう見解を後でしっかり聞いて教えてください。

これ以上しゃべっても説明できないと思うから、支庁のほうにしっかりと、これ総務課長も、総務課長もだよ、一番窓口なのだから、ここら辺しっかり聞いて後で教えてください。後学のためにも、今後万が一あったとき困るから、それで終わります。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５６号平成２５年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第５７号

○議　　長

日程第１５　議案第５７号平成２５年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第５７号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２５年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）をお願いするものでございます。

今回は、収益的収入及び支出ではそれぞれ１７９万円、資本的収入及び支出ではそれぞれ６０万円の補正でございます。

それぞれ内容につきましては、水道課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

議案第５７号について説明させていただきます。

平成２５年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）についてですが、第２条、収益的収入及び支出。過年度損益勘定留保資金を４，５７９万円に改めることとし、収益的支出に１７９万円を追加するものです。

第３条、資本的収入及び支出。収入及び支出にそれぞれ６０万円を追加するものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、１１ページ、１２ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

１款水道事業費用１項営業費用２目配水及び給水費、補正予算額１７９万円の増ですが、これにつきましては配水管及び給水管の漏水調査業務委託料の追加をお願いするも

のです。今年の１月ころより、開進、石坂、市街地の配水量が１時間当たり最高２０トン程度漏水しており、現在も続いている状況となっています。そのため漏水箇所を特定するのに、配水管及び給水管の漏水調査が必要となるものです。今回は調査範囲が広いため、委託料の追加をお願いするものです。

１７ページに、漏水調査区域図を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたしたいと思います。

次に、９ページ、１０ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金の補正予算額１７９万円の増です。

次に、１５ページ、１６ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

１款資本的支出２項配水管補償工事費１目配水管補償工事費、補正予算額６０万円の増ですが、これにつきましては高規格幹線道路中札内大樹道路工事に伴う配水管移設調査設計業務の委託料について、国土交通省からの通知によります公共工事設計労務単価の増のほか、歩掛りの改定により増額をお願いするものです。

１８ページに、調査設計位置図を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、１３ページ、１４ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

１款資本的収入１項工事補償金１目工事補償金、補正予算額６０万円の増です。これにつきましては、先ほど支出の部で説明いたしました高規格幹線道路中札内大樹道路の調査設計業務に伴う工事補償金となります。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしくお願いします。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５７号平成２５年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）について

の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第５８号及び日程第１７　議案第５９号

○議　　長

日程第１６　議案第５８号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）委託契約の締結について及び日程第１７　議案第５９号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結についての２件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま一括議題となりました、議案第５８号、５９号について提案理由のご説明を申し上げます。

５８号につきましては、畜産担い手育成総合整備事業委託契約の締結についてということで、次のとおり委託契約を締結したいということで、１として委託の内容、２で契約金額、３で契約の相手方、４で支払方法、５で契約の時期ということで、それぞれここに記載したとおりでございます。

なお、別紙表がついていると思いますけれども、図面等も参考にお願いをしたいと思います。

この畜産担い手育成総合整備事業の関係につきましては、北海道農業公社が事業主体であり、農業公社が都道府県知事から、この事業の開始に関する通知を受けたときは、地区の所在する市町村との間で契約を締結するという決めになっております。この農業公社と市町村の契約は、草地及び施設の設置委託及び譲渡に関する事項を内容とするものでありまして、これは地方自治法第９６条第１項第５号及び第８号の規定に基づき、議会の議決を経るという事項でございます。それによりまして、今回この５８号におきましては、草地に関する再編整備事業ということで、２億２，３９６万７，０００円でございます。

なお、５９号につきましては、これは再編整備事業の中の施設の譲渡ということで１億５，６５１万３，０００円でございます。別紙の表があろうかなと思いますけれども、この年度別事業区分の中にあって、全体ではそれぞれ基本施設、農業用施設云々ということで、それぞれここに記載してございます。２５年度から２８年度までの事業区分でございまして、今回２５年でこの当初でお認めをいただいたというようなことで、４カ年にわたる事業の契約をするという内容でございます。

右端のほうには草地設置委託契約ということで、それぞれ金額等も記載してございまして、契約金額が２億２，３９６万７，０００円、その隣が施設譲渡契約ということで、これは５９号の関係ですけれども、１億５，６５１万３，０００円という内容でございます。

それぞれご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらさせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括議題となっております２件の議案について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第５８号の討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５８号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）委託契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５９号の討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

次に、議案第５９号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第６０号

○議　　長

日程第１８　議案第６０号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第６０号財産の取得についての提案理由のご説明と内容のご説明をいたしたいと思います。

本件は、財産の取得についてということで、このたびの財産取得についての議会の議決をお願いするものでございます。

既に予算も決定していただいたおりまして、去る５月２８日に町外の２企業を指名いたしまして、指名競争入札をいたしました。その結果、帯広市西１９条北１丁目７番６号の東北海道日野自動車株式会社帯広支店が１，９４３万９，９７０円、下取りが２６万２，５００円、差金が１，９１７万７，４７０円で落札をいたしましたので、同社と契約をするものでございます。

内容について、朗読をして説明にかえさせていただきます。

財産名は、スクールバスでございます。数量が１台。取得額が１，９４３万９，４７０万円、下取りが２６万２，５００円、差金が１，９１７万７，４７０円、契約の相手方が先ほど申し上げました東北海道日野自動車株式会社帯広支店、契約方法は指名競争入札、納入期日は平成２５年９月３０日となっているものでございます。

内容をご審議いただきまして、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６０号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議　　長

お諮りします。

議事の都合により、あす１２日は休会といたしたいと思います。これにご議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、あす１２日は、休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議　　長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会　午前１１時４４分

平成２５年第２回大樹町議会定例会会議録（第２号）

平成２５年６月１３日（木曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員の指名について

第　２　一般質問

○出席議員（１２名）

１番　加藤明浩	２番　齊藤　徹	３番　杉森俊行
４番　松本敏光	５番　西田輝樹	６番　柚原千秋
７番　福岡孝道	８番　髙橋英昭	９番　志民和義
１０番　阿部良富	１１番　安田清之	１２番　鈴木千秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見悦夫	副町長	酒森正人
総務課長	北林博美	企画課長	布目幹雄
町民課長	田中健児	税務課長	郷原憲治
保健福祉課長	佐藤　彰	農林水産課長兼町営牧場長	森　博之
商工観光課長兼地場産品研究センター所長	松本清隆	建設課長	高橋教一
水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼出納課長	高田末雄
病院事務長	黒川　豊	老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	藤井賢嗣
教育委員長	辻本正雄	教育長	小林文雄
学校教育課長	吉岡信弘	学校給食センター所長	神山保博
社会教育課長兼図書館長	小森　力	農業委員会会長	鈴木喜雄
農業員会事務局長	角倉和博	代表監査委員	澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	主任	上田昌弘

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

１０番　阿　部　良　富　君

１１番　安　田　清　之　君

１番　加　藤　明　浩　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次これより発言を許します。

初めに、５番西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、先に通告しております大樹中学校の修繕について、それから総合計画策定について、大規模災害対策についてと、その３点について町長にお伺いしたいと思います。

それでは１点目の大樹中学校の修繕についての質問をさせていただきます。

特に情報の公開というか、そういうふうなことで気になりましたので、そのことを中心にお話を承りたいと思います。それでは朗読します。

大樹中学校体育館が完成したばかりなのに、修繕工事がなされており生徒の父母や社会教育関係の学校開放事業の参加されております参加者の方々から新築工事なのに何故という疑問の声が寄せられております。

また、この状況が一部の人々しか知り得ないことは情報の公開という観点などからも種々問題があるのではないかということで考えております。

町長は今回、どのような考えであるかを伺いたいと思います。

個別には私も詳しいことはあれですので、一つは修繕の状況ですとか内容についてお知らせ願いたい。

それから、２番目はこのような状況といいますか、どのように考えているのかのお考えをお知らせ願いたいと思います。

３番目は、どうしてもと思っていることなのですが、原因を明らかにして町民に説明を行う考えはないのかをお聞きしたいと思います。

それから４番目、これからも種々公共工事が建築関係のほうもあると思いますので、今後、このようなことがないようにするためにはどのような方策が必要かということで、その４点について具体的にお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、西田議員の大樹中学校の修繕についてということで、４点にわたってのご質問でございます。

また、質問書と答弁書にもありませんけれども、情報の関係についても若干、お答えを申し上げたいなと思っております。

大樹中学校体育館は老朽化した施設を改築するということに当たりまして、学校の体育館としてではなく、体育の授業で必修となった武道が実施できる柔道場の整備、また町民の皆さんに利用していただく体育施設、災害発生時における避難施設ということなどを考慮いたしまして整備した施設でもございまして、平成２４年１月に完成しております。

設計に当たっては、施設の配置などの周辺の状況を考慮した屋根の構造としたほか、道産の木材を積極的に使用し、木のぬくもりを生かした教育環境の整備に努めてまいりました。

議員ご指摘のように、新築間もない施設で不具合が数多く発生したということは、大変、残念に思っており、使用に支障のないよう対応しているというような現状でもございます。

１点目の修繕の状況、内容についてですが、大雨により管理棟の屋根の漏水がありました。この要因はドレーンに枯葉が詰まり、オーバーフローによりまして室内に漏水が発生したというようなことで、これの再発を防ぐためにドレーンに枯葉の進入防止のための網の目状のかごといいますか、そういうものを取りつけることによって今、対応しておりますし、また目詰まりが発生しないように定期的に確認をするというようなことでの管理体制もこれは重要なことでありまして、日常の点検も実施をしてまいりたいと考えております。

廊下、アリーナのフローリングの盛り上がりについてでありますが、これにつきましては，利用者が支障のないよう今現在、また今まで補修を行ってきているという状況であります。

２点目のこの状況をどのように考えているかということですけれども、屋根からの漏水の原因は枯葉の堆積による目詰まりということで施設周辺の改修と管理体制を徹底し、対処いたします。

廊下やアリーナのフローリングの関係ですが、原因はいろいろと考えられるのかなと思っております。今回も一昨日、総務常任委員会の報告の結果を踏まえまして、適正な管理運営

を今後図ってまいりたいと考えております。

今後も発生した場合は、安全が第一でございますので、速やかに対応していくことが重要であるということで考えております。

３点目の町民への説明ということでございますが、建築後２年目に入ったところであり、季節や湿度によりまして今後どの程度、変化があるかは経過観察をしてまいりたいと考えております。

利用者に不便が来さないよう補修を行っており、町民の暮らし、命を脅かすような事態ではありませんので、改めて町民に説明することは考えておりません。

４点目の今後の方策についてですが、学校施設の建設等は小中学校とも一応、終わりましたが、今後、町の公共施設の建設に当たっては十分に留意しながら町民に喜ばれ、安全、安心な施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今回のこのような補修云々という修繕的な工事が多かったというようなことで、議会のほうも全議員の総務経済議員一体となりまして詳しく調査をしていただきまして、一昨日、私もお手元にいただきました。

このことを今後重く受けとめながら、今後の状況をしっかりと現場、また原課との連携を深めながら、町民の皆さん方にはご迷惑のかからないような、ご心配をいただいたようなことのないように今後、取り進めてまいりたいなと思っております。

情報公開の関係につきましても、この期間にあっては使用に耐えないとか、また休館をしたとか、避難所としても役目を果たしておりますので、そのような形でのご不便も余りなかったかなと思っておりますし、また子供たちにも生徒にもお聞きしたところ、授業にも差し支えがなかったというようなことでもありますし、また社会教育施設、体育施設としての利用者からも一部そういうことがあったということは私も拝見しておりますので、そのような形で余り町民の方々にはそこまで、こういうことがあってこうですよというようなことまでの情報は今後も発信をしていかないかなと思っております。

ただやはり、今後の状況を見ながら、これがまた休館とか、また子供たちにも影響があるというような場合にはしっかりとした対応をまたとってまいりたいと考えております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

答弁書をいただいた以外にも丁寧にお答えいただきまして、今、町長のおっしゃられたようなことですので、再質問の中でいろいろお聞きしたいなと思ったことが多数含まれておりますので、大変、答弁いただいたのにさらにまた上乗せするような感じで申し訳ないのですけれども、ちょっとまずは１点、修理箇所についてドレーンの改善ですとか、フローリングの盛り上がりということで答弁されておりましたけれども、このほかにも場所というのはちょっと聞いている中であれですけれども、壁なんかも、何て表現がいいのかちょっと僕わかりませんけれども、ちょっとくぎが効いていないというのか、何かべこべこというような、

そういうふうな詳しい方は、そういうふうな壁のことなんかもおっしゃっていましたけれども、限られた紙面の中での答弁ではしょられたのだったらはしょられたでいいのですが、何か聞いている中にもそのこともあるのではないかなと思うのですが、町長の把握されていることについてはこの２点が部下からの報告なのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

私はご質問の内容が主にこういうことかなと思いまして、調査報告に基づいて私もお答えをさせていただきました。

これ以外にも柔道室の壁が結露が出てきたとかという現場も見ていますし、またバケツでそれらを落としている現場も見させていただきました。それから、もう一つは今おっしゃった壁の関係についても私も実際行って、触って確認をしてきております。

いろいろと換気の関係で締め切っていた、一月、二月も締め切っていて、中だけ温度を上げるということになれば、そういうような状態、我が家のことを考えるとそういうこともあり得るのかなと、やはり開放して、しっかりと換気をうまくやっていけば、これも解決できたのかなと、これは後程の考えですけれども、そういうこともありました。

それから今の壁の関係につきましても、私も確認をいたしました。くぎがないものですから、これはどうやってとめているのということを聞きましたら、これは何か専門用語で「目透し張り」とか言うらしいです。何か細いものを打っていくらしいのですけれども、これが余り効いていない場所、それからある程度、本数はきちっと入ってはいるとは思うのですけれども、中ではやはり換気の関係でちょっと緩んだとか、そういうような形での一部はく離されている場所の私がちょうど行ったときありました。

これらのことについても現場のほうではしっかりと連携とっておりますので、そういうことを含めて我々は今後も考えていかなければならないなと思っています。

いずれにしても、議会のほうからもこのような詳しい報告を受けておりますので、これは重く受けとめて我々もしっかりとこれから対応していかなければならないかなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ありがとうございます。

いろいろ、その時点ではその不十分なこともそうやっていろいろ最善を尽くしていただいて、父母の方や生徒の皆さん、または災害の避難所のことにとか、いろいろな面で支障のないように、これからも特に新しい施設ですのでそのように思っております。

あともう一つというか、もう少しあるのですけれども、答弁書のいただいた中で議会のほうのことも非常に評価していただいたり、重くというような言葉の中で、全般的にはそのよ

うに町長はおっしゃっていただいたことを、その中の１人としてありがたく思っております。

自分たちのことを自分たちでこういうふうに言うのも何ですが、議員さん１２名それぞれ何というか技術者の方とか、そのように詳しい人もいませんので、住民の方のたまたま私のところにご連絡いただいた方は質問書にもあるように、何で新しいのがとか、それから自分の家ならあなたはどう思うのとか、そういうふうなことで、あともう一つ言われたのが原因は何だということで、そのとき僕ちょっとお答えもできなく残念だなと自分で知識の不十分さ何かについてもそのように思ったのですが、ぜひ今は町長は施設のいろいろな不十分なことについては修理なり何なりということで、引き続き一生懸命やっていただけるというお約束ですが、私は町として原因というか、今は町長お話の中、換気とかそういうふうなことが不十分でなかったかなというようなこともにじまさせてお話されていたのですけれども、そういうふうなことをもう少し科学的に原因がこうだよというようなことをぜひお調べいただいてと思っているのですが、そういうふうなお考えはありませんか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとこの調査段階のことをみると、いろいろとそういう携わった業者さん、施工業者、または設計云々ということはなかったかなと聞いております。

それで、いろいろと原因究明に当たっては現場対応で議員さん方でいろいろと何点か十数点にわたるようなものを出していただいたと、それに対して逐一それぞれ我々のほうでは対応したのかなと、回答しているのかなと思っております。

ただやはり、本当は一番いいのはそういう箇所を全部めくってきちっと検査をすればいいのですけれども、なかなかそういうこともできなかったということですから、いろいろとフローリングの関係については、どういうことが、今まで建物の状況を見ると過去の建物を見るとやはりそういうゆがみきはあったのですね、ほかにも。

これはやはり、ある程度、一定になると落ち着いてきたということですから、そういうことかなと思っていましたけれども、余りにもこれが長く続いたり云々ということになってくると、今おっしゃるような方々をそれなりの関係者も、うちもそれなりのおつき合いをしておりますから、そういう方々をしっかりと呼んで調査するというようなことも考えていかなければならないこともあるのかなと。

とりあえず今は議会のご報告にありますように、ちょっと今は静観をしていると、今は落ち着いているようですから、それらを含めて今後、対応していきたいなと思っております。

住民の方々にも何で云々ということで、大変、新しい建物の中では過去には結構こういうような箇所何回かあったのですよね。それが余り影響もなかったかなと思ってもいますけれども、今回、体育館ということで大変子供たち、または父兄の方々にもご心配をかけたのかなと思っていますけれども、このことはしっかりと受けとめて対応していきたいなと思って

おります。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あとはちょっと言葉尻をとるようなことであれなのですが、ちょっとお考えの中でどうかなと思うことが１点ありまして、ご答弁の中で町民の暮らしや命を脅かすような事態ではありませんので、改めて町民に説明することは考えておりませんという一説があったのですが、それは事実だと思います。

ただ、そういうふうなことが起きたのは事実ですので、利用者の方ですとかのところにこのように今、修理しているので微妙に材質が違うので、例えば滑ったり、その滑る逆で足のほうがついていけなくて事故なんかもないとは言えませんので、町民全体にはそのようなことだからお知らせするつもりはありませんというお考えなのかもしれませんけれども、せめて関係者なり、何なりとか、そういうふうな人への何らかの方法の周知というのは必要でなかったかなと思うのですが、そこら辺はちょっと僕もされているのか、されていないかも済みません、学校に１回しか行ったことが、調査のときにしか行ったことしかないものですから、学校なり生徒なり父母なりにされているのでしたら大変、申し訳ないことを言いましたけれども、そこら辺はどのような対応をされているのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと町民周知の関係については大変、難しい面もあろうかなと思います。

ただ、私、前段申し上げたように、学校側としては支障がないと、子供たちにも私、何回か確認をいたしました。それでは大丈夫ですよということですから、これは以前から学校側と教育委員会と連携とっておりますので、そういうような事態になればですね、これはやはりそういうことを集中して何日か休むとか、そういうことでしっかり対応していくということは大事なことかなと思っております。

そのような形で今回は周知をしなかったということで、ただ、やはりこれらが支障を来すようなことがあれば、これはやはり例えば２日休んでこう言うことですよ、原因はこうですよというようなことの周知は大事なことかなと思っておりますけれども、前段申し上げたような形での利用の仕方ができたものですから、私のほうはあえて周知はしなかったということでご理解願いたいと思います。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

そうしたら、このことのちょっと私のほうの表現がまずくて、ちょっと質問の事項といいますか、ちょっと済みません言葉足らずというか、表現が余りよくなかったのかもしれませ

んので、もう１回、口頭であれなのですが、今後このようなことがないようにするための方策ということで４番目にお聞きしたのですが、私のイメージでは工事の業者さんとか、俗に言う施主さんとか、利用者さんとか、そういうふうな方とのちょっと業界用語では何というのか知らないですけれども三者協議みたいのが、何という表現で言ったら、その会議の名前はわかりませんけれども、発注者と施工者の方とか、何かそういうふうな打ち合わせ会議みたいのは日程のあれでは、スケジュールではあれなのですけれども、例えば私聞いた話の中で、高等学校の体育館できる時期には何かＰＴＡ関係者も道関係の方とか、何かそういうふうな学校関係の方なんかを呼んで施工業者さんが３回にわたって、ここの今、大きな工事をやると下のほうが見えなくなりますからとか、それら鉄筋の確認とか、何の確認なのかもわかりませんけれども、そういうふうにして３回も呼ばれて行って工事の状況なんかを見れたのだよというような、何かそのような話もありましましたので、今後の話になりますが、例えばいろいろな公共工事がなされていくと思いますので、何か町側のほうというか、発注者のほうから担当者レベルでの打ち合わせには１週間に１回とか、いろいろなされていくと思うのですけれども、要所要所の中で利用者の方とか、学校はＰＴＡとか思いつくのですけれども、病院なら誰だと言われたらちょっと思いつきませんけれども、そういうふうな住民の方なり何よりのそういうふうな合いの手を入れていくような、そういうふうなことにご配慮いただければ、なお住民の方というか一体感あって、自分たちの公共施設ということでの一体感がなっていくのではないかなと思うのですが、そういうふうな発注者としての指示なり、ご配慮なりということはいかがでしょうか。今の考えの中でお答えいただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

結果論ですけれども、今回は中学校の場合は高校のような形ではやっていませんでした。そういうのがわかっていたら、ぜひそういうことを前もって教えていただければ、我々も対応できたのかなと思っております。

大樹の小学校の場合は、いろいろと何回かやりました。今回も病院は地域の方々だとか云々ということの見学会というか、こんなふうになるのですよぐらいの土台の上に上がったり、また２階上がったりということは考えていますので、こういうことは町民の方々にはしっかりと周知をしながら進めてまいりたいなと思っています。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

決して、犯人捜しだとか、それは原因は教えていただきたいと思いますけれども、そういうふうな意味で今回この一般質問をしたわけではなくて、住民の方、何回も先程お話ししたように自分の家ならどうなのとか、そういうふうな素朴なことなんかで住民の方のいろいろ

な意見もありましたので、町長におかれましても町の行政の執行なり、一定のそういうふうなことのお考えのことについて十二分にわかりましたので、わかりましたがなお情報の公開だとか、先程おっしゃっていただいたような、そういうふうな住民の方とともにつくっていく、そういうふうな公共事業とか、そういうことになお一層ご配慮いただきたいなということでお電話いただいた何人の方のかわりにと言ったら変ですけれども、その思いの部分ありますので、そのことを一般質問させていただきましたけれども、いかが、総括みたいなことで町長のそれに対するお考えも最後にお聞きしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとそういうような住民からのお声があったということなのですけれども、私たちも先程から何回か申し上げていますけれども、やはり今おっしゃられたこと、私が申したことは、これはしっかりと取り組んでいかなければならないなと、それよりもやはりこの総務常任委員会からの報告書が、これはやはり重いものですから、これはしっかりと議員さんもそうですし、我々もこれは責任を持ってしっかりと取り組んでまいりたいなと思っております。

○議　　長

次の質問に移ってください。

○西田輝樹君

それでは、２番目の総合計画策定について、町長の基本的なお考えをお聞きしたいと思っております。

総合計画は私はそういうふうな自治法の改定によって町がなみなみならぬそういうふうな議決事項にしていただいたことなんかも、本当に町長の姿勢として立派だなというふうにして思っております。

そういうふうな町長の思いを含めてお聞きしたと思っております。それでは、質問の部分は朗読させていただきます。

総合計画の策定作業も始まり、今後の町づくりの基本が多くの町民の方々の協力を得て策定されております。総合計画は、策定にかかわる委員の方ばかりでなく、一般町民の皆さんも大きな関心を持っており、今後の生活の向上や各種利便性が高まるなど、多くの願いが実現されることを町民、多くの方は期待しております。

また、何よりこの町が皆さんにとって、我々にとってもそうですけれども、誇りに思える町に、自慢できる町になることを町民の方も私たちも熱望しております。

今回の総合計画の策定に当たって、町長の考える基本的な考えや基本フレームについてお伺いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、総合計画の関係について西田議員にお答えを申し上げたいと思います。

当町の総合計画について振り返ってみますと、日本国内の第１期の高度成長経済成長期の終盤をスタートとする昭和４８年度の策定の第１期、そして現計画の第４期の総合計画まで通算４０年間の町づくりの基本的な方策を定め、豊かで自然を大切にし、誰もが住みよい町を目指して町民、議会、行政が一体となって取り組んでまいりました。

第４期大樹町総合計画は、平成１６年度から平成２５年度までの１０年間を計画期間とし、基本構想では目指す方向性として誇りを守り、育てる環境づくり、たくましい産業の育成、安心して暮らせる健康と福祉の町の推進、協働による町づくりを推進するなどとしておりました。

町づくりの理念といたしましては、新しい芽を大樹へと育むよう「大いなる挑戦の継続、よりたくましい大樹へ」、「～人・夢・愛　もっと大きく～コスモスのまち大樹」のテーマを掲げ、大樹町が持つ豊かな自然を誇りに思い、安心・安全で誰もが健康で暮らせる福祉の町、たくましさを備えた産業の育成、宇宙への挑戦を定着させるなど、町づくりを推進してまいりました。

基本計画では、町の基礎をつくる、生活の場をつくるなど六つの分野からの構成で具体的な施策を立て実施をしてまいりました。また、年度別の実施計画を定め、毎年度ローリングを重ね、より実効性を高めてまいりました。

現在、新たな総合計画を作成するに当たり、第４期の大樹町総合計画について行政内部ではありますが評価を行いました。第４期大樹町総合計画の目標年次における人口の指標は５，９００人に設定しておりましたが、平成２２年度の国勢調査では５，９７７名、現在の人口は５，９２２名となっており、ほぼ推計どおりのこれは減少結果ということですけれども、なってしまいましたが、時代の流れとしてこれは受けとめております。

施策における全体の進捗としては、計画どおりに進んでいるから全く進んでいないまでを５段階に区分をし、これを百分率であらわすと７４％に事業の効果としては「非常に効果があった」から「全く効果がなかった」まで５段階に区分して、１０ポイントであらわすと７．４ポイントと評価しているところでもあります。

施策項目のうち、持ち出しするものとしては心身の健康を保つ分野では８８．６％の進捗率、事業効果としては９％ということになっております。一方、町に活力を与える分野では６６．４％の進捗率で、事業効果としては６．７％という、やや少ない達成状況となっている分野でありますが、この要因としては折しも財政状況のひっ迫と重なり、行財政改革の実行によりまして各種施策の縮小、凍結、中止などによる影響かなと考えております。

また、今年の１月に実施をいたしました町民アンケート調査の集計結果では、２，５３４世帯、これは全戸に配付をいたしましたが、そのうち回答がありましたのは３０７世帯ということで、１２．１％という回収率となっております。アンケート内容としては、記入するご自身のこと、町へ感じていること、現在の住みよさ、満足度、今後、町づくりを進めてい

く上でのキーワード、これらの１０年間の特に力を入れるべき取り組み事項と重要度、自由意見などについて行いました。

集計結果を見ますと消防、救急体制の整備、上下水道のライフラインの整備、ごみ原料や資源リサイクルの推進、小中学校の教育施設の整備、通学費等、就学資金の支援などでは比較的高い満足度の結果が出ております。

一方、光回線など情報通信環境の整備のおくれ、企業誘致や季節労働者対策など就労の場の確保などについては満足度が低い結果となってあらわれております。

地方自治体の総合計画は、地方自治法の改正によりまして策定の義務が廃止されておりますが、行政運営の基本姿勢や将来の展望を示す総合計画は各種の計画の基本となるもので、最上位の計画として今後も重要な役割を果たすものと考えております。

このため、住民参画による総合計画の策定を行うとともに、決定に当たっての議会の議決を得るための関係条例の整備は既に終わっておりますので、成案となった段階でお諮りしたいと考えております。

策定の体制といたしましては、一昨日の行政報告でも申し上げましたけれども、大樹町総合計画策定審議会条例に基づきまして、関係団体４０名の委員による策定審議会を基本とし、職員による策定委員会と緊密に連携をし、素案づくりを進めてまいりたいと考えております。

総合計画の案につきましては、今回の町民アンケートの調査結果を踏まえ意向を反映させていかなければならないと考えておりますが、骨子としては農林水産業など１次産業への支援、児童福祉関係では子育て支援、保育所の充実、教育関係では学童保育所の施設整備、介護福祉関係では高齢者福祉の充実、地震や津波などの防災対策、住宅環境では公営住宅の再編、自然環境の維持、保全など、今後、具体的に検討し、策定審議会を通じて計画に反映させたいと考えております。

また、地域の行政懇談会、町長と語る会、各経済団体との懇談会における意見を踏まえて盛り込んでいかなければならないと考えております。

策定スケジュールについては、基本構想、基本計画及び前期５年間の実施計画については７月の初旬から審議を開始し、１０月ごろには町議会へ中間説明を行い、素案に対するご意見をいただきたいと考えております。

さらに１１月ごろには策定審議会からの答申を得て、今年の１２月の定例町議会に今のところお諮りをしたいということで考えております。

第５期の総合計画の策定に当たり、私の決意として町民の意向を最大限に反映させるため、策定審議会委員の皆様のお力添えと町議会の深いご理解と大きなご協力をいただき、諸先輩たちが築いてきたすばらしい町をさらに住みよい町にし、次の時代に引き継ぐリーダーとしてその役割を果たしてまいりたいと考えております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

町長が先程もお話ししましたけれども、並々ならぬお考えが伝わってきましたので、本当に質問することもないようなものではありますけれども、ちょっと何点か気になることもありますので、逆にまた理解いただくようなことで、そういうふうな立場から質問させていただきます。

気になっているのは、今の中間での議会でのお話なんかもいただけるようになっておりますけれども、ぜひ町民の方へのぜひ同じスタンスで、同じレベルでぜひそういうふうなことに広報を経由するなり何なりするなりして、ぜひ町民へ中間発表なりして、さらにもっと町行政に興味を持ってもらえるような、そういうふうなことって必要ではないかなというふうにして思っております。

あとは、職員の方は本当に係の方から課長さんまで、それぞれ皆さん全員参加されることはわかっておりますけれども、ぜひ町長あたりがそういうふうな職員の方のヒアリングなんかもぜひリーダーシップをとっていただき、さらに練っていただきたいなというふうに思っているのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

先程も申し上げましたように、総合計画は、これは町の最上位ですから、これは町と議会だけでここでやり取りなんていうことは考えておりません。これは町民にしっかりとＰＲをしながら周知して、そこからまた意見を収集して、お互いにやっていかなければこれは１０カ年の計画だとはいえ、基本方針はやはりしっかりとこれは町民に周知しながらやっていかなければならないことだろうと。

ましてや、中のことも私がリーダーシップをとるということは大事ですけれども、委員長は副町長と局長がいらっしゃいますから、そういうところの連携をとりながら、これはしっかりと策定審議会の部会、そしてまた頭のある委員会、こういうところと連携をとりながらやっていくべきだと思うし、懇談会も数多くこれから開催していきたいと思っております。

ぜひ、議員の皆さん方もそういう場にもご出席をして、そういうご意見があれば、発言ができなければペーパーでもよろしいですから、担当のほうへ寄こしていただければ、大いにこれらはしっかりと反映をさせていきたいなと思っております。

いずれにしても町民に対するＰＲというのは広報紙を初め、また別冊ででも今こういう状況ですよと、ご意見ありませんかというような内容でのやり方はできるかなと思っていますので、これはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あとは総合計画の中で、今のお話で本当に住民一人一人から我々議員も積極的に参加して

いかなければならないという、その決意も議員研修会の中で印象に残った、それも大学の先生のその方のお考えなのでしょうし、十勝の他の町村なんかでもちょっといろいろな議事状況を調べましたら、いいなと思ったのは、この総合計画の年度別なり基本計画なんかそうなのでしょうけれども、積極的に議会なんかも合いの手を入れていくというか、かかわっていくような、そういうふうな仕組みがしっかりとできている町村も多く見受けられますので、そういうふうな例えば議会のことについては僕も議員としてそれぞれ委員長さんや議運や議長さんのほうのいろいろまた総合計画の取り組みについてお願いしていきたいなというふうにして思っております。

ちょっと気になることですが、私、前に一般質問の中で例えばの話ですけれども、年度別計画の中でお答えいただいておりますので十二分に議会に変更なり、何なりとかという説明ができなかったということなのですが、あのときは資料をいただいた中では漏れていたのが、たしか金額ベースで８億８，０００万円ぐらい、僕の計算違いでなければ漏れていたこともありますので、町長おっしゃるように１０年スパンで大樹町にはそういうふうにして４０年の経験がありますけれども、さらに今、お話ししたような５年度別計画なんかについてのそういうふうなきめ細かなローリングの体制ですとか、そういうふうなこともちょっとテクニカルな話になりますが、そういうふうなことについてもぜひご配慮いただきたいなというふうに思っているのですが、町長のお考えなんかはどうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

前段申し上げたように、１０カ年の計画ですから、これはやはり８億云々ということのやり残しは出てくると思うのです。前段申し上げたように、今までの実施状況でいうと約８０％弱が実施されていると。

また、当初載っていないものまでも実施したというものもありますから、これはやはり国の今の社会資本整備の中での状況をしっかりと我々もこの自治体もそれらに合わせるというような形からいけば、そういうようなこともあり得るのかなと思っております。

このローリングは、しっかりとまたやった、やらないことについても、これは報告的なものは過疎だとか、辺地の絡みもありますので、この辺で皆さん方にもまた周知をしていくということは大事なことかなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

以前、総合計画のときに、町長のお立場が助役さんだったのか、部長さんだったのかちょっと忘れましたけれども、いろいろなアンケートの中で近隣の町村にアンケートをとったりとか、従前にないような、そういうふうなプロジェクトチームで若い、しかも大樹町職員以外の方をお願いしてプロジェクトチームなんかを組んで総合計画なんかをつくっていたよう

なときもありました。

僕は、大樹はもう少し上手にと思っている中の一つには大学だとか、国の研究機関や道の研究の機関なんかをもう少し利用されたらいかがかなと思うのですが、今は立派な策定委員の方々がそれぞれ頑張っておられますけれども、行政も資料を策定委員さんのほうに出すとか、それから今の最先端のそういうふうな町づくり状況とか、そういうふうなことなんかについても利用しない手はないのではないかなという、利用という言葉がちょっと失礼だったらご活躍いただけるようなことも必要でないかなと思うのですけれども、実際の作業は始まったばかりですので、あえてそういうふうなことは申し上げますけれども、町長はそういうふうな他の機関とか何かの利用についてのお考えなんかはどうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

策定に当たっては、やはり今は広域という言葉が使われておりますので、これはやはり近郊の地域、十勝管内だとか、南十勝とか、それからまた事業によっては東部３町との連携もしていますので、そういうところとの連携はこれから必要なことだと、これらはやはりきちっと連携をとってやっていかなければならないと思っております。

また、いろいろとこれらのことにつきまして、今のお話のように大学だとか、そういう研究機関の方々の云々ということなのですけれども、結論的に言うと私はそういう考えは持っておりません。

ただ、やはり町のことですから、これは町民がこぞって町づくりのことについてやはり皆さんで議論をして、そこでこういうことで地域との連携をとりながら、また他町村との連携をとりながらやっていけば手づくりですから、これはしっかりとしたものができ上がると、私はそう信じております。

合併のときもそうだったのですけれども、大学の先生、研究機関の先生呼んだら、それ言いっ放しなのですね。私もそれで、もうそれ以来、今まで職員の研修は逆に言うと失敗したところのそういう先生を呼ぶか、町の方を呼ぶか、また今、実際にそういう首長さんを体験してきて、そういう場面で苦労した方がＯＢでいらっしゃいます。そういう方々を返って呼んだほうが効果があるのではないかと、今、担当には申し上げております。

大学の先生もそれぞれ知識が結構あろうかと思いますけれども、今のところ私はそういう方を呼んで町民向け、また職員向け、議会向けには私は考えておりません。議会は議会で勉強されることは結構だと思いますけれども、私のほうでは今のこの策定委員会の中ではそういうところまでは考てはおりません。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

町長、今おっしゃられたように、以前は何というか業者という言葉がいいのか、専門コン

サルタントの方に大変お世話になりまして、それが例えば大樹町というタイトルが○○町と変わっても、それでいいでないかなというぐらいの、そういうふうな上手には業者の方になかについてはコンサルタントの方についてはそうやってリーダーシップをとってもらっていましたので、本当に手づくりというか、手づくりのほうが愛情もこもっているし、気合いも入っているのではないかというふうなことで、それは否定しませんけれども、いろいろ良心的な研究機関もあれば、良心的な先生も中にはおいでだと思いますので、そういうふうなことも柔軟にお考えいただきながら、いい総合計画、みんなでつくっていきたいというふうにして思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議　　長

休憩します。

休憩　午前１０時５１分
再開　午前１１時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは通告の３番目の大規模災害対策について、町長にお考えをお聞きしたいと思います。それでは質問事項を朗読させていただきます。

近年、大きな地震が発生しております。大樹町においても数百年に一度起きると言われております地震などを含めてエネルギーの大変強い地震を残念ながら意識しなければならないような状況にあると思われます。

そこで、大樹町における災害対策の現況や計画についてお知らせ願います。

また、町長が考えておられる災害対策の中で優先的に取り組まれる事業は何かを考えておられるのか、その点についてもお答えいただければと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、３点目の西田議員の大規模災害の対策についてお答えを申し上げたいと思います。

大きな災害といたしましては、先の東日本大震災のような大地震、大津波、台風や低気圧などの際の風水害など、幾つかの災害が考えられますが、特に大地震についてのご質問と受けとめてお答えを申し上げたいと思います。

国は東日本大震災の被害状況を踏まえまして、中央防災会議での議論により防災基本計画

を見直しており、北海道においても北海道防災会議において今年の１月に北海道地域防災計画及び地震・津波防災計画編が見直されております。

ご質問の大樹町における災害対策の現況と計画についてでありますが、当町の防災計画につきましては、平成２２年７月に大樹町地域防災計画を策定しております。防災組織、予防計画、災害応急対策計画、地震、津波災害対策計画などについて、災害対策基本法の第４２条の規定による法に基づき、大樹町防災会議において大樹町地域防災計画として策定をしております。

この計画における地震、津波、災害対策計画は北海道地域防災計画地震計画編により、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は日頃の地震経験、そして最近の地震予知研究などから太平洋側では日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震に対応した防災対策の推進が求められておりました。

しかし、一昨年の東日本大震災を踏まえまして、北海道地域防災計画では発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大級の津波であると結論づけられて、見直しをされております。

当町における沿岸での最大津波は、今までの想定をはるかに超える２０メートル級の最大クラスの津波と想定されております。現在、北海道の計画のもとに大樹町地域防災計画の見直し作業を進めており、この６月中に新たな計画を大樹町地域防災会議にお諮りをし、策定していく予定をしております。

次に、優先的に取り組む事業についての考え方ですが、新たな津波浸水区域が北海道から示され、当町の沿岸駅の広範囲にわたり浸水するのではないかと言われておりますが、そのような事態にならないことを願ってやみません。

昨年度末にこの新たな浸水区域の設定を受けて、大樹町津波ハザードマップと防災の心得を作成し、全戸に配付を終えているところでもあります。いざというときのために役立てていかなければならないと考えています。

また、具体的なことといたしましては、ハザードマップ作成に当たり、浜大樹、旭浜の地域住民との懇談会を行った際の要望事項として両地域とも、より安全な避難所を希望しており、現在、旧歴舟小学校、旧中島小学校の校舎の教室等を避難所として利用できるよう、関係部署において関係機関と今、協議を進めております。

学校を避難所として使用する場合には暖房、トイレ、調理設備の改修、畳の敷き込み、非常食の備蓄などの整備をしていかなければならないため、準備が整った段階で補正予算等によりお願いをしたいと考えております。

さらに浜大樹、旭浜地域とも避難路は単線の避難路しかなく、逃げおくれによる被災ということも考えられるため、複数の避難路の確保についての強い要望があり、その必要性についても十分に理解をしており、現在、避難路の整備は補助事業による実施を基本に上部機関と協議を重ねており、合わせて両地域とも町有保安林の解除の許可が必要なことから、関係機関と今、協議をしているところで、できるだけ早期に実施をしたいと考えております。

毎年３月に行っている避難訓練につきましては、浜大樹、旭地区に加え、中島、更生、美成、生花、晩成地区にも対象を広げて実施をいたしましたが、今後も同様な訓練を行って被災に遭わないように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共施設の建物でございますけれども、防災の拠点であります役場庁舎についてでありますが、昭和４８年度に建設され、既に４０年が経過しようとしておりますが、耐震診断では体力不足との結果が出ており、重要な書類の保全、町民などの来客者や職員等への安全面などで今、憂慮しているところでもあります。

電算関係では、住民、行政内部情報や各所のシステムと、または上部機関との情報交換など、さまざまな面でコンピューターを利用していますが、機器類及びデータの保全の観点から課題が今、上げられております。

現在、このようなことから、関係部署により庁舎の耐震補強、あるいは改築による方法などを検討しておりますが､今後はプロジェクトチームなどにより検討を進めていきたいと考えております。

なお、図書館、Ｂ＆Ｇ海洋センターについては、今年度、耐震診断を行う予定になっておりますので、診断の結果により対応を検討していきたいと考えております。

その他、学校、生涯学習センター、特別養護老人ホームなど、主要な公共施設につきましては、耐震基準を満たしている建物であるため、継続して利用が可能と考えております。

町立病院につきましては、今年度から２カ年かけて改築する予定で進めておりますが、将来にわたって安心・安全な町民の病院となるよう努めてまいりたいと考えております。

一般住宅の耐震診断につきましては、昨年度から実施する方に対し、補助金を交付する制度を創設いたしました。また、今年度から住宅リフォームに対する補助制度も創設いたしましたので、これらの制度を活用していただき、住宅の耐震化に備えていただければと考えております。

いつ来るかわからない地震など、大きな災害における不測の事態に備えるには、普段から個人の準備、心構えが重要と考えております。まずはご自身の命は自分で守ることが何よりも大事であると考えております。自助・共助・公助それぞれの役割により大きな震災が来た場合には、町民の皆さんとともに乗り切っていかなければならないと考えております。

優先順位については、どれが大事かということは、これはなかなかそのときによってはつけづらいものがあろうかなと思っております。いろいろと次期の総合計画にも反映をさせていかなければならないかなと思っておりますけれども、特に先程申し上げましたように、このライフライン、そして上下水道、道路、橋梁、こういうものも含めた中で総合計画の中に明記をしながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ありがとうございました。本当に、自分の命は自分で守っていくことや、それぞれ皆さん

力を合わせて、あってはなりませんけれども万が一の場合にはそうやってみんな力を合わせて、難局を乗り切っていきたいものですし、いかなければならないというふうにして今回のことでいろいろ勉強させていただきましたので、それではちょっと勉強不足で申し訳ないですが、大樹町の避難所なんですけれども、配置の状況なんかについてはどのようになっているのかと、福祉避難所というのですか、何かそういうふうなものについてはらいふ何とかが該当するのかなというふうにして思っておりますけれども、そういうふうなことについてまずはお聞きしたいと思います。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

避難所の関係でございますけれども、現在、避難所としては１３カ所ほど指定に全体的にはなっております。こちらのほうでいきますと尾田中学校、あるいは生花、晩成、それから歴舟小学校の体育館、それから大樹小学校、生涯学習センター、大樹高校の体育館、福祉センター、中央運動公園センターハウス、それからＢ＆Ｇ海洋センター、武道館、大樹中学校体育館、それから中島旧小学校体育館、それから石坂行政会館となっております。

それから、福祉避難所でございますけれども、これは特に避難生活が困難な方、高齢者の方、あるいは体の不自由な方がということで、１カ所らいふでございますけれども指定をしているところでございます。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ご答弁の中にいろいろ生活をしていくための畳のことというか、床なんかのそういうような対策のこととか、いろいろきめ細かく暖房、トイレ、調理設備とか、非常食のこともいろいろお考えであるようなことがわかりましたので、ぜひ対応をとっていただきたいと、順次対応をとっていただけるようなことだというふうに思っておりますので、安心しております。

安心しているのですけれども、ちょっとこの答弁書の中でちょっと心配なことで事前に自分が心配だなと思っていることの何点かちょっとありますので、大変申しわけないのですが、例えば夏の被災と冬の被災では大きく対応、変わるのではないかなと思うのですが、共通していろいろ資料なんかを少し勉強させていただきましたら、水道とか、それから下水道なんかのそういうふうな末端のほうで壊れればいろいろバイパスを工事して対応するとか、いろいろできるのでしょうけれども、本管の部分で万が一地盤が悪かったりして、ぼきっと折れたりとかということで、その対応なんかには耐震の水道管とか、耐震の下水道管とかとあるのですけれども、そこら辺なんかはいかがな対応となっているのでしょうか、当町においては。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

水道のことかなと思っていまして、私たちもこのことは一番大事なことかなと、ライフラインの中ではこれは大事なことだと思っております。

逐一、漏水等の検査もしながら、管は石綿から全部、今は耐震のあれに切りかえておりますので、万が一の大きな揺れが来た場合には液状化現象で上がるということもありました、以前に大樹町でも。そのようなことのないように、そういう箇所は我々でしっかり押さえておりますので、これはやはり地上からですけれども、そういうような調査をしながら、今後も進めていかなければならないだろうと思っておりますし、また施設においても一度上げて用水して流す場所も何カ所かあるのですけれども、そういうところの点検も含めてこれらのことにはしっかりと網羅をさせていきたいなと思っております。

過去にも土砂崩れ等で、これは地震の影響かどうかわかりませんけれども、そういう地滑り的なところを一昨年の工事で本管を山側にずらしたという経過もございますので、逐一そういうような箇所は整備をしていかなければならないと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あとは大まかに自助というふうな、自分で自分のことは守るのだよということは、これは大切なことだと思うのですけれども、つい最近の何かのあれではテレビなり、新聞なりでは各家庭に食料品の備蓄なんかも、各家庭では１週間、何とか備蓄するのだよというようなこともそれぞれ報道されておりましたが、私どもの町では今１３カ所と、それから福祉避難所の１カ所ということで、その備蓄状況はどんなふうになっているのかもお知らせ願いたいと思います。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

全てはちょっと言い尽くせない部分もありますけれども、まず非常食、アルファー米が主ですけれども、お湯、あるいは水を入れて食べるものですけれども、これらがそれぞれの避難所に、全ての避難所にまだ行き渡っておりませんけれども、主要なところに配置をしておりますけれども、食料米関係で３，２１０食、アルファー米、それから缶入りパン等で３，２１０食をトータルで持っています。

それから、例えばちょっと細かいですけれどもおでんですとか、味噌汁、それから缶詰、飲料水、そういったもので１，６７３食ほど、あとそれ以外に例えば歯ブラシですとか毛布、マット類、ウレタンマット、食器類等々、そういったもの食器類ですね、そういったものも全てではありませんけれども順次、今備えているところでございます。

それ以外にも例えばランプですとか、緊急の簡易トイレとか、そういうものも少しずつですけれども今、用意をしているところでございます。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

足寄町の指定になっている避難所というのは、大きな町ですから３２カ所あるそうです。うちも、そこら辺そういうふうになっているのかなとちょっと疑問に思ったのは、今、盛んに発電機だとかハロゲンライトとか、ガソリンだとかコードリールというのですか、何かそういうようなのが配置が終わっているように報道でお知らせをしていただいたのですが、大樹町におきましてはそういうふうな発電機だとか、そういうような照明のそういうふうなこととか、あとは暖房というのですか、何かそういうふうな対策なんていうのは、それはもちろん、真冬のときと夏のときではもちろん違いますけれども、今はちょっとシーズンのことは言ってはおりませんけれども、そういうふうなことはいかがなのでしょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

本年度の実は２５年度の予算でも規定予算で一定程度の予算もいただいておりますので、暖房器具もちょっと簡易ではありますけれども５台ほど買う予算ですとか、そういうのは見ておりますので、今、進めております。

それから、先程の町長の答弁の中にもありました例えば中島ですとか、歴舟関係の教室の避難所の要望に対する関係、今、関係機関とか内部でも進めておりますが、当然、冬がかなりありますので、そういった面では暖房だとか、それらがかなりな設備関係では出てくるかなと思っております。

そこは今の個別にしたらいいかとか、いろいろな面でしております。敷物関係ですとか、そういうものを含めて今後、なるべく早く詰めてまたお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

予算のことも限界もあることも重々承知ですけれども、何かそのほか今の足寄町の例だとか、そのほかの先進事例の中でいいものだなというふうにして自分が思った中に緊急貯水槽というのですか、水道の水を直接、ここの水槽の中で６０トンとか８０トンプールして、そして最悪の場合にはそこの水を、水は１人、何かテレビで言ったのは１日人口当たり３リットルだそうだそうですので、何ぼ何ぼ何ぼとすぐその地区の計算なんかもできるのですけれ

ども、そういうふうなことなんかについてもちょっとお金かかって、ちょっと先進的な事例みたいのはどのようにお考えになっているのか、うちはそこまでいかないで給水車のようなもので対応するのだよとか、いろいろお考えがあると思うのですけれども、ここら辺はいかがでしょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

今、議員おっしゃられるように緊急貯水槽は、そういう名称のものは今、大樹には配置はしていないわけですけれども、各浄水場関係の配水池関係、私も経験上、承知している部分ではたしか３日分ほどの貯水能力が持っているように設計をいたしました。

そこの面ではかなりあるかなとおもっていますけれども、例えば各市街地、今おっしゃられるように市街地の部分で地下に公共施設の用地等に埋まっている緊急貯水槽ですね、そういったものは今ありませんけれども、例えば消防の給水車などを活用して、例えば断水時あたりも今、お願いしてやっている部分はありますけれども、そういうふうにして活用していくというのが直近では一番いいですけれども、今後そういうことも視野に入れながら検討もしていかなければならないのかなと思っていますので、他の町村の事例も見ながら検討していきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

大樹では福祉避難所、らいふ１カ所ということなのですが、あれなのでしょうか本別では福祉避難所は１０何カ所指定しているというふうなことであれですけれども、大樹ではそこの１カ所に高齢者の方とか、通常の避難所では生活でき得ない方を、そこ１カ所で収容しようとしているのか、そのことと対象人員というか、今、お考えの対象人員というのはらいふを使うであろう対象人員というのはどれくらいの方を想定していて、あそこの中の何平米あるのかわかりませんけれども、各教室の中で収容できるものなのかもちょっとお聞きしたいと思っております。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

他の町村の例で十何カ所というところもあるようですけれども、当町の場合、今のところ先程申したようにらいふでの１カ所ということでございます。

これは、当町の場合には病院とか老人ホームとか、福祉ゾーンが割とコンパクトに固まっているということもあって、それなりの設備施設もあるということから指定をしたものでございます。

面積的には２４７平方メートルございまして、収容人員として予定ですけれども９０人ということで、その避難所計画の中では計画しておりますけれども、一義的には先程申した避難所にまずは避難されて、その後、そういう介護の必要な方ということで移動をしていくということになってくるのかなというふうに思っておりますので、近くに病院等もいろいろありますので、そこでどうしても収容し切れない場合にはそういったところを活用していくのかというふうに考えております。

今後はその辺、増やすということを必要であれば検討は当然していかなければならない問題だなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

心配事ついでに、いろいろそういうこともご配慮いただいているとは思うのですが、老婆心ながらということで、何か神戸なんかの災害なんかのときには遺漏の話ですけれども、トイレのことが大変、話題というか、後になってみたら大都会ですから下水管に穴あけていろいろしておトイレのほうは、やはり女性へのそういうふうな配慮とか、例えば生涯学習センターでしたら女性トイレのほうが男性よりも大分多くつくってあるがごとく、そういうふうな女性の方への更衣室のことだとか、それから今でいうトイレの対策のこととか、そういうふうなことも人数分だけで、その地区何人でここに収容とかということをいろいろお考えいただいていると思いますので、そういうふうな視点なんかも大切にしていただけたら、あってはなりませんけれども、万が一、あったときにみんなと力を合わせて、多少なりともいい生活と言ったら変ですけれども、環境のよい中で避難生活ができるのではないかなというふうに思っております。

今、お答えいただいているのは布目課長ですので、要援護者の名簿がどうのこうのとか、いろいろ９０人というけれども、どういうふうな部屋割りなのだとか、そこまではちょっと今回の遠慮申し上げますけれども、何か岩手のほうの僕たまたまテレビで見ると、やはり大樹は畳を敷いてということで、冬の部分についても十二分に対策をお考えのようですけれども、やはり体育館とか何かでプライバシーなんかが保てないことが一つと、あとは何か段ボールを何か六つぐらいして、さらに側を高くするとか、そういうふうなことなんかもあってはなりませんし、本州と違って瓦でないとか、いろいろそんなに震度７が来てもみんながみんな家がなくなるようなこともないとは思いますけれども、そういうふうなことも総合計画ではありませんけれども、知っていること何言えといいましたら、この議会ばかりではなくて、どの場でも私はお話申し上げますので、ここにいろいろな資料こういうふうにまだ言っていないことたくさんありますので、そういうことを含めて頑張りたいと思っておりますので、いろいろ配慮していただいていい町だなというふうに基本的には僕は今思っておりますけれども、さらにいろいろ環境の良いというか、ストレスの少ないというか、そういう

ふうなことに対策をさらに一歩でも二歩でも進めていただきたいなというふうにして思っております。

お答えいただければさらに嬉しいですけれども。（「何か具体的に」と発言する者あり）

今のような、何というかどんどん進化しているのだよということで町ではどのような、そうですねと言っていただけるのか、そういうことは無理ですねと言っていただけるのかどうかあれですけれども。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

この避難所の関係については、いろいろと今、新しい資機材といいますか、資材もどんどん開発されてきておりますので、そういうものも入れながら皆さん方が余りストレスのたまらないような、そのような避難所形態をつくっていきたいと思っていますし、また新たに先程課長からお話のように、これからまた補正等も組んでいかなければならないものもあります。そのときにはまたよろしくお願い申し上げまして、またこれらのことについては前向きにしっかりと取り組んでまいりたいなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

以上です。どうもありがとうございました。

○議　　長

続いて、６番柚原千秋君。

○柚原千秋君

先に通告した質問を行いたいと思いますが、議長その前に私の質問の資料がちょっと古いということなので、町長とは数字の誤差があることと思います、調査不十分ということを認めて、まず申告したいと思います。まず質問だけはさせてください。

大樹町農業の展望と対策について、町長並びに農業委員会長にお尋ねいたします。

平成１５年４月に北海道が公表した農業構造動向推計では、平成２７年に十勝管内の農家人口は平成１２年対比３６．８％減少し、農家１戸当たりの耕地面積では約１．５倍増えると推計される。

その中の町村別に見ると、大樹町は農家人口１，１３５人が６１．２％減少し４４０人に、経営耕地面積では１４１．７ヘクタール増大するという大変、厳しい衝撃的な将来像が公表されており、農業を基幹産業とする大樹町にとっては農業のみならず、地域の衰退やコミュニティーの崩壊を初め、町政や経済に及ぼす影響は極めて大きいと考えます。

そこで、町長並びに農業委員会長に次のことについて考え方をお伺いします。

１、 この推計をどう捉えていくか。

２、 その対応と対策は。

３、 農地流動化の現状と今後の対応。

よろしくお願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは柚原議員の大樹町農業の展望と対策についてということで、私のほうからは１点と２点目の２点についてお答え申し上げたいと思います。

北海道農業は日本の食料供給という大きな役割を担いまして、大規模な専業農家が大宗を占めております。

これは、北海道農業開拓の初めからの特徴とも言えますが、昭和４０年代以降の耕地面積が拡大し、そしてまた維持されているものに対し、農家戸数が減少の一途をたどっており、さらに近年、高齢化が進んでいる傾向は本町も同じかなと思っております。

このことは単に、１戸当たりの経営耕地面積が大きくなるということではなく、農業生産構造や地域、農村集落のあり方にも変化をもたらしております。

今年１月にも農林業センサスを用いた北海道農業・農村の動向予測、北海道が公表しておりますけれども、これは私のほうで捉えた数字と若干ちょっと違いますけれども、平成２７年には十勝管内の農家人口は平成１２年対比でいきますと３２．６％の減少、農家１戸当たりの耕地面積が１．３７倍、町村別では本町の農家人口は１，１３５人が５９．８％減少し、６７９人になっております。経営耕地面積では、逆に１．２７倍に増大するという新しい将来像も公表されております。

１点目のこの推計をどう捉えているかというご質問ですが、平成１５年公表の農業構造動向推計と本年１月に公表されました北海道農業農村動向予測を比較しますと、農家人口の減少は若干、鈍化しているのかなと、農業者の皆さんの頑張りによるところが大きいと感じております。

こうした農業、農村の将来予測を行うことは持続的な農業施策や地域振興策を立案する上で有益な情報となり得るものと考えております。

２点目のその対応と対策ではございますが、今後とも農家戸数が減少することが見込まれ、それに伴い担い手であります農家や法人がみずからの経営耕地面積を拡大させることにより、地域の農業生産を維持、発展させていく必要があると考えております。

そのためには、大規模経営を育成することも重要でありますが、目標とすべき経営耕地規模を想定した農業施策の策定や技術開発、指導が必要と考えており、必要な農業施策や国や道の有効な制度、事業を活用しながら農家自らが農業生産を担う多様な担い手の確保や育成をし、農業生産に意欲を持って取り組めるよう農業所得を拡大し、そしてまた食の安全、安心対策の実施と環境に配慮した農業を関係機関と支援をしてまいりたいと考えております。

３点目の農地流動化の現状と今後の関係につきましては、農業委員の会長さんのほうからご答弁いただきたいと思います。

○議　　長

鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会長

柚原議員の質問の農地流動化の現状と今後の対応についてお答えいたします。

大樹町における農地流動化の現状といたしましては、近年、毎年１，２００ヘクタール前後の農地が所有権移転、もしくは貸し付けが行われ担い手への農地の集積及び農地流動化がなされております。

これらのほかに交換分合事業完了地区では、既に２４０ヘクタール以上の農地が移動し、集団化が図られております。

しかしながら、後継者がいないため農業を継続できず離農される方も毎年、少数ですが発生している現状であります。今のところ、これら農地のほとんど全てが担い手に売買、または貸し付けにより集積され、農業生産のために有効利用されている状況であります。

今後の対応ですが、今まで同様、利用権設定と促進事業や農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業などを活用しながら、担い手の農地集積並びに流動化を図ってまいりたいと考えております。

２番目に農業委員会としては、町や農協を初めとする大樹町ゆとり農業推進会議の構成機関と連携、協議を図りながら農業後継者対策や新規就農者の支援、農業生産法人化やＴＭＲセンターなどの農作業分業システムなどの支援などのほか、有効な農業施策を探りながら、十分な支援を行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

冒頭、私も申し上げたのですが、資料に失笑を買うかもしれませんけれども、これなのです。私は、こういうものを見せていいかどうかわかりませんけれども、これで十何年も私大事に持っているのです。

私の質問の町長のお言葉を返すようになるかもしれませんけれども、私の質問の農業構造動向推計も、それから町長お答えのこれも農業センサスを用いた北海道農業農村の動向予測もともに２０００年、対比２０１５年ではということは変わりはないのです。

ただ公表年次の違いなのです。私はこれは２００３年に北海道新聞が公表したということを言っているのですが、これは２０１３年１月に出したと、こういうふうに２０１３年にというふうに書いてあるのです。

公表年次の違いではあっても、大きな差は私はないのではないかと、大変お言葉を返すようでありますが、そう思っております。動向予測から実績値、ここに書いてあるのですが、平成１２年から２２年までの１０年間で大樹町ですよ、３００人、２６．４％減少されております。そして予測値では、私は４４０人と言いましたが、先程町長のほうでは６００何がしと言っていました。６７９人ですか、ですがこれは１０年おくれて２０２５年になると４

６６人に、私が言っている４４０人に限りなく近づくのですよ、残念ながら。隣の広尾町よりも少なくなるという、そういう将来像が浮かび上がっているわけであります。

町長のご答弁では減少は鈍化されているということでありますから、私が心配することではないのかもしれませんけれども、私の調査、調査といっても大樹町農協が第８次農業振興計画、これは２４年から２８年ですが、これによりますと平成２２年から２４年までの３年間で１５戸、戸数で１５戸減少しているということです。ＪＡ大樹が平成２３年４月実施した、これなのですが第８次農業振興計画の意向調査では、平成２８年までにさらに７戸の経営廃止の意向があるという数字が出ているわけであります。

大樹町の有識者の中でもおおむねこの動向推計に近いような見方がされている方もいるということであります。

人口減ったときに、平成２４年のＪＡ大樹の販売高１０７億５，０００万円、そのうち７共同法人、それから１７個人法人合わせて２４法人に大樹の生産高の実に４５．５％を占めているということでありますから、農家が減ったら人口が減ったといっても減少影響は全く見られないような気がいたします。

耕地面積を拡大させて、大規模経営を実現することが重要と町長のお答えでありますけれども、拡大志向農家もいるでしょうけれども、現状維持志向農家というのもかなり多いと、北海道では拡大志向が２割ぐらいで、現状維持志向というのが６割ぐらいいるのだそうです、この大学の先生の話では。

私は、そういう人が多いということは、家族経営としては規模拡大にはもう限界に達するのではないかなと思うのですけれども、町長、この辺はいかがでしょうか。

それから、ＪＡ大樹の第８次農業地域農業振興計画の中では、農業生産高を１２０億円まで目指すというふうに言っておられます。大樹町の現状は耕地面積１万４，２００ヘクタール、件数がですよ、　農家戸数人口減少が鈍化しているといえですね、労働力不足は否めないものでありまして、労働の海外依存も安定感を欠くと伺っております。

そこで、質の高い労働力の導入を含めた担い手の確保は不可欠と思うのでありますが、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと今、ご質問あった件、まだ数字的なことでいきますと、これは私のほうのセンサスと議員の数値的なものは若干はあれですけれども、減り方、増え方によっては余り変わらないいのかなと思っておりのすので、その辺、私も理解をしているところでもあります。

それからまた、今８次の関係についてもいろいろとご説明がございましたし、また次年度以降の意向調査の件も農協さんからよく聞いております。それが今後どうなっていくのというようなことで、今、ゆとり農業推進会議でも新たな取り組みの中では今後しっかりとそういうような意向調査を踏まえた中でやっていくべきだろうと思っております。

たまたま国のほうも人・農地プランというような、こんな事業を出してきました。これも私のほうでは一応、農協さんと個別にデータ、資料を合わせながら検討を今後やっていかなければならないと、その中にはやはり農家数は減少するけれども、これは余り今のところ影響はないだろうと思いますけれども、面積が今度、拡大していくだろうと、それに伴って今、法人が新たな法人化していくのか、また新たな規模拡大をしていくのかというようなことも、これも意向調査をやっていかなければならないだろうと、今お聞きしている中にあっては大規模な事業展開をするという方も何かここへ来て何件かお聞きしておりますし、法人ももしかしたら云々ということでの立ち上げもお聞きしております。

それから、これは公社営事業ですけれども草地の改良、それからＴＭＲセンター、これは餌なのですけれども、そういうことも含めた中で前向きに検討されているのかなと、そういうことからいくと大樹町の農業にとっては、ＴＰＰはちょっと横に置いといて、今のところ元気がいいのかなと、これはやはり今までやってこられた農業者の方々の努力が顕著にあらわれているのかなと、これは大変、私たちもこれはこのことについてはしっかりと行政としてもご支援をしていこうかということで考えております。

ただ、やはり今、お話のようにそういうような形で今のままの体制でいっても規模拡大、または面積を増にするにしても、今の家族構成は、担い手関係からいくと高齢化になってきていると。今はいいのですけれども、５年、１０年経つと、やはり高齢化になってくると、これは担い手に大変、支障を来すだろうと、やはりこれは今後とも農業ばかりではないですけれども、他産業においても担い手はやはり、ある程度、一定のところは外国に求めていく、こういうような農業形態になってくるのかなと思っております。

過日も昨日でしたか、農業白書が出ました。これを見させていただきましたけれども、国としては大変、順調にいっているようなことを書いてありますけれども、この環太平洋連携協定ＴＰＰが、これがどういうふうな影響を受けるのか、それからまた食料の受給率、これは前年度と同じ４０％を切っています。これをいかにして上げるのかというようなことがやはり一番、問題になるのが農地と担い手の農業者、または技術、そういう客観的な目標をしっかりとこれは国側も私たちもやはり現場にあったようなことで立てていかなければならないだろうかなと思っております。

先ほど申し上げたようにゆとり農業推進会議、また人・農地プランのこの会議の中でいろいろと新規就農含めた中での農地集積も含めて、これも私たち検討会設けておりますので、こういう場で今後、議論をしていくべきかなと思っております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

大変、私に与えられた時間が少ないので気にしてるのですが、いよいよ７月１５日から２５日もマレーシアで開かれている会合の終盤から日本はＴＰＰ交渉に参加するとあります。

安倍総理大臣は、成長戦略の中で農業、農村の所得倍増、収納倍増、直接支払いの創設な

どを上げられております。大変、期待していいのかどうなのかよくわかりませんけれども、しかし反面、甘利ＴＰＰ担当大臣はこう言っているのです、企業の農地所有も長期的な検討課題とすることを示唆ということを報道されたのです。農業経営の環境も大きく変化して大変不安なのでありますけれども、町長、次期総合計画の中で農業後継者、担い手が夢を持って経営できて、地域社会が維持されるように取り組んでいただきたいし、私もこの質問が取り越し苦労であればいいなというふうに思っております。町長、ありがとうございました。

次もいいですか、農業委員会会長に質問したいのですが。

○議　　長

続けてください。

○柚原千秋君

ほかの町村では借り手もなければ、もちろん借り手がないのだから買ってもくれないそういうような地域があると聞いておりますけれども、本町は先程会長おっしゃったようにほとんど全てです、ほとんど全てというか、ほとんど全てです。集積されているということでお答えをいただきましたけれども、大樹農業の底力というものをしみじみと今感じております。

私も農業をやっていたころ、農地の売買斡旋というのは受け皿ですね、法人化・メガファームだったのですが、今現在はどうなのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議　　長

鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会長

その点は大樹の場合、今のところですけれども、個人でも結構意欲の持っている方もいらっしゃいますし、厳密に言うと地域によるかなという部分もあります。法人はもちろんまだ、ここ飽和状態かなと思いますけれども、まだ余力は持っているのかなと思っております。

その点でまだ何年かはそういう部分のことはないだろうけれども、さっき町長からＴＰＰ関係がはっきりした段階で皆さんどのような判断をするかによってはまた大きく変わるかなと思っております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

ありがとうございます。

二つ目です、新規就農者の支援とありますけれども、現在、ＪＡ忠類も含めて３人が収量されている調査というか、伺っておりまして、非常にまた経営がすばらしいなというふうに伺っております。

近年、脚光を浴びているのが居抜き方式というのか、家族経営の居抜き方式ではないかと思うのでありますけれども、希望者、新規就農も含めて居抜き方式も待機者、希望者、待機者というのは、そういう人がいるのでしょうか。

○議　　長

鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会長

確定とまで言っていいのか、ほぼ大丈夫だろうというのが萌和の肉牛の関係で１戸、あとは議員も知っていると思うのですが地元のほうにやりたいと希望を持っている方が１戸おります。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

ありがとうございました。

もう一つ、皆さんちょっとお待ちください、辛抱してください。

大変、気にはしているのですが、農業後継者対策について私の調査では、これも農協から聞いたのですが、２１年から２４年の４カ年で２９名新規後継者が就農されている、成婚が同じ４年間９組というふうに聞かされています。

新聞で見たのですが、池田町農協がやはり先ほどの声と同じで、組合の意向調査、結果が公表されたのですけれども、池田町の組合の意向調査結果の中で、後継者に対する必要な支援策ですよ、配偶者対策が３５％で最も多かったというふうに伺っているのです。

私はまだ人生も浅いのですけれども、経営基盤があって、技術もあるのです、もちろん知識もあるし、ないのはただ一つなのです。この人生の優先順位といったら、まず健康、そしてパートナーがいる、そして財政が３番目、４番目が趣味というふうに最近教えられました。

私は、独身で事業するなんてことは本当に避けていただきたいと思うわけでありまして、大樹町ゆとり農業推進会議の構成機関、担い手センターだろうと思うのですが、英知を集めて取り組んでいただきたいと。

余談になりますけれども、昭和４３年５月９日、私の古い広報タイトル見たのですが、そのときに農業後継者結婚相談所というのを役場内に開設され毎週木曜日、午前中相談日を設けていたというふうに載っている、それの名残がずっと来ているのです。そのころからやはり難しい問題であったのだというふうに私は思います。

健康は国土発展とはほど遠いのですから、農村人口の減少を鈍化させて基幹産業の農業を誇りに持つような農業であってほしいというふうに思います。

ひとつどうか、この点も十分に考えていただきたいと思います。大変、どうもありがとうございました。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午後　０時０４分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、７番、福岡孝道君。

○福岡孝道君

それでは、先に通告どおり町長に対しまして１点の質問をいたしたいと思います。

質問事項は、通学路の表示板についてであります。小学生の通学安全確保のため、大樹小学校の通学路も一部改良が行われることになり、大変、喜ばしいことであります。

しかし、小中学校で定めている通学路線については、特に標識で明らかにされているわけではなく、多くの人が通学路と認識をしているとは思われません。

１、通学路として認識できる標識の設定が必要ではないか。

２、設置ができるのであれば、宇宙の町、大樹にふさわしい、例えば「はやぶさ通」や「ひまわり通」など、人工衛星の名前にちなんだ通学路の名称、その衛星の説明板などを考えられないか。特に２点目については、今どきの子供たちは通学路が定められたり、バス通学で道草もできない環境であり、私たちの子供の時代は道草をすることにより、自然界からさまざまなことを学んだと思います。

このような標識、看板を設置することにより、一般の人も含め通学路の周知と安全確保並びに子供たちに夢と知識を与えることができるのではないだろうか、宇宙町長と呼ばれる伏見町長の在任中にぜひ取り組んでいただきたいと思うが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、福岡議員の通学路の表示板ということでお答え申し上げたいと思います。

大樹小学校児童の交通安全対策といたしまして、大樹小学校前の通学路のロータリー化に取り組んでいるところでもございます。

通学路は児童生徒の住居地により決定をしており、毎年、見直しを行っているところでもあります。

このようなことから、通学路の表示を設置する場合は国道、または道道、町道の主な通や学校周辺など通学路として変更がないようなところに表示するのが将来的に見ても適当ではないのかなと思っております。

表示板につきましては、街灯につけることがよいのかなと考えておりますが、そのような方法がよいのか、また費用などの面もありますので、またいろいろと議員からも具体的なお考えがあったら伺った中で参考にさせていただきたいと思っております。

また、通学路の名称につきましては、表示板の設置の見通しが立った段階で児童生徒から募集するということも一つの策かなと思っております。

いずれにしても、これらのことに対しては道路などの状況、設置の仕方によって道路管理者の許可関係、または電柱を使用する場合には使用許可の関係など、いろいろ調査をした中でどういう形で表示の方法がいいのか、これらを検討しながら設置をするという方向で検討してまいりたいと考えております。

答弁書にはございませんけれども、議員もご承知かなと思っておりますけれども、現在の中学１年生、昨年６年生のときに通学路の関係で資料としてどのような箇所が危険なのか、どういう場所が通りやすいのかということで、子供たちにいろいろとご提案をいただいたものが安全協会でまとめた資料がございます。

そういうことも参考にさせていただきながら、設置の方向で検討させていただきたいなと思っております。長い間、住民としてはなれ親しんだ道路の名称が変わるということになれば、これもどうかなと思いますけれども、やはり今うちが進めているようなことを考えますと、このようなことも一つも策かなと思っております。

おかげさまで、スペース研究会も２５周年、そしてまた町がこの航空宇宙に取り組んで３５年というような節目の年でもございますので、何かそういうような方向性を見出しながら実施ができればなと考えているところでもあります。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

ただ今町長より設置する方向で検討したいと、大変、前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

ご答弁の中で、私へ具体的な考えがあれば伺いたいとのお話もありましたので、少し私の考えを述べさせていただきたいと思います。

ここは通学路ですよ、そして表示するだけであれば町長のおっしゃるとおり自動車、自転車などにもわかりやすい街灯や電柱に設置するのが一番よいかと思われますけれども、もう少し大樹らしさを打ち出してみてはどうかと思います。

一つは、町道の名称です。現在の開進本線は昔、エンダタラ線と言われていたように記憶しております。いつの間にか開進本線に変わってしまいました。多分、アイヌ語であろうエンダタラという発音、アイヌ語では何か意味ある言葉ではなかったかと思っております。アイヌ語や意味ある言葉の道路名称が消えたことは、私は大変、残念に思っております。

市街地の道路名称についても説明のたびに商店の固有名詞を上げさせていただきますけれども、二、三挙げますと、例えばだいじゅ園の裏の通りが西本通西中通線、郵便局の裏の通が東本通東中通線、あけぼの食堂の前の通が２条通南中通線など、聞かれましてもすぐにぴんと来ないような道路名がたくさんあります。

よくよく考えてみますと、西本通の西側にあるから西本通西中通線、東側にあるから西本通東中通線など、それぞれ通に合った名前のつけ方と思いますけれども、非常に機械的につけた感じで、その道路に見合った親しみのある名称とは思われません。

そこで、通学路の一部が改修、変更されることに伴い、通学路だけでも親しみのある名称をつけてもよいのではないかと思うのであります。

二つ目ですが、大樹町は先程町長もお話されていましたように四半世紀、３５年も宇宙関係に携わってきました。また、スペース研究会等も２５年経ちました。この間、大樹宇宙少年団、宇宙ジャンボリー、それから実験に来ていただいた研究者による講演、また視察研修など、大樹町の子供たちも大勢かかわってきました。

これからも大樹町は宇宙と切っても切り離すことのできない町になっていくと思われます。

しかしながら、町の中に宇宙の町をアピールするものが何もありません。先に私が提唱した道路名に人工衛星の名前を使ってはどうかについてでありますが、気象や地球を調べる衛星では「大地」、「ひまわり」、「かけはし」など通信や放送のための通信衛星では「あやめ」、「さくら」、「ゆり」、エックス線やオーロラを調べる科学衛星では「銀河」、「大空」、「白鳥」など、そして月や惑星に行って調べる探査衛星では皆さんよくご存じの「はやぶさ」や「彗星」「のぞみ」などがあります。このほかにも通学路の名称として使ってもふさわしいものがたくさんあります。

通学路に人工衛星の名前とその衛星の目的や形が描かれた看板がある、立ちどまって見るだけで通学路の名称を覚えるだけでなく、宇宙科学への夢や勉強になるのではないでしょうか。宇宙の町にふさわしい通学路になると思います。

一方、ＪＡＸＡ宇宙航空研究開発機構も宇宙教育センターを設置し、学校教育支援や社会教育支援などを子供たちに夢や宇宙を学んでいただきたく、たくさんの授業を行っています。皆さんもご存じの宇宙少年団ＹＡＣもその一つであります。私はここにヒントがあるように思います。

町長は、４期目のマニフェストとして未来、夢を育む宇宙基地誘致を掲げ、大樹町の大きな夢、北海道航空宇宙産業基地形成を目指した町づくりをするとうたっております。一方ＪＡＸＡは、先程述べたとおり宇宙教育センターを通して子供たちに夢に宇宙に夢や関心を持ってもらおうと努力しております。

大樹町には多目的航空公園、ＪＡＸＡの第９実験場やＨＡＳＴＩＣのパラボナアンテナなど、数々の施設や航空宇宙の実験が数多くなされている実績があります。これらの実績は町長の努力のたまものでありますけれども、一方では地元町民の理解と支援があったからと思っております。

町長から問われました私の具体的な考えですが、町長は長い間この宇宙基地構想に携わり、誘致だけでなく、中央官庁に太いパイプを築き上げてきたものと推察いたします。

現在、大樹町は病院の建設などでお金に余裕はありませんが、大樹町とＪＡＸＡの目指すものには一致するものが数多くあります。町長の持っている太いパイプを生かし、関係機関に看板の設置、資金の協力をお願いできないものでしょうか。協力が決まった暁には、町長から提案のあった児童生徒からの名前募集にかえて、衛生の種類や目的を調べ、通学路にふ

さわしい衛生の名前を児童たちに選んでいただく、このことは宇宙教育センターの進める教育支援の一旦になると思います。

２０１４年に小惑星探査衛星「はやぶさ２」が打ち上げられます。この衛星には、子供たちの名前やメッセージを刻んで小惑星に届けるというプログラムもあります。大樹町の子供たちがみんな宇宙に関心を持っていただければ、全員が応募するようになるのではないでしょうか。

宇宙関係機関との太いパイプを生かせることのできる人は伏見町長しかおりません。宇宙町長にふわさしい伏見町政４期の締めくくりとして、ぜひＪＡＸＡに要請し、取り組んでいだきたいと思います。

設置箇所につきましては、運転者向けの簡素で判断しやすい街灯用と宇宙の町にふわさしい通学など、歩行者向けの看板の二刀流がよいのではないでしょうか。看板の設置は大樹町も日ごろ訴えています協働、みんなで協力して働くの精神で通学路に該当する空き地や敷地の角をお借りすればよいのではないでしょうか。

この私の提案につきまして、町長のお考えと宇宙に対する町長の夢を語っていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今の福岡議員から大変、貴重なご意見をいただきました。

まず、私たちのちょっとした考え方を申し上げさせていただきたいと思いますけれども、これらの資金的なもののことについては、いろいろと銀河連邦が結成しておりますけれども、そういうところのご支援もいただくということも一つの策かなと思っておりますけれども、こういう道路標識云々ということになれば、町自体に対する補助金はございません。ですからまず、国道、道道、町道等云々ということになれば、またいろいろと道路管理者との関係も出てくるのかなと思っております。

それからまた、道路の名称の関係なのですけれども、議員おっしゃるように大変、本当に取ってつけたような名前が多いのですけれども、これも都市計画法上、これは事業という中にあっては名称をつけるということにあっては、こういうような名前のつけ方もやったのかなというようなことで、大変ぴんと来ないような道路名もあるのかなと思っております。

それからまた、この航空宇宙に絡んでの考え方ということで、私も先程申し上げましたけれども、イメージ的にいうとどういうものがいいのかなと、一つには電柱に表示するのがいいのか、それとも４メーター、５メーター角で、これは私のイメージなのですけれども、例えばこの金星通ですよと、そして金星の絵を描いて、金星はこういうことで、こうですよというようなことを書いて、また新たに町の施設の道路標示も案内をするというようなことがいいのかなと思っていましたけれども、でも町の施設や何かの場合は目線が上に行っていますので、これを下げるというようなことになると、これまたちょっと開発さんとの協議も必

要になってくるのかなと。

いろいろとそういうイメージ的なものを発想しながらこれからまた考えていくことが大事なことかなと思っております。手っ取り早いのがやはり電柱につけるということがいいのかなと、それからまた橋にあっても大樹橋というのが、例えば別な星の名前をつけての橋通称、こういう名称ですよというようなことでの橋板張るのは、これは差し支えないのかなと思っております。

方法としてはいろいろとありますし、交通安全上、やはり運転者向けのそういう表示をして、わかりやすさを出すということも、これは大事なことかなと思っております。

それからまた、本町の場合、結構通学路の中には空き地もございます。やはりそういう方々の、地権者の方もやっておられない方もいらっしゃるのですけれども、そういう方々の了解も得ながら、何かパネル的なもので宇宙を表示するというようなことも一つの案かなと思っております。

いずれにしましても、宇宙に関心を子供たちに持っていただくと、また一般町民に思っていただくということは、これは大事なことですので、これはまたどういうような形でできるのか、どういうものが冬期間のことを考え、除雪のことを考えていきますと、どういう面がいいのか、いろいろと各地区の相模原も結構、そういうイメージづくりをしている箇所もございますので、そういうことも参考にさせていただきながら、また学校教育の一環として子供たちからもぜひ表示の仕方、または名称については名前など募集しながら取り組みを進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

今、町長のほうからいろいろな案が出ました。道路名称、道路名称というか通学路としてわかりやすい何か形をつくっていただけるという、大変、嬉しいご返事が返ってきましたことをすごく嬉しく思っております。

何せ、大樹町はご存じのとおり町中も少し歯抜け状態になっている、街並みも、そういった空き地を多少埋める効果もあるだろうし、国道を通る車等に対しても宇宙の町ということもＰＲを兼ねられるのではないかと、一石二鳥、そしてなおかつ町長の先程言いましたように太いパイプを生かして資金をそちらのほうから何とか引き出していただきたいなということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２１分
再開　午後　１時２４分

○議　　長

再開たします。

続いて、８番髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

通告しております、次期に夢を託す第４期総合計画の検証ということで、町長にお伺いいたします。

先程、同僚議員から第５期総合計画策定の質問がありました。私からは、第４期総合計画を検証して、次期に反映すべき点について質問させていただきます。

今年は第４期総合計画、２００４年から２０１３年の最終年に当たります。したがって、２０１４年、平成２６年度は第５期総合計画のスタートの年となります。現在、それらに向けて作業が進行中だと察しております。

そこで、当町の中期的、将来展望を踏まえた第５期総合計画の策定に当たり、第４期総合計画の進捗状況を検証したいと思います。

第４期総合計画では、町づくりのテーマとして次のように掲げています。人・夢・愛もっと大きく「コスモスのまち大樹」です。さらに、次の六つの基本目標を設定して取り組んできました。

町の基礎をつくる、生活の場をつくる、心身の健康を保つ、挑戦する人を育てる、町に活力を与える、パートナーシップで町づくりを進める、以上の基本目標をベースに町政執行がなされてきました。

その結果、第４期総合計画の総合的評価は厳しい財政の中ではあったが、まずまずの成果だったかなと受けとめております。

しかし、今後の課題も山積されていることから、第４期総合計画を検証して、次期の第５期総合計画に反映できればと質問させていただきます。

８項目ありますが、まず１項目めは、農業後継者対策。

２点目に、鳥獣被害対策。

３点目に、コンパクトな市街地形成と空き店舗対策。

４点目が、町に人を呼び込む施策。

５点目が、地場産品研究センターの今後のあり方。

６点目が、廃校舎の利活用について。

７点目が、特別養護老人ホームの現状と将来構想。

最後の８点目が、少子高齢化と人口減少問題について。

以上について取り組みの結果と今後の方針並びに第５期総合計画に具体策を盛り込む考えがあるかどうか伺います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは髙橋議員の次期に夢託す、第４期総合計画の検証と、また次期計画に対する考え方ということで、８項目にわたってのご質問でございます。お答えを申し上げたいと思います。

実はこの総合計画の関係につきましては、先程同様の趣旨のご質問がございました。同じようなお答えになる場面もあるかなと思いますけれども、ご了承願いたいと思います。

第４期の大樹町の総合計画は平成１６年度から２５年度までの１０年間を計画期間とし、基本構想では目指す方向性として誇りを守り育てる環境づくり、たくましい産業の育成、安心して暮らせる健康と福祉の町の推進、協働による町づくりを推進するなどとしておりました。

現在、新たな総合計画を作成するに当たり、第４期の大樹町総合計画について、行政内部ではありますが、これも評価を行いました。施策における全体の進捗としては１０ポイントであらわすと７．４ポイントと評価しているところでもあります。

また、施策項目のうち、特に特出するものとしては心身の健康を保つ分野では８８．６％の進捗率、事業効果としては９ポイントとなっております。

一方、町に活力を与える分野では、６６．４％の進捗率で事業効果としては６．７ポイントとなっており、やや少ない達成状況となっている分野もありますが、この要因としては折りしも財政状況のひっ迫と重なり、行財政改革の実行により各種施策の縮小、凍結、中止などによる影響と考えております。

また、本年１月に実施をいたしました町民アンケート調査集計結果を見ますと消防、救急体制の整備、上下水道のライフラインの整備、ごみ減量や資源リサイクルの推進、小中学校の教育施設の整備、通学費と就学資金の支援などでは比較的高い満足度との結果が出ております。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午後　１時３０分
再開　午後　１時３１分

○議　　長

再開いたします。

伏見町長。

○伏見町長

その一方、光回線などの情報通信環境の整備の遅れ、企業誘致や季節労働者対策など、就労の場の確保などについては満足度が低い結果となってあらわれております。

以上、評価及び町民のアンケート調査の集計結果を申し上げましたが、この第４期の総合計画の実施期間と国の財政緊縮の期間が重複したことを考えると、全てにわたって十分な取

り組みができたとは考えておりませんが、私としてはおおむね達成できたのではないかと自分なりに評価をしているところでもあります。

そこで議員から８点についての取り組み結果と、それに対する今後の方針、さらにそれらを第５期の総合計画に具体策を盛り込む考えはということですが、具体的な方策についてはまだ十分でないものもあり、今後さらに検討を加えてまいりたいと考えておりますが、順次、お答えを申し上げたいと思います。

１点目の農業後継者対策についてでございますが、前段、同僚の議員からもご質問がございました。農業の担い手不足については深刻かつ重要な共通の課題と認識しております。当町の農業後継者対策につきましては、大樹町の農業担い手センターにより町農業委員会、ＪＡ大樹農協、十勝農業改良普及センターなど、関係機関が緊密に連携をして取り組んできております。

一例としては、都市部などの男女の出会いの場を設けた取り組みなどにより、交際をしているということも伺っており、成功につながるよう期待をしているところでもあります。

また、農業生産法人や酪農ヘルパー組合などで農業について研修をしながら、新規就農や農業後継者として就農を希望している方もおり、期待をしているところでもあります。

次期の総合計画の具体策ということですが、農家の活性化、振興という観点から待ったなしの課題と考えておりますので、引き続き関係団体とも緊密な連携をとり、対策を講じていかなければならないと考えております。

２点目の鳥獣被害対策でございますけれども、鳥獣被害対策につきましては平成２０年度に大樹町有害鳥獣被害対策協議会を設置し、平成２１年度から鳥獣被害防止特別措置法により、被害防止計画に基づいて鳥獣被害対策実施隊員２０名を委嘱し、町内を４地区に巡回をし、駆除及び追い払いに当たっていただいております。

また今年度から国の交付金１６億７，０００万円を北海道の基金として３年間積み立て、市町村の有害鳥獣被害対策協議会を通して補助金が交付されることになり、駆除活動や埋設、運搬などにかかる経費としてエゾシカ、ヒグマに対する補助金は１頭当たり北海道から８，０００円、町から５，０００円を助成しており、今回の制度で捕獲が増え、被害の軽減につながればと期待をしているところでもあります。

その他には狩猟免許試験の予備講習、くくりわな講習、捕獲機材の購入、電気柵の設置、シカの一斉駆除などに取り組んでおります。

次期の総合計画では、北海道猟友会大樹支部、各農協など関係機関を初め、国、北海道と連携しながらこれまでの取り組みを継続をして有害鳥獣の被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

３点目のコンパクトな市街地形成と空き店舗対策についてでございますが、最初にコンパクトな市街地形成についてですが、第４期の大樹町総合計画では歩いて暮らせる町づくりの推進、街なか居住の推進、冬期間の歩道の確保など挙げておりました。平成１５年度に策定した大樹町都市計画マスタープランでは、コンパクトで美しく、住みよい町づくりを推進し

ておりましたが、将来の都市づくりの目標として行政、文教ゾーン、にぎわい、触れ合い拠点、歴舟川河川緑地など、街なか再生ゾーンとして位置づけをしており、歩いて暮らせる町づくりなど、コンパクトな市街地づくりを推奨しておりました。

大樹小学校の改築、河川緑地の整備などを行ったほか、今年度からは町立病院の改築工事を行い、来年秋にはオープンの予定となっております。次期の総合計画においては住生活基本計画に基づき、街中公営住宅の整備促進を盛り込みたいと考えております。

次に、空き店舗対策についてですが、町の商業を取り巻く環境は少子高齢化と過疎化を初め、ライフスタイルの変化等により来街者数や販売額は減少傾向にあり、空き店舗が目立つようになっております。

空き店舗の増加は商店街そのものの魅力低下につながり、それがまた来街者の減少に拍車をかけ悪循環を招いております。過去においては、街なかサロン実験店舗ぷらっとの名称で異世代交流の場として３年ほど商工会が取り組んだ経過もありますが、収益の確保が難しいとの報告をいただいております。

今後、商工会初め、関係団体との協議におきまして商店街が活力ある事業展開ができるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

４点目の町に人を呼び込む施策についてでありますが、町に人を呼び込む施策につきましては、当町の自然や風土など、地域資源の魅力を生かした取り組みとして砂金堀体験や都市と農村との子供農山漁村交流プロジェクトなど、体験型観光が定着しております。

また、住民参加型のイベントとしては、歴舟川の清流こいのぼり、歴舟川清流まつり、柏林公園まつり、各種団体による町民盆踊り、商工まつりや海産物等の即売会など、継続的に実施をしており、今後においても参加者の拡大や町外者の呼び込みなどを図っていきたいと考えております。

また、本年２月には新たな観光客の取り組みには小さな地域単位ではなく、広域的な連携による取り組みが必要とのことから、十勝及び日高振興局、関係する商工会、自治体による日高東部、十勝南部広域連携推進協議会が発足しておりますが、日高東部と十勝南部をつなぐ広域観光や交通体系の調査研究、観光振興や交通体系の整備など要請活動を行うなど、広域連携により両地域の観光振興を図ってまいりたいと考えております。

また、航空宇宙関連では宇宙航空研究開発機構が行う大気球放球実験やはやぶさ２に関する実験、ＮＰＯ法人北海道宇宙科学技術創成センターなどによるＣＡＭＵⅠ型ロケットの及びＳＮＳ社製液体ロケットなど、各種の実験が行われており、関連の企業関係者が来町され、町内の経済への波及効果も出ております。

さらに当町に我が国初のスペースポート、航空宇宙多目的飛行試験施設の設置を目指す北海道スペースポート研究会の立ち上げ準備も行っております。これらの施設の誘致に向け関係団体と緊密に連携をし、中央に強力な要請活動を展開していきたいと考えております。

５点目の地場産品研究センターの今後のあり方についてですが、地場産品研究センターは平成３年１月に開設して以来、基幹産業の農業、水産業の地場産品を有効利用し、加工によ

る付加価値の追及、高度利用を図ってきております。

これまでチーズ、アイスクリーム、ジャムなど試作研究が行われ製品として販売されるなど地域産業の振興等に寄与したものと認識をしております。

しかし、施設、設備などは長年の使用により老朽化が進んでおり、今後、突発的な故障、衛生面の問題があることから、今年度中には廃止することで関係団体と協議を進めており、最終的な判断をしなければならないと考えております。

６点目の廃校舎の利活用についてですが、廃校舎の利活用につきましては既に貸し付けにより利用している校舎も一部ありますが、歴舟小学校、中島小学校、尾田小中学校については、今のところ利用の方法は決まっておりません。

歴舟小学校、中島小学校については、浜大樹、旭浜行政区から避難所としての要望があり、町としても防災計画の避難所として位置づけをして、活用していきたいと考えており、関係機関と協議をしているところでもあります。

また、中島小学校については、都市と農村との子供交流の拠点として継続、利用していく予定であります。尾田中学校の利用については、尾田地区の懇談会と協議を行っておりますが、地域住民の避難所としての指定、地域としての利用、尾田児童館が老朽化していることもあり、行政区会館の機能を持たせてはどうかなどの意見が出ており、現在、関係課で協議をしており、今後、地域の方々と協議をして利活用を図っていきたいと考えております。

７点目の特別養護老人ホームの現状と将来構想ですけれども、第４期の大樹町の総合計画では、特別養護老人ホーム入所者、入所待機者の解消や運営改善に努める目標としておりました。入所待機者の現状については、本年４月現在においては待機者１２６人おりましたが、そのうち大樹の町民が９９名、在宅の待機者が３３名、その中で介護度の高い要介護４の方が３名、要介護５の方が２名となっております。そのうち数人は、徐々に家族介護が困難な状態になると思われ、一日も早く施設入所ができるよう入所検討委員会で入所待機者順番を上位にする等の措置をとる必要があると考えております。

住宅での介護が困難に陥った高齢者やその家族にとっては特養入所を待ち望まれることから、待機者の解消策として特養の増床も選択肢の一つとして考えられます。

一方、入所者や家族にとっては住みなれた自宅や地域で暮らすことを望んでいる方も多く、入所の順番が来ても入所を先延ばしをするケースも見られます。

また、今後、団塊の世代が高齢期を迎え、要介護者が増加することが見込まれることから、多様化する福祉ニーズに対応するため、特養入所のみならず、各種サービスの充実が求められております。

将来的な特養の増床については、今後の介護サービスのあり方について第５期総合計画の策定審議会において高齢者人口の動向や介護サービスの利用状況について審議していただき、慎重に判断してまいりたいと考えております。

８点目の少子高齢化と人口減少問題についてですが、少子化及び人口減少問題の対策は国内的に喫緊の課題となっておりますが、当町においても１４歳以下の人口では昭和５５年で

は２，０５７人、平成２２年では７２４人となっており、約３分の１程度まで減少しております。

第４期総合計画では、大樹町次世代育成支援行動計画に基づき、子育てに関する支援の充実とともに、地域ぐるみの子育てネットワーク整備などに努めてきたところでもあります。

また、学童保育所については大樹町武道館内において開設しておりますが、大樹小学校の近隣希望や入所希望者が定員を超える状況になっておりますので、次期総合計画には計画を盛り込み、実施をしていきたいと考えております。

次に、高齢化については第４期の総合計画では高齢者福祉、高齢化社会への対応の基本方針として介護保険事業の円滑な運営を初め在宅介護サービスを中心とする各種介護サービスの充実や高齢者の健康と生きがいづくりの支援、さらに高齢者の自立と社会参加型の促進などを上げて取り組んで参りました。

町の人口推移は総人口が減少傾向にあるのに対し、６５歳以上の高齢者数は増加しており、平成２４年度末時点では高齢化率が３１％を超え、今後、団塊の世代が高齢期を迎えることから、ますます高齢者が増加することが見込まれます。

次期総合計画においては、第４期総合計画の評価を踏まえつつ、高齢者を支える仕組みづくり、高齢者が住みなれた地域で生活を続けられる環境づくりを基本的としてまいりたいと考えております。

以上のとおりお答えをさせていただきましたが、第４期総合計画で実施しきれなかったもの、新たに取り組みをすべきことなど、時代の変化等による住民のニーズを的確に捉え、第５期の総合計画に反映をさせ、ご提案させていただきますので、町議会の深いご理解と大きなご協力をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

まず、町長は全体の進捗度を１０に対して７．４ポイントと評価されました。私も数字に置きかえてみますと、残念ながら８０点はちょっと上げられないのですけれども、７８点ぐらいの実績かなと、そう思っております。

私が議会に立たせていただいたのが平成１５年です。ですから、第４期総合計画がスタートしてからずっと４期総合計画の中で歩んできたと、そんな経過があります。平成１６年当時を振り返ってみると町の財政もひっ迫した中で合併の話がありました。当町は自立の道を選んで現在まで来ているわけですけれども、私は今考えるとこれは正解だったなというふうに思っております。

この間、行財政改革で町民の負担や町職員の給与カットなど厳しいそういった施策もありました。しかし、念願の大樹小学校の改築や病院の改築にもめどがつき、このことは非常に高く評価されることだと思っております。

一方、町に活力を与えるの町長の評価は６．７ポイントと低い値に示されております。こ

のあたりは示されているように閉店する店舗が相次ぎ街なかが寂しい状況であることは否めません。このあたりはマイナスの評価をせざるを得なく、後程詰めさせていただきます。

それから、一方、基幹産業の農業関係はほぼ順調に推移していくのかなと感じているところでもございます。それで、項目ごとに伺ってまいります。

まず１点目の農業者対策、後継者対策について伺います。農業担い手センターなどの関係機関でさまざまな取り組みを行っていることは十分、承知しております。しかし、結果がいま一つなのが、これが現実なのかなという感じで思っております。

婚活推進も積極的に行われているわけですけれども、なぜ成婚に至らないのか、これが不思議でなりません。このことを町長はどのように捉えているかちょっとお聞かせ願います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

担い手センターなのですけれども､私どももゆとり農業推進会議の中でもいろいろと議論が出るのですけれども、前段の先程の同僚の柚原議員からも、このことについてのご質問がいろいろとありましたし、お答えをさせていただきました。

私たちもいろいろとこの担い手センターを通しながら､また地域の方々のアドバイスを受けながら進めて参りました。いろいろと婚活云々の関係での集いといいますか、そういうものを町独自、また地域連携で南十勝、または十勝管内のある町との共同での開催をしているというような状況ですけれども､まず一つにはなかなか男性側が集まってこないというのがまず一つ、集まってもなかなか男性側から積極的に行くということもないと、何かしら媒酌人が三、四人いないとだめだというようなお話もお伺いしております。

そういうことを毎度やっていてもどうなのというお話は会議の中でも私もさせていただいておりますけれども､何とかそういうようなことにならないようにもうちょっと積極的な出番といいますか、そういう場所づくりも必要なのかなと思っておりまして、そういうことでのパーティーといいますか、集いも結構なのですけれども、そういうことより以前に、もう少し将来的なことをやはり男性側にも、後継者にも考えていただく、そういう場づくりも必要なのかなと、もう少し積極性をいただきたいなというのが私の願いであります。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

結婚は当人同士の問題なので､周りが幾ら気をもんでもなかなかうまくいくものでもないのですけれども、引き続き婚活推進に努力を願いたいことを申し添えます。

別の観点からちょっと質問させていただきます｡最近は女性の農業系の大学生が増加しております。卒業後、新規就農を志している方も多いと思います。

そこで、当町に女性の新規就農者を推奨して受け入れる、そういった施策を講じてみる考えはないかどうか伺います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

このことについては、このゆとり農業推進会議でもいろいろと話題になりました。特にこれらの受け入れについては、先程のようなケースになりかねない場面もありますので、ぜひこのことは取り組んでまいりたいなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

それでは２項目めの質問いたします。鳥獣被害対策について伺います。

鳥獣被害対策実施隊による駆除及び追い払いを行っているとの答弁がございました。駆除活動にかかる経費として、１頭当たり北海道から８，０００円、町から５，０００円の助成金の増額制度によって捕獲数の増を期待しているとのことでした。

確かに最近はエゾシカの駆除数も増えているとお聞きしております。直近の月で１７８頭と記憶しておりますが、そのぐらいの数に増えていると。しかし年々ハンターも高齢化してきて、将来を懸念する声も聞かれておりますが、この点について伺います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

ハンターの関係については、いつもこの協議会でも話題になりまして、今、ＪＡさんともご相談をしながら、またうちのほうもそうですけれども、やはり若い方の銃の資格を取っていただくと、それからまた農業者においても、ぜひそういう若い方々には取っていただきたいと、それに対する助成も一定のものはしっかりとこれからも助成をしていかなければならないだろうし、また更新時にもお金がかかるということですし、それからまた今、単発のものでライフルが持てるというのが１０年間でないと持てないという、そういうような規制もございます。

そういうことをまたいろいろな面でクリアしていかなければならない面もありますけれども、この若い方々にぜひ銃の許可をとっていただきたいなと思っておりまして、このことも鳥獣被害対策協議会の中でも協議されておりますので、今後もこのことは進めてまいろうかなと考えております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

先の答弁で隊員による鳥獣の追い払い、これとかもやっているよということがありました。そこで提案なのですけれども、シカを追い払う仕事の一つとしてロボットを導入してはどうかと考えます。ロボットといっても、そんなに精巧なものではなく、シカを寄せつけな

ければそれで目的が達成するので軽微なものでいい。

どんなロボットかといいますと、よく工事中の道路で見かける交通整備をしている給料なしで働いているマネキンです。このマネキンは動くという技能を持っています。これだけではシカは追い払えないと、そこにもう一つしゃべるという技能をつけ加えれば、動物側にすれば立派な人間に映るはずです。しゃべるための装置はテープかラジオを内蔵すればいいわけです。動力といえばソーラーシステム、あるいはバッテリー容量で、こんなものを試作品をつくって実験をしてみてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

シカのほうも大変、学習意欲が旺盛でどうかなという気がいたしますけれども、一つのアイデアとしては「あっ」と思って今、お聞きしていましたので、ぜひこれをちょっとどこかの地域でやってみるのも一つの過程かなと思いますので、これはぜひちょっと原課のほうにも申し伝えて実験といいますか、ちょっとやってみるのも大事なことかなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

シカは増え過ぎても困りますけれども、人と共生できる範囲内は保護してやるべきだと、それが人に課せられた責務であると考えます。そういったことで、鳥獣対策のほうを終わらせていただきます。

次に三つ目、コンパクトな市街地形成で空き地、空き店舗対策。コンパクトの市街地形成について伺います。

次期の総合計画の中に街なかの公営住宅の整備促進が盛り込むとのことでした。そのことはぜひそうしていただきたいと思います。

それから、先程美しい住みよい町づくりとのお話がありました。市街地を見ますと廃屋になっている建物が散見されます。個人の所有物件と思われるので難しい面もあると思いますが、どうか環境美化条例等をまず制定していただきたい。そして解体費の一部を助成する、そんな制度を考えられないか、お伺いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

解体するということは、私もつい最近、１件ほど照会がございました。大変、産廃になるものですからお金がかかると、これを何とか半分ぐらいにしてやっていただけないだろうかというようなご相談も受けましたので、今おっしゃるような条例までは、ある程度の一定の取り壊し料を払うというのは条例化をしなければならない、規則でどうなのかなと思ってお

りますけれども、このことにつきましても次期計画の中で検討してまいりたいなと思っておりますし、またつい最近、近いうちに都市計画の委員会も開催されますので、そういう中でまたいろいろと検討して参りたいなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

次に、空き店舗対策について伺います。

旭川市ではお試し店舗を行っています。この例では、空き店舗を３日間、個人には５，０００円、法人には１万５，０００円で貸し出して、新しく商売を目指す人たちへの挑戦の場として、そんな事例があります。こうしたことを参考にしてはいかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

十分そのことも踏まえた中で今後、検討させていただきたいと思っております。持ち主はどうぞお使いくださいということで、つい最近もそういうお話があったのですけれども、駐車場が云々とか、また店舗が広すぎるとか云々ということで、大分費用がかかるということで若干、取りやめになった方もいらっしゃいますけれども、そういうことをしっかりとまた行政、商工会が支援することによっては、またそこからまた一つの芽が出てくるのかなと思っておりますので、このことも次期計画には織り込んでいきたいなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

先程、街なかぷらっとのお話がありました。考え方は似ていますけれども、空き店舗を例えば一坪ショップ的な使い方や屋台村など、そういったことに使ってみてはどうかということで検討を願えないかどうかお聞きいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

先程の貸し出しの件と同様で、これらも次期計画の中では検討させていただきたいなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

屋台村ができれば、私は大いに利用させていただきます。

先程、町の活力を与える答弁の中で、事業効果が６．７ポイントと評価されておりました。その要因として、町の財政状況のひっ迫と行革による各種施策の縮小、凍結、中止をあげら

れていました。

現在、多少回復傾向にある財政の中で、具体的な取り組みを今後、考えていることがあればお伺いします。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午後　２時０２分
再開　午後　２時０２分

○議　　長

休憩します。

休憩　午後　２時０２分
再開　午後　２時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

ひっ迫した行革、財政状況の中で各種施策、縮小凍結、中止をあげられました。

現在、多少、財政のほうも回復傾向にある中で、今後の具体的な取り組みは何か考えているかどうかについてお伺いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

ここで、それぞれの町の活力を与えるというような中にあっては商工会、または観光協会と連携をした中で取り組んでいかなければならないかなと思っています。

特に道の駅の活力だとか、または先程から申し上げているように空き店舗の活用、そしてまた企業誘致だとか、観光客の呼び込み等について、今後も前向きに取り組んでまいらなければならないかなと思っておりますし、またこのことはしっかりとまたそれぞれの部会の中でも議論をしていただく場面もあろうかなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

街なかの活気やにぎわいは町の顔であります。第５期総合計画の中で、町なかに活気やに

ぎわいが出る政策的な予算を計上する、そんな具体事業展開を要望しておきたいと思います。

次四つ目に行きます。町に人を呼び込む施策について伺います。

農山村交流プロジェとのお話がありました。この事業は子供たちの体験や視野を広めるという意味も大きいわけですけれども、大樹町の魅力を全国に発信するチャンスであり、私は高く評価しております。ぜひ、継続するとともに、今後は大樹町の子供たちも道内外に派遣する機会をもっともっと増やしてあげてほしい、そのことを要望しておきます。

さて、当町は十勝管内でも自然環境に恵まれた他町村にはない特色を持った町です。砂金堀体験、航空公園での航空宇宙の実験など、大樹町の特徴です。人を呼び込む事業では観光協会が主幹している各種イベントなどが、それなりの集客実績があります。

しかしこれは、一過性のもので、日常的な集客になると大型観光地のようにバスは何台でもつなげていくという、こういったことは大樹町には期待は持てません。大樹町はせっかくある豊富な大樹の自然や物産を目玉とするには、全部と申しますか、総合的、商社的な考えで取り組まなければならないと、要するにまとまりがなければだめだということを言いたいと思います。

これが、今、当町に求められている一番の課題だと思います。平成２６年度中には高規格道路が大樹まで延伸されます。これをチャンスと捉えて商工会、観光協会、ＪＡを初めとする関係機関が一丸となって大樹町に人を呼び込む作戦を展開するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、いろいろと大樹町の自然環境の持つ特技といいますか、そういうものも結構ございます。

また私たちも今回、２６年度には高規格が大樹まで来るということですから、そこでやはり、何かやはり引きつける、そういうような取り組みが必要かなと思っておりますので、このことは商工会、または経済団体のみならず、観光協会の皆さん方、そしてまた関係する皆さん方との中で、この次期計画にしっかりと反映をさせていきたいなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

よろしくお願いいたします。

次、５番目に行きます。地場産品研究センターの今後のあり方について伺います。

町長の答弁では、施設、設備とも老朽化が進んでおり、突発的故障や衛生面から考えると今年度中に廃止したいとのことでした。廃止と受けとめてよろしいでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

私は前回のときにも廃止の方向で内部検討もさせていただきましたけれども、利用者から強い反発を受けまして、何とかそれでは、今年１年かけて利用者で協議会を立ち上げております。頭はおりませんけれども、皆さんで協議をしながら今後どういう形でやっていったほうがいいのか、そこで結論を出していただきたいと、そこでまた我々サイドとしてもいろいろ考えていきましょうということで今、それぞれ利用していただいております。

大変、今、利用されている方も若干減りましたし、また使い勝手がまた前回よりも悪いというような方、またかえって良くなったという方もいらっしゃいますけれども、やはりいかんせん、毎度、申し上げておりますけれども衛生的な面で何か問題があると全部、行政側にかぶってきますので、この辺をしっかりとやはりやっていかなければ困るなということで、今、利用者にもそのことは強く申し上げております。

大変、今のところは水漏れだとか、排水路が溢れるということはありません。大分、セーブをして使っているようですから、これがずっとそのまま使えれば使っていきたいという考えは持っていますけれども、いかんせん先程から申し上げているように老朽化しておりますし、衛生的なことを考えると、新たなことで別な考え方でいったほうが私としてはいいのではないかなということで今、いろいろと関係する団体とも協議をさせていただきながら、またこの計画の中で検討していただきたいなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

それでは、使える機器は他の場所に移して再利用するという考えも視野の中にあると、選択肢の中にあるという考えでよろしいですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと次期総合計画の中では、このことも諮問しようと思っておりますので、そういう中でいろいろと早い時期には結論を出していただきたいなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

私も現施設、設備もこのまま使うことには無理があるというふうに判断しております。閉鎖はやむなし。

ただ、ここは修繕して使うというのはちょっとどうかなと思いますのでここはやはり閉鎖と、どこかに移して使えるのであれば使ってほしいということを要望しておきます。

次に六つ目、廃校舎の利活用について伺います。

歴舟小学校、中島小学校、これは避難場所として使うと、尾田中学校については行政会館として使用する方向で検討しているということでした。また、中島小学校は子供交流の拠点としても考えているという答弁がありました。

私は３校とも長年地域に根づいてきた学校なので、地域のために利用するのが一番いい方法だと思っております。ただ、歴舟小学校、尾田中学校については現在検討している避難場所、行政区会館に利用してもまだスペースがあるということで、何か利用できればそういったほうで利用してほしいと。そういうことで、道内各地には廃校となった校舎を利活用している先進地がたくさんあると思います。機会があればそういったところも視察して参考にしていただきたい。

ちなみに身近では帯広市にあります第６中学校の校舎、ご存じかと思いますけれども、去年にオープンしたのですけれども市民活動プラザ６中として活動しています。ここは非常に総合的にやっていますので、参考になる面もあるかと思いますのでぜひ一度、機会があれば訪ねていただきたい。東１１条南９丁目です。

次、七つ目、特別養護老人ホームの現状と将来構想について伺います。

４月現在の待機者が１２６名で要介護４の方が３人、要介護５の方が２人おられるという答弁がございました。待機者の解消策として特養の増床も一つの選択肢で考えているというお話でした。高齢化社会の中にある介護サービスには特養など入所施設は今後ますます重要な位置づけになってまいります。そんな中にあって、いずれ特養の増床が必要になってきます。必要になってくるというよりも、もう必要です。そういった意味で、現時点で町長は増床することを明言できるかどうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

特養の関係、将来的には介護サービスのあり方含めて、審議会の中でこれらの状況についてご審議をしていただこうということで考えております。

私どももこの特養の増床については一度、議員協議会で、また議会でも一般質問等でもお答えをしておりますけれども、今の施設に増床するということにはなかなかならないと、人員的なこと、また施設のこと、暖房、給食、そういうことでいくと新たなものでやっていったほうがこれは費用もかからないだろうと思っております。そういうことを含めた中で検討していただこうということで考えております。

ただ、今、介護のあり方もここ数年、２年程大分変わってきたのですね。ということは、やはり高齢者の方が元気になったのではないかなと、前回も申し上げましたけれども国保の療養費も前年度から見ると約１億近い減額になっているとか、また入所者が病院に入院された場合には戻るということは、なかなかこれは不可能だと思うのです。その辺を病院側できちっとフォローしてくれると、そうすると特養の病床が空きますので、そういうような形で順繰り循環をしていくとうまいスペースでいくのかなと。

いろいろと後期、小規模多機能だとか、グループホーム、このことも今回の答申を受けていますから、これはここにあえて諮問をしないつもりですけれども、そういう話も含めた中で今後の高齢化に向けた中でのその施設づくり、施設のあり方というか、そういうことをやはりこの中で検討をしていくことが大事なことかなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

大変、重要なことなのです。第５期総合計画の中でも最重要課題の一つと捉えているのです。審議会でも慎重かつ、十分な審議を要望しておきます、よろしいでしょうか。

それから次、介護職員の確保と待遇改善について町長の考えを伺います。

家族にかわって介護に当たられている職員には大変、頭が下がります。現在は比較的若い職員なので、体力的にも問題がないと思われますが、将来は年齢も高くなり、業務の負担も懸念されます。また、将来、増床となった場合、介護職員が不足するようなことがないように、労働条件などの待遇改善や整備に当たる考えがあるかどうか伺います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

職員の待遇改善の関係なのですけれども、病院、特老、看護師さんもそうなのですけれども、介護士さんも含めてやはり労働条件の改善を図っていかなければ、このような小さな町ではなかなか人も来ないのかなと思っております。

いろいろと待遇措置も講じておりますけれども、行革絡みでのことで若干、サービスの低下につながったものもありますけれども、徐々に復活をさせながら今、取り組んでおります。当直体制等も含めて、人員増を図りながら今後もしっかりとした取り組みをしていくべきだと思っておりますので、このことは現場とも良くお話し合いをさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

よろしくお願いしたいと思います。

最後の八つ目に行きます。少子高齢化と人口減少問題について伺います。

人口の減少は深刻で町長の答弁の中でも、先程１４歳以下の人口が１９８０年に２，０５７人、それが３０年後の２０１０年、平成２２年ですけれど、このときは７２４人と、つまり３分の１程度に落ちたよというお話がありました。

先頃、国立社会保障人口問題研究所の発表では、さらに３０年後の２０４０年には４１０人まで減少すると推測されております。現在、そのまま推移すると間違いなく現実となって参ります。４１０人といえば１年で２９人、１学年で見直しましても同じですけれども２９

人、そんな人数です。

町長は今現在、人口減少を食いとめる施策はお持ちかどうか、お伺いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

私たちもこの人口減少につながるような施策ということは、しっかりと取り組んできているのかなと思っております。ただやはり、先程申し上げましたように、これが即そういうようなことでの子育て支援センター的なものが効果あるのかということでいくと、いろいろ議論があるかなと思っておりますけれども、こういうようなものの地域ぐるみでの子育て支援センター的なものを整備するとか、また保育所整備だとか、それからまた学童保育もそうですし、それからまた未満児の受け入れ体制だとか、そういうものもしっかりした中での取り組みをやっていくことによっては、減少への傾向にもつながるのかなと。

それからまた医療費だとか、いろいろ扶助制度、そういうものも今まで以上のことをやらないと、なかなかこれがまた大樹町に住んでいただけるということもなりかねませんので、そういう施策は今まで以上のことを考えていかなければならないのかなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

子供の数の減少もそうなのですけれども総人口が減ってくるのです。ですから、そういった総人口を確保するためにはやはり企業誘致だとか、それから地元の地場産品を使った企業化、そういったことも考えていかなければ総人口が減っていきますので、幾ら子供のをやっても人口が減るということで、そういったことは今後考えられないでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

総体的な人口がこの推計ですけれどもこれはちょっと長いですけれども、３２年で５，３００人、３７年になると４，９００人と、５，０００人をきってしまうというようなことです。

この総体的な人口をいかに現状維持、または増にするかということになると、やはり企業誘致だとか、今ある現在の企業の待遇改善をしていかなければならないだろうと思っていますし、それよりもやはり先程から申し上げておりますけれども、一時産業を元気で頑張っていただける、そういうような形の体制づくりも必要なことかなと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

ぜひ、そういった企業誘致等も考えて人口減少に歯止めをかけていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

第４次総合計画の最終年に当たる次期の第５期総合計画が大樹町の将来を的確に捉え、導いていただければと願って質問を終わらせていただきます。

大変長時間、ありがとうございました。

○議　　長

続いて、３番杉森俊行君。

○杉森俊行君

先に通告したとおり、４点について質問いたします。

第１点、中学校校舎の漏水防止シートについて。

２番目、中学校体育館について。

３番目、病院の屋根の構造について。

４番目、ふるさと大橋に関する道路について。

第１点目、中学校校舎の漏水防止シートについて、町長にお願いします。第１点目、職員、生徒の通用口玄関についても防止の対象になるかどうかお聞きいたします。

屋上点検棟上部の雨漏り、アスファルト工法のはがれが目につきます。屋上の点検棟は最上部にあるので、特に厳重に対処していただきたい。

３番目、屋上に小石が敷いてあるが、これの目的は何なのか。

４番目、中学校校舎は耐震工事を施工しました。漏水防止工事が完成すれば保証期間１０年以上の長きにわたり大きな補修工事もないと思われますが、いかがですか。

この４点についてお伺いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、杉森議員の中学校校舎の漏水防止対策についてということで、４点ありますので、順次お答えをしたいと思います。

まず１点目の職員生徒の通用口、玄関についても対象となるかという質問ですが、今年度に実施いたします大樹中学校屋上防水改修工事の対象範囲となっておりますので、玄関のひさしについても校舎の屋上と同様に防水工事を行います。

２点目の屋上点検棟上部の雨漏りについてですが、こちらも先程ご説明したように玄関のひさしと同様に工事の対象範囲となっております。工事の施工については日本工業規格のＪＡＳに規定される工法を採用いたします。

施工段階による立会検査も実施することで品質を確保いたします。当然ながら、既存の防水層にはがれや浮きなどがある場合は、除去し、安定した下地の上に防水工事を行いたいと思っております。

次に、３点目の屋上に敷かれている小石の目的ですが、アスファルト防水を直射日光等による劣化から保護すること及び何かあった場合、屋上に上がる場合に歩行時の摩擦、摩耗による劣化から保護するということで小石を敷いております。

４点目の防水工事の保証期間ですが、今回、施工しますアスファルト防水の保証期間は１０年間となっておりますので、防水施工上の責任に起因した事故が生じない限り、今後１０年間は防水に関する大規模な改修工事は発生しないと想定をしております。

以上です。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

職員とかＰＴＡの方から聞くと玄関のひさしの雨漏りは普段の雨では漏れないのです。これは風が吹いたり何かするとどこからともなく雨漏りがすると。それで先生方のお話を聞くと屋上にある建物にふたをかけたみたいな施工しているところがあるのですけれども、そういうところとか、どういうところから風が吹いて、強風のときに雨漏りがあるのかということをきちんと点検をしてやってもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと今、お話のようなことは現場サイド、または工事施工のときにはしっかりとその辺のお聞きをした中で取り組んでいきたいなと思っております。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

２番目の屋上の点検棟なのですけれども、小さい建物なのですけれどもかなり天井のほうから雨漏りがします。それは今の時点では直しようがないという説明を受けたのです。

それで、もう少し点検口の上のほうを雨漏りが来ないように、その雨漏りによってどこかに伝って流れ落ちる可能性があるので、そこのところを厳重に対処してもらたい。

それと、見た感じではところどころアスファルトのはがれているところがあります。そういうところがあるので、答弁書の中にはきちっとはがして、平らにしてやり直すということでしたが、その点についてよろしくお願いします。

それと、このアスファルト焼きつけ工法というのですか、これは数十年たっても今まで雨漏りがほとんどないという工法なので、この工法を採用するということでございますが、それはきちっとした手順を踏んでやってもらいたいというふうに思います。

ただ、屋上にフェンスみたいなのがあるのですが、それらがコンクリートというのですか、フェンスを押さえているコンクリートがかなり劣化しているところがあります。こういうものは取り除くのでしょうか、それとも新たにフェンスの足というのですか、つくりかえるのですか、そこのところをよろしくお願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

まず１点目の屋上にありますフェンスはこのたび全部撤去を考えております。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

そして屋上に鉄の輪というのですか、あれは窓ガラスを拭くとか何かのために鉄の輪がついているのかどうか、そこのところを説明お願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

鉄の輪といいますと立ち上がりの部分からついているやつですか。それは校舎の窓ガラスの清掃のためにあそこから吊って清掃するためについている金具でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

その金具も学校ができてかなりの年数がたっていますので、安全上の点検をよろしくお願いします。

それと、このアスファルトの焼きつけ工法をやるということで、この小石が乗っているのですけれども、この工事をするときにこの小石はどちらかに寄せてやるのですか、それともいちいち下におろしてやるのかということを聞きたいのですけれども。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

屋上に乗っている小石、砂利ですが、一度全部下におろしてアスファルト防水工事を施工いたします。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それでは、学校についてはこれで終わりまして、体育館についての質問をいたします。

中学校体育館について、町長、または教育長のほうからなり、教育委員長からありましたらお願いします。

総務所管事務調査並びに新聞等の報道により皆様にはご承知のとおりと思いますが、なぜこのような事態が発生したかお聞かせ願いたい。

２番目、不具合があった箇所の学校からの指摘に対して教育委員会、建設課等の対処はどのようにしたか。

３番目、不具合が発生したときの写真はあるのか。

４番目、体育館屋根の構造について、目的があってこのような構造に設計したのか、尾田中体育館、歴舟小体育館、近年では大樹小学校と事故例があるのに町教育委員会、建設課はなぜ同じような屋根の設計をするのか。

５番目、体育館の屋根の点検口が外側にあり、一般の方には大変危険で点検できないと思います。これはとび職の人たちとかにお願いしてやるのでしょうか、それとも専門家の人たちに頼んでやるのでしょうか。なぜ中学校の校舎のように内側からの点検口にできなかったのか、よろしくお願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、中学校体育館についてということで５点ありますので、１点ずつお答え申し上げたいと思います。

いろいろとこの体育館の関係につきましては概要については同僚の西田議員のときのご質問でも答弁させていただきましたので、経過等については省略をさせていただきたいと思います。

１点目の体育館の不具合の発生理由についてですが、これは総務常任委員会所管事務調査の報告にもありましたとおり、それぞれの事象について、それぞれの要因があったものと考えております。

その中には通常の管理作業で防止できたものもありますし、湿度の状況など複数の要因が想定されるものの、原因は特定できないものもありました。

いずれにいたしましても、生徒はもちろんのこと、住民の皆さんにも支障なく使っていただけるよう適正な管理に努めてまいりますし、修繕が必要になる場合も適正に対応したいと考えております。

２点目の不具合があった箇所の学校からの指摘に対して教育委員会、建設課の対応はどうだったのかということですけれども、学校において施設の不具合があった場合には、まず教育委員会の学校教育課に連絡があります。学校教育課の担当者は状況により建設課の担当者、施工業者の担当者と現場確認を行い、対応を協議して必要な措置を講じるようにしております。

大樹中学校の体育館の場合は完成から期間が余り経過していないことから、修繕が必要となったケースでは施工業者によるアフターケアとして対応していただいておりますし、管理上の改善点がある場合は学校側に伝えて適正な管理に努めております。

３点目の不具合が発生したときの写真の有無ですが、不具合があった箇所はその都度、現場を確認し対応を判断しており、修繕の伴うものについては今のところ施工業者によるアフターケアとして対応していただいていることから、写真は保管しておりません。

４点目の体育館の屋根の構造ですが、尾田中学校、歴舟小学校及び大樹小学校の各体育館

は最小限の勾配による片流れ形状の屋根となっておりますが、大樹中学校体育館の屋根は施設の四方に安全な落雪スペースが確保できないレイアウトとなっていることから、無落雪構造の屋根を採用しております。

具体的には、体育館の北側は駐車場が配置され、アリーナからの避難出口があること、東側については校舎の暖房設備への給油車両及び給食の運搬車両の通路を確保すること、西側が、これは主な主玄関が配置されていること、南面は渡り廊下にて校舎と接続するため行き止まりとなり、除雪、排雪作業が困難であることによります。

雨水処理については長尺板金よる工法ではなく、屋根防水工法を採用し、ドレーンにて流し、地下浸透枡で処理することとなっております。

屋根構造の決定においては、施設のレイアウトや配置など、各施設の状況により判断が必要だと考えております。

５点目の体育館の屋根の点検口についてですが、屋上への出入りに使用する階段室やタラップについては屋上での管理作業時に使用するために設置しているものですが、階段室の場合は施工面積にも含まれ、整備に要する費用も大きくなることから屋上での管理作業が少ない体育館においてはタラップを設置する施設が多く、当町においてもこのタラップを設置しております。

大樹中学校体育館の場合、周辺の樹木の状況などもあり、屋上に設置してあるドレーンを枯葉が塞いでしまう頻度が多く、これらの清掃する回数も多くなりますが、ドレーンが目詰まりしにくくなるよう、網目状のかごをかぶせる対応を進めておりますので、今後は年に一、二回程度の作業で済むものと考えております。

学校に限らず、公共施設の設計においては屋根構造はもとより、建設場所による特性や周辺環境を考慮した最善の設計となるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

この雨水が体育館の中に入っていく、これは今までの尾田なり歴舟、大樹小学校にそういう事故があったということがあるのに、悪く言えば職員の人たちがこういう事故があったのだよということを申し送りしていないのですね、これは多分。なおさらこれは教育委員会のほうなのですけれども、ただ私たちがＯＢの議員から聞くと町の職員といいますか、国家公務員もそうなのですけれども、地方公務員の方も自分の部署を異動すると私はそこの部署は知らないよと、そういう関係が生じるので申し送りはしないのではないかと、これは水がこういうふうに溜まるのだよと、町長の説明があったように枯葉などが来た場合は水が溜まるのだよということを事例が３件もあるのに、なおさら小学校なんか近年でしょう、それをなぜ申し送りをしないのか。

こういうふうになったとき、枯葉が来たときには１年で水が溜まるのだよと申し送りすれ

ば、何も水が入ることはないと思います。こういうことは教育委員会のほうから来ている人、申し送りというのはしていないでしょう。ちょっとお聞きしたいです。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

一連の各学校の屋体の屋根の関係でのご質問でございますけれども、私どもの申し送りは受けておりまして、尾田中学校の例で申しますと屋根に雪が積もって雨漏りするというようなことで、職員がその時期になると行ってみんなで屋根の雪下しを直接やっているというような状態でございますし、また歴舟につきましても、あるいは中島につきましても屋上に上って職員が除雪をしているというような状態でございまして、それらについては私どものほうでは、そういった事実があったということも現場の担当の建設課のほうですけれども、そちらのほうに状況をお話をして修理、あるいは自分たちで作業をやって行っているという状況でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

その雪下しの作業なのですけれども、尾田中学校とか、大樹小学校の事例を聞くとスコップやつるはしを使って雪下しをする、そのために屋根のコーキングとか何かに傷つけて、それで雨漏りになるということを聞いています。

雪下しをしないような方法を今回とるのですけれども、雪下しをしないようにしないとどうしてもやはりスコップとかつるはしでやることになるのです、氷割ったり、雪下しをするのですけれども、そういうことはなるべくやらない方法をとるようにしてもらいたいと思います。その点をよろしくお願いします。

それと、不具合があった場合にその現場対応、そしてここが悪いのだから、これを直しますという方法でやると、そのたびに写真がないというふうに出てきているのです。私たちから考えると、こういう状況に不具合が出たのだという写真がないと、こういうふうに直したという事例がわからないのです。波がこういうふうに打った、それが１センチの波なのか、５センチの波なのか、そういう事例がないのに直しましたと、それでは説明のしようがないのです。どこをどう直したのかという、そういうのになぜ写真がないのか、今のほとんど写真で判断して、こういう状況になったのでここを直しましたと、そういうのは町議会に対しても、町民に対しても説明が効くのではないですか。そういう写真を持っていないということをどういうふうに考えているのか、教育委員会に聞きたいです。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

今回の大樹中学校の屋体の関係でございますけれども、私も現場に行きまして確認をしま

したところ、本当に見ただけで盛り上がりがあって、大変だというようなことで即建設課、あるいは建設から業者さんにということで､即対応したというようなことでやっているものですから、写真は撮らなかったということでございます。

議員ご指摘のように、確かにビフォー、アフターといいますか、そういった面ではなかなか説明するにはわからない部分があるのかなと思いますので、今後、そういったことがあれば写真を撮って保存をするような措置をしたいというふうに思っております。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

この所管事務調査の検討の中に３点目の廊下フローリング及びアリーナフローリングの縁のせり上がり及び４点目のステージの隙間については、木の性質上、季節や湿度の変化により伸縮、膨脹がある、化学製品と金属製品に比べると膨張率が高いため、施工直後は顕著にあらわれるが、この程度のせり上がりは予想範囲であり、時間が経つにつれ治まる範囲と考えられる、この説明をしてするのであればそれはせり上がる、これは木の性質だといいながら何で手直しをするのかというのは、わからないのです。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

４点目のステージの隙間についての木の性質上、膨脹に、それで壁側のクリアランスのところを少し余裕をもって開けたということの回答であります。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

木の性質上盛り上がる、そうすればさっき町長が言ったとおり１年なり、２年の余裕を見て、それは１センチの盛り上がりなのか、５センチの盛り上がりなのか、５センチもあればそれは人が歩くのに支障を来して危ないということもありますけれども､この１センチや何ぼのあれであれば､木の性質上なるのですと説明しているのですから、１年か２年これは様子を見ればよかったのではないですか。これは何で様子を見ないでいきなり直して、直しましたというふうにやっているのかがわからない。

ついでに聞きますと、その盛り上がったところはフローリングにビスがないですね、そこのフローリングは。ところが直したところはビスを打っているのです。ということになれば、動くフローリングとビスを打って動かないフローリングが出てくるということでしょう。なぜそういうような手直しをかけたかというのを私ら検査して見て､ものすごいわからないのですけれども、そこのところの説明をお願いいたしたいと思います。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

今回の盛り上がりはやはり、認識していたとはいえ異常に盛り上がったための修繕だったかと思います。

それと、また議員が言うように一度直したのですが、もう一度またちょっとはく離で盛り上がりが出たものですから、それで施工業者と打ち合わせをして、今回はビスでとめて、盛り上がりを防ごうということに相談して決定しました。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

ビスでとめたということですから、どちらかがまたビスがとめたところが動かない、片方は動く、そうしたらまたせりが出るのではないかということを私は物すごく心配しております。

それと、所管事務調査の５点目のアリーナ天井の管理棟側の断熱材がむき出しになっている、それでウレタンを詰めたのだという説明がありますが、ステージ側のほうは、そのウレタンとかは入っていないですか。ステージ側のほうは全然ウレタンが見えないですね、そこのところの説明をお願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

アリーナの天井部ですが、一応、空間部分をふさぐ設計にはなっておりません。それで、ステージ側のほうには断熱材を入れておりませんが、こちらの管理棟、柔道場の上のほうにあります、そこには少しでも断熱効果が出るために柔道場の上なので、行為によって設置していただきました。

以上であります。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

工事業者の親切でやってもらったということですから、ただみにくいというのは目につきます。

次に、６点目の筋交い天井の石膏ボードの角度については、地震でエックス型筋交いの中心部が前後方向に向かう、それで筋交いと天井の場所をボードをカットしたのですね、見ていると。でも筋交いというのは人間の手で動くのですよね、がくがくと。私が力いっぱいやったら、またぼろぼろこぼれてくる。

これはなぜかということをよく見たら、筋交いの天井ボードで隠しているのです。私たちの考えであれば、天井ボードで隠さないで１メートルぐらい窓側にボードを寄せてつくれば

いいわけで、そして筋交いを隠さなくてもいいのにわざわざ隠している。ということは、筋交いが前後に動くものですから、ボードがいくらでも落ちてくるこれは設計に問題があるのではないかという気がしてならないのですけれども、このような設計で良かったのですか。その辺、お聞きしたいです。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

今回の設計につきましては、あそこ通路といいますか、廊下の幅と同じ天井の幅に石膏ボードを設計して施工いたしました。設計の考え方はいろいろあると思うのですが、議員の言うように１メーターぐらい外して設計をするということも考えられますし、極端なことを言えば天井なくてもいいのではないかという考えもありますが、今回は一応、廊下と幅と同じだけ天井を設けて、また少しアリーナの天井を見せないように、また鉄骨をそれなりにちょっと隠したいがために、ちょっと今回の設計になりました。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

アリーナの天井を隠す、アリーナの天井はずっと周りは見えているのです。あそこの部分だけ隠している。そして私方はあそこに断熱材か防火というか、暖房のための器具が入っていると思っている、でもあれには何も入っていない。

ここは避難所にもなるわけですけれども、地震が来たときには天井のあれが、また壁が落ちるでしょう。震度３ぐらいなら避難所にはなりませんけれども、震度５とか６来たときは私の力で落ちるものは、震度５とか６来たときには天井落ちるでしょう、幾ら開口部を多くとっていようが、そういうものをつくるのであれば、下から来ている柱の窓側の部分まで寄せるか、つくらになくてもいいのだったら外すしかないではないですか。これ、避難所で使いものにならないという可能性出てきますよ、せっかく２階かどっかに食料品を確保する部屋もあるのですから、そこのところどのように考えていますか。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

体育館のことですから、ただ一般的には中学生だけが使うわけではなく、社会人、または一般開放により社会人の使用があります。また、大きな大会等も開催されることも考えられますし、それで廊下自体が観覧席になる、兼ねることからデザイン的にも一応、廊下の幅いっぱいに天井、石膏ボードが天井いっぱい施工したらいいかなと、ただ今からはがすとなるとまた費用もかさみますので、ちょっとこういう考えで一応施工いたしました。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

観覧席になるということで、ただそこで地震起きたときは屋根が落ちるのですよ、ぼたぼた。そして観覧席に使うということになりましたけれども、この板というのですか、１メーター８０の９０センチの板でただ壁に張って、針みたいなのでとめているのですね。

それで、この前、課長も行って見たとおり、その廊下を歩いているところのこれがはがれているのですね、それは課長も行って見ているとおりくぎが何もついていない。そしてこれは多分、下地にセメダインか何かつけて、そしてくぎでとめれられるのですね、くぎというか、細い針みたいなやつで。それがこうやってはがれているのですね、事実的に。それは課長も確認していると思います。

それであれば、そういうようなものがあるというところに観覧席として使えるのだろうか、はがれているのですよ、ばこばこと。そうでしたよね、はがれていましたよね、２階のどこかが。要するに私たちが２階の廊下を半分歩いて１枚、理屈から言えばもう半分歩けば２枚なのです、それは高さが３枚か４枚あるでしょう、それを全部数えれば１０枚とかになってしまうのです。それは、はっきり言って観覧席として使うのだったら、見る人が危なくて見てられないです、そこの対処はどのように考えていますか、その説明をお願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

この間、一緒に現地を見て壁の合板むきは確認してまいりました。当然、接着剤がついて、合板が張りついていると思うのですが、一応、接着剤が多少はがれたり、またその釘というのですか、それがとめていない箇所、また打ち損じの箇所もあったのかなと思います。

でも、それは今後、わかり次第、随時修繕をかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

その１メーター８０の高さも幅が９０センチ、それにセメダインをどのようにつけているかわかりませんけれども、釘というか、その針みたいなのでとめているやつが４５センチ間隔で入っているのです。それで持つのかという説明を聞いたときには、そういう板であって、施工がそうだというのですけれども、私たちから見るとこの角は２カ所とめるべきだと、４５センチの幅でいくので、９０センチ１４５センチでいくのであれば、１５センチ間隔でかぎ打ってくれ、釘というか針を打ってくれとか、そういう注文もつけなかったのです。

本当にあれですよ、あんな細い針みたいなものでとまっているのは、人間がぱんぱんたたいたらもしかしたら抜けてくるのですよ、そういう施工でいいのかどうかもう一度お願いし

ます。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

壁の合板の下地材に関しましては、縦と横４５センチ間隔で下地に材が入っております。くぎの間隔はその半分ですから２２．５センチ間隔で入っていますので、一応メーカー、設計仕様のとおりなっております。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

課長ともう１人奥さんというのですか、その人と見たときに２５センチ間隔で入っているところと入っていないところがあったではないですか。きちんと４５センチ間隔で入れているところ、その４５センチの半分で入れているところありますよ、２２センチで入れているところ、そういうところと、そうでないところがあったのです。くぎの位置も一定に入っているわけではないですよ、下に入っていたり上に入って、普通の人だったら真っ直ぐ入るはずなのです、その２２．５で入れるのであれば、こうじゃないですこういふうに。普通、それって大工としてと思うときあるのですよ私たちにしてみれば。

なおさら、同僚議員も言ったとおり、新築でやったらどう考えるのですかということです。そのときはエアーで打ったからこういうふうに入らない、エアーで打つから入るのですよ、そういう説明だとちょっと私たちこれは納得できませんよ、それは。エアーガンで打ったものなのです、エアーガンで打つから入ってくるのですよ、どんどん。釘が入らないボードなんてどこにあるのですか。そこのところもう一度、説明お願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

下地材の横木に関しては４５センチ、縦に関しても４５センチで入っております。それの当然２２センチ５ミリ間隔で、縦には２２センチ５ミリ間隔で入っていますが、横に関してはその４５センチのちょうど中間の間はそこに打たさることにはなりません。

それと、あとエアーガンのことですので、バチンバチンと打っていく間隔上、全く真横には、多少、人間のやることですから外れる、誤差が出ると思います。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それは課長が言っているのは、真ん中に関しては４５センチで入っていない部分もある。

この面に対しては全部、板が入っているの。ということは２２．５、２２．５で入ってくるのではないのか。それを見たときに入っていないところがあったではないですか、確かめてきているでしょう、わざわざ。

それで２２．５で打っていますよと言っていますが、隣の板に打っていないところいっぱいあるでしょう。これは私のほうからも言わなければならないことかわかりませんけれども、もう一度確かめてボードがついていないところもあるのであれば、それは針とか知りませんけれども、周りだけでも打ってとめるとか、何かで４５センチで入っているところを２２．５入れようが１５センチ間隔で入れるかどうかというのは、やはりその業者と協議して、きちんととめなかったらはがれてきているのですよ。そこでどうして観戦できるのですか、スポーツ観戦をするところができるの、それも一応お願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

今後、接着剤のついていないところ、また先程言いましたが若干、打ち損じのところもあったのかと思います。そういうところをよく確認して、今後、修繕してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

板が１メーター８０の９０センチ間隔、それなのにこういうふうに見ると、遠くから見ると隙間が３ミリとってつくってあるものなのか、５ミリとってつくってあるのか知りませんけれども、上の段と下の段の幅が違うのですよ、空いてる幅が。そして広いところなると５ミリ以上削ってある。

前にも同僚議員が言ったように、新築の家でそういうことがあるのですかと聞いている。それで人間だから切り間違った、切り間違ったのでなくて、それは大工としての腕がどうなのかということを言われますよ。見てのとおり、ゆっくり見ると、悪く言えば課長のほうから言わせると自分たちはこうだけれども、おれたちから見ると建物が曲がって見えるのですよ、そこのところはどういうふうに考えていますか。

○議　　長

暫時休憩いたします。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午後　３時０８分
再開　午後　３時０９分

○議　　長

再開いたします。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

今のその、もう打ってしまっているものだから、こっちずらせ、あっちずらせとは、それはいかないと思いますけれども、その釘の関係ではがれているところがあるので、なるべくだったら業者と相談して、２２．５ミリでなくていいから、１５センチ間隔なり、４５センチの幅があるのですから１５センチ間隔なり打つとかして、きちっと対処してもらいたい。この件については、これで終わります。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午後　３時０９分

再開　午後　３時２５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

もう一つ体育館のことで聞きたいのですけれども、体育館の点検というのですか、それが外のほうに階段がついているのですけれども、あれは３階ぐらいに上っていくようになるので、私のような高所恐怖症の方は大変、危険を感じます。あれに輪っこというのですか、背中のほうに輪っこをつけるというような考えはないのでしょうか。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

体育館の外側にあるタラップの上り下りのことだと思いますが、議員言うようにとび職でないと上がれないのかということですが、多少は危険は伴いますが十分、上り下りが可能だと、また危険であれば安全帯、命綱、フック等をつけて上れば、より気をつけて上れるようになりますので、一応、裏に安全の金具をつけるという考えは今、持っておりません。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それで、高所に上るということで、それは高所作業主任というのですか、そういう講習を受けた方でないと上れないのか、それとも普通の人でも上れるのかどうかをちょっとお聞き

したいのですけれども。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

高所に上るということは、上ること自体は何も資格とかありません。屋上に上りますと、あと平たいドレーンの管理ですから、それに関しては全然危険は伴わないので、清掃等は十分行えると思います。

以上でございます。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それでは中学校の体育館に関しては、これで終わりたいと思います。

○議　　長

次の質問に移ってください。

○杉森俊行君

次に、病院の屋根の構造についてお伺いいたします。

学校の校舎や体育館について、長々質問してまいりましたが、病院の屋根も同じような形状で設計されておりますが、これで大丈夫なのでしょうか。

２番目に、屋根に出る扉も１カ所に減らされていますが、このようなことで安全対策はできるのでしょうか。

３番目に３階にある建物は必要なのでしょうかということでお伺いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、杉森議員の病院の屋根の構造についてということで、３点についてお答えをしたいと思います。

病院の改築につきましては、平成２３年度の基本設計、２４年度の実施設計を行いまして、本年度着工の運びとなっております。

１点目の病院の屋根も学校の校舎や体育館と同じ形状で設計されているので大丈夫かというご質問でございます。基本設計、または実施設計時において施設のレイアウトなどについては種々検討されてまいりました。新たな病院施設は四方を車両や来院者が通るようになっており、落雪の構造はとれないものとなっておりますので、無落雪の構造の屋根を採用しております。

そのため、屋上の雨水処理については防水工事を行い、雨水配水管に流し、地下浸透枡で処理することとなっており、この雨水配水管については１階屋上に５カ所、２階屋上に６カ所、搭屋屋上に２カ所、その他９カ所配置しております。

また、暖房のない箇所のドレーンにはヒーターを設置して凍結防止を図っております。このドレーンの問題点として風により飛散する木の葉など、目皿に詰まることがトラブルの一番の原因かと思います。目皿には、広葉樹の葉が１枚が張りついただけでほとんど流れなくなってしまうということも認識しており、これを防ぐには日々の施設管理を徹底的に行うことに尽きると思います。

病院には施設管理係がおりますので、この雨水対策、ドレーンの清掃を小まめに行って、維持管理を徹底させたいと考えております。

次に２点目の屋上に出る扉も１カ所に減らされていると、このようなことで安全対策は大丈夫かというご質問でございます。

新しい病院は耐火構造になっていること、スプリンクラー、屋内消火栓により初期の消火が可能であること、法令の規定に従い、防炎壁を設置し、防炎計画、防火区画が設けられていること、屋内に階段が２カ所ある、うち１カ所は避難階段を兼ねるものであるなどから、無理に屋上に避難をすることなく、安全を確保出来ることになっているので、屋上出入り口は管理用として１カ所としているものであります。

次に、３点目の３階にある建物は必要なのかということですが、３階の搭屋には電気室と空調機械室を設け、室外機置き場と非常用発電機、太陽光発電機などを設置します。電気室には、高圧受電盤、使用電力の測定器、放射線動力盤、非常保安動力盤などが設置されます。空調機械室は、空気調和機５機が設置されます。

電気室の受電盤は、北電からの受電のほか、太陽光発電機と非常用発電機から電気を受けるため、これらと近接に配置し、配線延長の短縮化によるロスを少なくすることが必要となります。

また、空気調和機は配管と動力の効率をよくするため、建物の中心部に置くことが望ましいと考えます。さらに、電気室、空調機械室を１階に設置すると基礎部分の建築面積が増え、コストがかさみ、２階に設置すると病室など、窓を必要とする居室のレイアウトができなくなることなどから、３階にこの搭屋を設置することが最良だと考えております。

以上です。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

屋根の管理をする人がいるということで、それはごみが詰まっても掃除をする人がいるので大丈夫だと思いますが、ただ２点目のこの屋上に出る１カ所というのはちょっと私としては、清掃するとか、３階の空調施設とかの整備とかにかかわるところで１カ所で出入り大丈夫なのかなという気持ちがありますが、町長のほうから大丈夫ということでございますので、それも問題ないと思っております。

また、水のドレーンによってはボイラーがないところは電気の設備をつけるという趣旨の説明がありましたので、これはこのように受けとめて大変良いことだと思っておりますので

追加の質問はいたしません。

次に、ふるさと大橋に関わる道路について、町長にお伺いします。

ふるさと大橋が開通し、幾年か経ちますが、道道旭山大樹線、道道大樹清水線に挟まれて広尾方面、萌和・帯広方面に通り抜けることができません。町は、この道路について将来的にどのような計画を持っているのかお聞きしたい。

２番目、道路予定幅は１０メートルですが、側溝、歩道幅を考えれば１６メートル以上必要です、これらについて地権者との話し合いを進めてはいかがかと思いますが、町長のご意見をお願いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

ふるさと大橋にかかわる道路についてということで、２点にわたってのご質問でございます。お答えを申し上げたいと思います。

ふるさと大橋及び大樹２０号線につきましては、これは道営事業の農道整備特別対策事業により、農産物の安全で円滑な輸送が可能となり、農業生産の近代化、農業生産物等の流通の合理化が図られるばかりでなく、農村地域における生活環境の改善にも寄与することを目的に平成５年から平成９年までの５年間で道路延長１，３０３メーター、橋梁延長が３４７メーター、総延長１，６５０メーターが整備され、町道として供用が開始されて１６年が経過しております。

１点目ですけれども、町はこの道路について将来的にどのような計画を持っているかというご質問ですが、町道の整備に関しましては現在、道路整備計画に基づき整備を進めてきているところでもあります。

大樹２０号線及びこのふるさと大橋が整備される以前は市街地では中心部を通過する国道２３６号と歴舟川にかかる大樹橋しかない状態であり、交通障がい及び災害時により通行が不能となったときには市街地が分団されることが危惧されておりましたが、この大樹２０号線とふるさと大橋が整備されたことにより、国道が通行不能となった場合の迂回路及び避難路としての役割を備えて整備されたものと考えております。

また、大樹２０号線の南北の道路整備計画につきましては、今後の社会情勢や将来の人口及び交通量の増大が現在のところ見込めない状態であり、現段階では将来の道路整備計画は持っておりませんが、次期総合計画において検討してまいりたいと考えております。

２点目の道路予定幅は１０メーターだが、側溝、歩道幅を考えれば１６メーター必要です。地権者との話し合いを進めてはいかがかというご質問でございますが、大樹２０号線の南北の道路整備のことだと思いますので、この道路を整備することになりますと、道路本体幅及び附帯施設で道路全体の幅員が１６メートル以上必要となり、もともとの道路敷地幅では間に合わず用地買収やその他の保障等が伴うようになります。

１点目の質問でもお答えいたしましたが、現在、道路整備計画を持っておりませんので,

実際には道路整備が計画され、実施が決定されなければ地権者との具体的な話し合いも進めることができないものと考えております。

以上です。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

今の答弁で国道が通行不能になった場合の迂回路であると、それであれば道道を市内のほうに戻るとか、また旭浜とか日方のほうに逃げるような状況になるので、次期総合計画において検討してまいりたいという答弁でございますので、できましたら直線的に広尾や帯広のほうに逃げられるよう、そういう構造に総合計画ではしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

ただ、ここはちょっと散歩して歩くことがあるのですけれども、２３６号線の大樹大橋、この頃、ところどころ老朽化というのか、それが目立ってきて、何年か後には道路整備をしなければならないというふうに感じております。

ということになりますと、国道を片側通行とか、そういうふうにしなければならないので、できましたら次期総合計画の中のほうに２０号をずっと帯広のというか、萌和のほうを通って抜けるように、そして広尾のほうに抜けるように整備を進めるようお願いしたいのですけれども、その点、町長いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

国道２３６号にかかっている大橋、大樹橋も本当に大分老朽化して、修繕も開発のほうでは行うということで受けております。

それら等含めて、先程のような形で次期計画の中でこれを反映させていきたいなと思っております。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それでは次期総合計画のほうで案のほうに盛り込まれますことをお願いを申し上げまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議　　長

本日の会議時間は、ナイター議会開催のため、あらかじめこれを延長し、午後６時より再開いたします。

休憩いたします。

休憩　午後　３時４２分

再開　午後　６時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

初めに、７番福岡孝道君。

○福岡孝道君

それでは、通告どおり２件の質問をさせていただきます。

１件目に地域の元気臨時交付金について町長にお尋ねいたします。

１、交付金の概要について。

２、大樹町への交付限度額について。

３、どのような活用を考えているか。

以上を質問いたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、福岡議員の地域の元気臨時交付金につきまして、３点にわたってのご質問でございます。お答えを申し上げたいと思います。

この交付金は、平成２５年１月に閣議決定されました緊急経済対策が迅速かつ円滑に実施できるように、この対策における大規模な町負担額に対して、資金調達が円滑に実施できるように各地方公共団体の追加公共投資の負担額に応じて交付されるものでありまして、地域経済の活性化と雇用の創出を図るために創設をされたものであります。

対象事業が平成２５年１月１２日以降に平成２４年度予算に計上したものか、平成２５年度予算に計上したもののうち、交付金要綱に示された国の補助事業及び地方単独事業で大樹町においては町有林整備事業が対象となっております。

現在の状況では、５月末に約２，０００万円が交付額として示されておりますので、今後これらの手続きのために事務処理を行ってまいろうということで考えております。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

もう少し詳細にお聞きしたいと思います。

この地域の元気臨時交付金は、安倍内閣が緊急経済対策の中心となる公共事業の実施についてたしか１兆３，９８０億円を自治体の公共事業の利用負担を軽減するために創設したものと記憶しております。

公共事業の実施する自治体の力に応じて、７割から９割を補填してくれるという、大変、条件のいい交付金だと私は思っております。

そこで､答弁の中にありました対象事業はことしの１月１２日以降に２４年度予算に計上したものか、２５年度予算に計上したもののうち、交付金要綱に記された国の補助事業や地方単独事業とあります。

先程、大樹町は町有林整備事業が対象と言われましたけれども、１月１２日以降に２４年度予算に計上したもの、あるいは２５年度の予算に計上したものの中で、町有林整備事業以外に計上した事業があったかどうかお伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、この地域の元気臨時交付金、今、議員おっしゃるように地域の経済活性化だとか、雇用創出臨時交付金というような形で、大変、表面は良かったのです。

ところが事業を見ると、対象事業一覧というのがありまして、その事業の中で何でもかんでもということにはならない、ある程度、こういうものでこうですよということが各所管ごとに示されました。

その中にあっては、今おっしゃるような事業の中では２４年度事業ではありませんでした。２５年度事業では二つの事業が該当するかなと思っておりましたけれども、一つの事業は、これは却下されまして、今回、この森林整備というような形にあって該当するというようなことであります。

今おっしゃるように、元気が出る、そういうような私たちも基金で自由に使えるものだという感覚を持っていたのですけれども、そういうことではなく、通達も先程言ったような２４年度の予算、２５年度に当初予算で見られたものとかというような形で限定をされていると、そういうような事業でございます。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

私の調べた結果、通常の地方交付税と異なり、地方公共団体が単独で実施する公共事業の財源とするというような、何か資料にあったのですけれども、今の町長のお話では使い道が限られているとか、当てはまるものはないというお話でありましたけれども、期間中にそれを申請することができなくて、まさかなったというわけではないでしょうね。

そういうことであればよろしいですけれども、期間中に申請できなくて、取りこぼしたなんていうことになると、ちょっと問題があるかと思ったのですけれども、それがないということでちょっと安心したのですけれども、５月末に大樹町に示されている交付金、約２，０００万円が交付されると、ただこのことは、これは第１次の交付金だと思うのですが、今後、２次の交付金もあると思いますけれども、大樹町はこの２次に該当するものが何かあるのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、議員おっしゃるように、これは１次分ということで、２次分も恐らく出てくると思います。

でもこの表をいろいろと国から示されている表を見ると、そこには該当するものも当初予算を組んでいるものがあるかなと思いますけれども、今、事業別に調べてみるとなかなか見当たらないと、災害復旧だとか、土地改良法に基づく云々とかという事業ですから、そういう事業展開を私ども今やっていません。

今回の中では、この森林整備の中では治さんだとか云々ということの中には、この治さん事業費補助という中に、森林環境保全整備事業云々とか、造林だとか、林道整備だとか、これらにも該当するだろうと。

もう一つは、これも農業委員会の関係なのですけれども、農地の交換分合、これらの費用も該当するのではないかなということだったのですけれども、それも却下されたということで、ある程度、一定のものに絞られていると、範囲は大きい範囲なのですけれども、細かく見ると先ほど言ったように国の事業が絡んでいるとか、そういうような町単独での事業というのはなかなか該当するものが見当たらなかったということです。

ですから、今回の２次事業にあっても、何かこれに該当するものがあれば、これを強引に進めていくという手段を講じていこうかなと思って考えております。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

再度、確認なのですけれども、交付対象は実施計画を策定する地方公共団体、交付方法としては実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付すると、交付金額は地方公共団体の追加公共事業の地方負担額をベースとして算出するというようなことがあったのですけれども、あいにく大樹のほうにはなかったということなのです。

そうであればあれなのですけれども、今後、またそういった条件がいい交付金がありましたら、取りこぼしのないように申請していただいて、活用していただきたいなと思います。

それでは、この件１点目は終了いたしまして、２点目の質問に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

○議　　長

次の質問に移ってください。

○福岡孝道君

それでは、２件目の質問ですが、地域おこし協力隊の募集状況、募集計画は何人であったか、それから応募した人は何名か、給与基準はどのように定めたか、それから今後の募集はどのように考えているか、以上４点、お伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは地域おこし協力隊の関係につきまして、４点程ございます。順次、お答えを申し上げたいと思います。

今年度から子供交流事業につきましては、商工観光課から教育委員会、社会教育課に所管替えをしております。平成２０年度からこの事業を実施しておりまして、南十勝長期宿泊体験交流事業を初め、姉妹都市として交流があります相馬市、また今年度から新たに吉岡町などを含め、子供交流事業を集約して実施をしてまいります。

募集計画の人数ですが、この協議会としては人員は、これは新たに特別交付税措置が活用いたしまして、地域おこし協力隊ということで１名を募集し、今年度から３年間、地域おこし協力隊として任用する計画といたしました。

応募してきた人数なのですが、募集の結果、応募者は１名でありました。

給与基準の根拠につきましては、大樹町地域おこし協力隊設置要綱で定めておりますが、特別交付税措置の中で募集にかかわる経費として、人件費の上限が２００万円となっておりますので、これを基準としております。

今後の募集の考えなのですけれども、ステップ事業の展開を勘案しながら、この子供交流事業の評価を踏まえまして必要な人員の配置をまた検討してまいりたいなと考えているところであります。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

私は、町長のお答えに対して大変、失望しております。

なぜなら、昨年９月に私はこのような第３回の議会で同じような質問をいたしました。

その中で私は、今後の募集及び活用方法について町民の考えも聞き、多くの隊員を採用したらどうかと訪ねた記憶がございます。お答えは、この事業は地域の実情に応じたさまざまな課題を解決するための取り組みとして実施できることから、子供交流事業にかかわらず、今後の活用について関係機関と連携して検討を進めていきたいと町長は答えられております。

まず、最初に関係機関と連携した結果が１名だったのか、どの関係機関と協議をしたのか、お知らせいただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

前回の議会でいろいろと福岡議員からご質問もいただきました。私たちも、この制度は大変、我々にとっても使い勝手のいい事業だなと思っておりました。

いろいろと今、各関係機関、またはそれぞれの団体とも協議をいたしましたし、またそれ

ぞれのところでもいろいろと採用人員等が決まっているというような状況にあっては、これはいたし方ないだろうと。

ただ、これから今、前段申し上げたような形のほかに、今いろいろと定住だとか、それからまた各地区の廃校になったところの利用、そういうものも含めた中で、そういう活動をしながら採用していくことが、またこれは重要なことかなと。

過日も尾田地区でそのようなお話もありました。特にこういうような事業を取り組んでいけば、例えば管理人さんだとか、または地域の何かイベントだとかを企画し、またいろいろいと地域の中に入り込んでいって、いろいろな面での活動ができるだろうと、そういうことで申し上げておりますので、今後そういうような場になったときには、ぜひこのような制度を使いながら進めていきたいなということで、前回もそのような形でご答弁をさせていただきましたし、今もその考え方には変わりありません。

これからも、いろいろと先程も総合計画の中で、いろいろな例えば地場産の云々とか、そういうようなことが出てくる場合には、町職員の場合もそうですけれども、こういうような展開を募集したときには、この事業に対してということになれば今回、１名しかありませんでしたけれども、また変わった段階で募集すると地域から、また本州付近からいろいろな場面での展開も予想されますので、ぜひこの事業は先程前段申し上げたような事業の中では取り組んでいきたいということで考えております。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

ただいま、町長のご答弁では応募してきた人は１名ということでございましたけれども、なぜ１名しか応募がなかったか、原因を考えてみたでしょうか。採用の条件に問題が少しあるのではないかと私は思っております。

基準の根拠は、大樹町の地域おこし協力隊設置要綱、また特別交付税の措置の中で募集にかかる経費として人件費の上限が２００万円までと答えられておりますけれども、単純に２００万円を１２カ月で割りますと１カ月の給料は１６万６，６６０円になると思います。ところが大樹町の募集条件は、１カ月の給料は１４万７，０００円でございます。この差額、２万円はどうなっているのか、括弧書きでその給料の１４万７，０００円の後ろに、社会保険料、雇用保険料などの本人負担分が差し引かれますとも書いてあります。

ですから、この２万円中から払っているようには見えません。この差額というのは、どういうふうになっているのか、上限２００万円まで出せるのが月１４万７，０００円、月約２万円くらいの差があるのですけれども、これは下げた理由というのは何かあるのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと募集のこの要綱、また要領にはそのような形で記載されているかなと思います。

ただ、この２００万円が、これでやっていけるかということで我々も大変心配しています。

これらについては時間外だとか、そういうような面での対応もさせていただいておりますし、本人もそのような形での子供交流ということでの絞った募集の仕方をしましたから、今回は１名だけだったのかなと思っております。

いろいろとそういう給与体系のことも考えながら、募集の時期はやはり考えていかなければならないのかなと思っております。特にこの２００万円で車持って云々でということになると、なかなか募集をしても集まりづらいのかなと思っております。

ですから、これは前段申し上げたような形での採用の方法を踏まえて今後、考えていかなければならない次期も来るのかなと思っております。次年度の場合は、ある程度そういうことも勘案した中でプラスしてやっていくべきではないかということで、本人からもそういうお話も伺っておりますので、その辺はしっかりと考えていきたいなと思っております。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

給料に関しましては改善するという町長のご答弁もありましたけれども、今、情報化の時代で、インターネット開きますと全国のこういう募集の給料の一覧が全部出ています。北海道も三十数自治体で９２名の隊員が働いているわけです。そして、月次の給料は大体先程言いました２００万円の上限１６万５，０００円から１６万７，０００円が多いのです。なおかつ、住宅手当は町側で自治体で持つというところもかなりあります。ですから大樹も募集の条件は非常に悪いのではないかと、そうすると１名応募してきたと言いますけれども、もしかしたら５名、１０名応募されて、今、来ている人が悪いとは言いませんけれども、またそれなりに的確な人も選べたかもしれません。その辺、今後ちょっと考慮していただきたいと思います。

それから、町長は先程からステップ事業にこだわって対応しているようなことだったのですけれども、どうしてそのステップだけにこだわって採用していたのかなと、私は非常に疑問に思っております。

平成２４年７月現在、全国では２０７の自治体で６１７名の隊員が働いております。道内、今、数字出ますけれども３８団体、９２名の隊員が働いている、そして私たちのいるこの大樹町と同じような規模の町村で８名も隊員が働いているところもあるのです。なぜ、大樹はその１名にこだわっているのか、その活動内容にしましても、観光の振興活動、地域の情報発信活動、森林管理支援、エゾシカ、ヒグマなど野生動物の保護管理、イベント事業の実施運営、特産物の開発と振興支援、観光資源の収集、紹介、宣伝支援、買い物支援、高齢者など見守り活動業務など、大樹町もすぐ当てはまるような活動を使われているわけです。国から１人当たり３５０万円も補助金が出ていて、なぜこれをもっともっと活用しないのか、先

程町長は今後、いろいろ考えて採用していきたいと言いましたけれども、これは別に町職の資格になるわけではないですよね、３年経てば自動的に切れると、ですから３年間だけ町のほうとして募集して働いてもらえば、あとは責任がないわけですよね。

ですから、非常に採用しやすいし、地域のために働いてくれる、非常に好都合というか、なおかつこの３年の契約が切れたら、かなりの人が地元に残るというか、その地域に残ってくれているという、そういう報告もありますので、これは何とかもっともっと多く採用して、民間のほうにもそういう人方を振り向けて活用していただければ町のためにもなるのではないかと思いますけれども、最後です、その辺の決意を町長に、来年はもう少し採用しますということをちょっとお願いしたいのですけれども。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと地域おこし協力隊の関係、現況だとか、各地区の調査結果も私も手元に持っております。

それぞれ多いところでは８名ということですけれども、事業的には本当に多種多義にわたってあります。それらを全部やれとか、この部分だけに絞ってやれというような、そういうやり方もあろうかなと思いますけれども、私はどちらかというと前段のような形で地域に溶け込んだ中でしっかりと３年間ではありますけれども、取り組んでいけば、またそこに定住していただけるのかなと、そういうようなことで申し上げました。

次年度は恐らく２名ないし３名ほど募集をしながら、地域の活性化に向けた取り組みの中で、これはやっていけるだろうと思っております。

まだ始まったばかりで私たちも１名はおりましたけれども、基盤的にいうと、どういう事業がどういうふうに展開していったらいいのかという、そういうような不安もありましたので、今回もステップに絞り込んでの事業展開ということで、ステップの事業以外にもいろいろと教育委員会の社会教育の事業は取り組んでいただいておりますし、また先程申し上げたような事業展開になってくれば、恐らくこれもまた１人、２人というような形で地域に溶け込んだ採用の仕方が出てくるかなと思っておりますので、このことはまた前回のご答弁にまた同じになるかもしれませんけれども、前向きにこれは検討していきたいと思っております。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

町長のほうから、そういうふうに前向きに取り組んでいきたいという言葉がありましたので、そのように期待いたしまして、質問はこれで終わります。

○議　　長

続いて、２番齊藤徹君。

○齊藤徹君

それでは、ナイター議会で１件、質問させていただきます。

特別支援教育の現状とインクルーシブ教育の取り組みについて、教育委員長にお伺いいたします。

１点目、特別支援教育は２００６年６月に学校教育法に位置づけられた制度であります。また、特別支援教育導入によって障がいの種別による区分が廃止され、一人一人の教育ニーズに応える教育実践が指向と、障がいの重複化への対応でもあります。

現在、特別支援教育に取り組む小中学校は児童生徒の障がいの種類やその程度等に応じ、個別の教育ニーズに対するオーダーメードの指導か求められている状況です。

それで、町内の小中学校それぞれの今日まで、どのような取り組みが行われているか、教育委員長にお伺いしたいと思います。

２点目ですけれども、昨年の７月、初等中等教育分科会、特別教育支援教育のあり方に関する特別委員会で報告された障がい者施策は、共生社会の実現に目指し教育分野で将来の特殊教育から発達障がいを対象に含めるなど、より網を広くかけた特別支援教育へと転換されました。

そうした中で、障がいのある子の学びの場は特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、そして通常の学級など多種多様であります。子供たちの自立のためこうした場を活用して教育的なニーズに応えるとともに、障がいのある子、障がいのない子ができるだけ同じ場所でともに学ぶ仕組み、インクルーシブ教育のシステムの構築が叫ばれてきています。

それで、大樹町教育委員会としては、今後、今行われている特別支援教育を含めながら、今後、インクルーシブ教育のシステムの構築の考え方についてお伺いいたします。

○議　　長

辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

それでは、齊藤議員のご質問の特別支援教育の現状とインクルーシブ教育の取り組みについてお答えいたします。

１点目の特別支援教育の取り組みについてですが、特別支援教育は平成１８年６月１５日に学校教育法の一部を改正する法律案が可決、成立し、平成１９年４月から正式に実施されております。

まず、特別支援学級につきましては、学校教育法に障がいを持っている児童、生徒に個別の支援や教育を行うために支援学級を置くことができると定められており、その対象は知的障がい、肢体不自由、身体の虚弱、弱視、難聴、その他特別支援学級において教育を行うことが適当な者とうたわれております。

児童生徒の自立や社会参加に向けた取り組みに対し支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために適切な指導や支援を行うこととなっております。

本町における取り組みですが、大樹小学校は特別支援学級が五つの障がい区分、６学級で１９人の児童が在籍しており、９名の教員が担当しております。

普通学級においても、１年生から３年生まで各学級に特別支援教育支援員を配置し、生活面での支援や学習面での支援を行っているところです。

大樹中学校は、四つの障がい区分、４学級で６人の生徒が在籍しております。５名の教員が担当となっておりますが、教科によっては個別指導の場合でも教科免許を持つ教員が授業を行っています。

特別支援学級の在籍者については大樹小、大樹中ともに子供の将来を見据えた個別の支援計画を作成し、保護者と共有しているほか、学校在籍期間における個別の指導計画を作成し、個別の発達段階や教育ニーズに合わせた指導や自立のための活動に取り組んでおります。

２点目のインクルーシブ教育システムの構築の考え方についてですが、文部科学省が設置しております中央教育審議会の初等中等教育分科会において、障がい者が積極的に参加、貢献していくことのできる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の報告が出ております。

障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みで、障がいのある者が教育制度一般から排除されない等とあり、その構築のため、特別支援教育を着実を進めていく必要があるとしております。

教育関係者の中では全ての子供たちを一つの環境でという考え方には賛否があり、特別支援学校や特別支援学級の意義を否定することにつながるとの指摘もあります。共生は望ましい教育理念ではありますが、長年の特別支援教育が積み上げてきた教育財産を最大限かつ生かしながら、学級を分けた個別の指導で１人を伸ばせる部分も多分にあると考え、支援学級での指導と交流学級での指導を効果的に組み合わせた教育を進めているところです。

今後は就学相談等を今まで以上に充実させ、保護者の納得を得ながら、より個々の発達に適した教育の機会を柔軟に整備しながら調和のとれた教育を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

それでは、特別支援教育が障がい者の権利条約で定めるインクルーシブな教育への転換をするためには、少なくても何点か検討する必要が出てくると思うのです。

その中で、障がいの種類と程度によって学ぶ場所を限定しないとか、また通常学級で学ぶ障がいを持つ児童、生徒に対し、適切な配慮を提供していかなければならないといったことが上げられてくると思います。

今、答弁ありましたように、すべての子供たちが一つの環境でという考え方は私も賛否両論があり、なかなか厳しいのかなと思います。そういう義務教育においては、平成１８年か

ら実施しました特別支援教育を最大限に生かしながら児童生徒一人一人の教育ニーズに合った指導が大事と私も考えております。

しかし、保護者にとっては児童生徒の将来を考えると就労に向けて共生社会の形成に向けて学校において現場、生徒指導、また学校行事、総合学習のカリキュラムの中でインクルーシブ的な教育が実践できるのではないかと、その辺がちょっと答弁で漏れていますので、委員会の考え、また学校現場での工夫とか取り組みはどういうお考えなのかお聞きしたいです。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

ただいまの学校現場での工夫、取り組みといいますか、そういったことについてのご質問でございますけれども、子供たちは集団生活の中で育つものというふうに私どもは思っております。

交流学級の中では、できるだけ活動できるよう、そんな必要な指導や支援を行って、子供一人一人の発達、課題に合わせた個別支援を行ったり、あるいは楽しく集団活動ができるような、そんな工夫をしているのが現状でございます。

障がいの種類であるとか、あるいは程度による学びの場の限定であるとか、あるいは通常学級での障がいを持つ児童生徒への配慮の適用については、小中学校における通常の学級、特別支援学級だとか、あるいは特別支援学校といった連続した学びの場の確保というのが必要であろうというふうに考えております。

保護者や学校と連携のもとに現在のところ支援を行っているというところでございます。

また、通常学級においては、やはり困り感のあるお子さんがいらっしゃいます。町の特別教育支援員が配置してございますけれども、担任などと連携した学習支援を現在、行っているところでございます。

インクルーシブ教育、大変難しい問題でございますけれども、障がいのある者も障がいのない者も伴に学ぶと、そういった仕組みでございますので、子供たちはもとより、保護者にあっても地域等の支えが必要なのかなというふうに思っております。

先程来、教育委員長も答弁をさせていただきましたけれども、また議員も先程お話ししておりましたけれども、やはり共生社会というのは大変望ましい教育理念ではありますけれども、長年の特別支援教育が積み上げてきた教育財産、これを最大限生かしながら支援学級の指導、交流学級での指導というものを効率的に組み合わせて教育を進めていくことが大事なことではないのかなというふうに思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

先だって行われました大樹小学校の運動会を拝見いたしますと、行事の中では障がいのあ

る子、障がいのない子、ともに一緒に行事はしているということで保護者もこの辺は一定理解の了解を得ている、それが一つのインクルーシブ教育につながっているのかなと私はそういうふうに拝見しました。

それで、特別支援教育にかかわる委員会を設置しているのですけれども、特別支援コーディネーター、そして学校に２名、特別支援教育の担任の中から経験度、理解度等を勘案した２名を多分、任命していると思うのですけれども、今年度、担任、コーディネーター、１年でかわり、通常学級のように通常であれば学年受け持ちで２年間かわる体制になっているのですけれども、特別支援教育はどういうわけか１年足らずで、今回もコーディネーターは１年でかわったということで、そういったインクルーシブ教育から見るとちょっとかけ離れているのかなと、保護者にしてみれば道教委十勝教育局もそうやって普通学級、特別支援学級として位置づけして教員を配置しているので、学校力向上の中で加配を含めて４０名と配置の中で、そういった中でなかなか厳しいと思うのですけれども、そういう支援学級の中でも継続、学級担任の継続可能なのか、保護者は望んでいるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

コーディネーターの専任ということにつきましては、大変、どこの学校も非常に悩んでいるところでございます。コーディネーターの任命に際しては、やはり学校の規模だとか、あるいは教員の構成、それから経験、人柄などさまざまな要因が絡んでおります。

ご指摘のとおり、２年の受け持ちができれば理想的でございますけれども、小規模校にあってはなかなか難しい問題ではないかなと思っております。

限られた教員の中で、全体的なチーム援助という形の中で先生方が助け合って、学校長の強いリーダーシップのもとで、学校全体で共通理解を図って認識をしてやっていくということしか現在のところないなというふうに思っております。

やはり先生方も特別支援の経験も必要ですし、それから一般の普通学級での経験も必要でございます。そういった面ではやはり先生方にはいろいろな面での経験もさせながら、他校に行って、やはり十分に自分の力も発揮していただきたいというようなのが私のねらいでございます。

願わくば、やはり２年までぜひ持っていただきたいなというのも親からも伺っております。私と申しましてもそういう思いではおりますけれども、やはり現場の先生方とお話をしますと、やはりすごい苦労されているのだなというふうに思っているところでございます。

ご理解の程、よろしくお願いしたいと思います。

○議　　長

斉藤徹君。

○齊藤徹君

職員の配置なのですけれども、札幌ですと普通学級の人事採用と特別支援教育の人事採用とは別々にやっているのです。地方は全体、特別支援教育、普通学級とまとめて何十人で、その中で現場で先生を配置するのは大変、厳しいのですけれども、特にこれから考えていただきたいのは、特に重い子、または重複、知的とか身体と重複している子にはやはり１年ではなく２年とか持っていかないと、なかなか支援的には改善されないのかなと思います。

そういった点を十分、考慮いただいて、今年度はどうしようもないので来年度からそういう配置も考えて取り進めていただきたいと思います。

今現在の特別支援学級ですけれども、昨年、障がい別ではなく学年別に配置していたのですけれども、今年度から障がい別に担任を配置したのですけれども、そうすると学年が変わってくるのですね、２年生、４年生とか、同じ障がい、例えば知的障がいでも２年生と４年生が一緒になると、こうなってくると一緒に学習することになるのですけれども、その中での学習の取り組みの方法と学校現場、また教育委員会はどのように指導したり、工夫されているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

障がい別の階級担任の配置ということでございます。確かに昨年は学年別ということでございますけれども、今年度におきまして障がいのある子供の教育はやはり障がい別に学級の担任を配置するということが基本ということでございまして、個別の教育指導計画を立てて授業を現在行っているところでございます。

児童の実態によってさまざまでございますけれども、教科の学習内容によっては交流学級での学習や活動に参加をしておりますし、重度の場合は特別支援学級での活動が中心となっている場合もございます。

また同じ教科内容も複数の子供に教えることもございますし、また福祉学級のようにプリントを渡して、それにより学習をさせたり、あるいは個々の対応で教えたりと、それぞれ工夫をしながら先生方が一生懸命教育の形態をとっているというところでございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○齊藤徹君

私もどちらかという昨年、学年別で分けている障がい別学級というのはちょっとおかしいのかなと、特別支援学級ですから障がい別、用途別に分けて共通できるところは一緒にやっていくというのが普通のパターンだと思いますし、こういう形が私もそれが望ましいと思います。

それで、全体的に見て一学年、約１０％近い発達障がいの可能性がいると言われているのですね、今現在。そのうち３．５％が特別支援教育学級、通常学級、児童生徒、その中で約６．５％存在していると、グレーンゾーンということですね。また、その学年が上がるごと

に、高学年になるごとに見えにくく、また発見しづらいとも言われております。また、校内委員会では支援が必要だと判断されている子供は２割以下で、個別指導計画を作成しているのは９．９％、困難を示す児童生徒にいずれの支援もされていないとの回答が３８．６％と上がったとようです。校内委員会、支援の検討部局との文部省の結果が１０年ぶりに調査が公表されました。小学校低学年では特別支援員が配置され、解消されているのですけれども、町内小中学校高学年、そして中学校の通常学級の発達障がいの可能性のある児童生徒の対応について、また中学校は専門教科なので、それだけ支援学級だけやるというのはなかなか厳しいのですが、それはどのように工夫されているのかお聞きしたいです。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

小学校の高学年、あるいは中学校の通常学級における発達障がいのある可能性のある子供たちについては、これは学校のほうからもそれぞれ今の小学校に置いています特別支援員みたいなような形でぜひ置いていただけないかというような要望も受けているところでございますけれども、やはり町の財政の関係もございますので、現在のところこのような形で進めているというのが現状でございます。

現在は、やはり加配によりますＴＴだとか、あるいは習熟度別の指導というようなことで困り感のある児童生徒への学習対応を行っているというところでございます。

また、中学校においては高校の進学といった進路を決める大事な時期でもございます。先生方が中心となって新聞にも出てご存じかと思いますけれども、レッツ勉強プロジェクトというような形をとって、困り感のある子供も含めた補習授業を展開しているというところでございます。

いずれにしましても、専門性のある教職員の確保が一番大事かなというふうに思っております。先般、全国の教育長大会が東京で開催されまして、その中で今の議員がお話ししております人材の確保の関係でございますけれども、特別支援教育充実のための人的、物的教育条件の整備ということで決議をして、国に要望したというところでございます。

なかなか町の財政も大変なものですから、やはりこういったものは国の施策においてぜひ設置してほしいというところを要望したところでございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○齊藤徹君

ぜひ、特別支援教育の充実のための人的、物的教育条件整備ということで、これもやはり町村、道上げて国に要請していただきたいと思います。

今、小中学校の現場を見ますと、多分、小学校も中学校もそれぞれ加配を頑張っているので一人ずつ配置されているのかと思います。

そういったことで、まずそういう条件があうのであれば、１人でも多く加配を見つけて、

１人でも多く先生を採用していただくと。

また、先生の中に興味のある先生、特別支援教育にあの先生は夏期期間中、冬期期間中に道教委で行われおります研修だとか、資格免許の取得だとかありますので、そういうことによってぜひ参加を進めて、かかる助成などを援助するような、そんな取り組みを今後していただきたいなと思っております。

次に、特別支援教育の一人一人の子供の教育ニーズに丁寧に対応するために個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、これらの計画では実態の把握、目標の設定、指導内容と方法の設定、実施、評価、再計画という流れが一般的なのですけれども、保護者にはどの程度、周知し、家庭学習、学校支援に反映されているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

特別支援教育におけるＰＤＣＡと保護者への周知というようなご質問かと思います。

障がいのある児童生徒が生涯にわたって支援するという点から言いますと、やはり教育、医療、福祉との関係機関、あるいは保護者が児童生徒の障がいの状態を共有をして、一人一人のニーズを把握して、教育支援の目標の内容や、あるいは関係者の役割分担などについて計画を策定する個別の教育支援計画と、それから一方、個別の指導計画ということで各自に対して効果的な指導を行うための教育課程を具現化したものがございまして、それらには指導目標であるとか、あるいは内容、方法等を示したものでございます。

学校では、これまで保護者を対象とした交流紙、コスモスの窓からということで大樹小学校のホームページにはこれは出ておりますけれども、そういった形で発行しておりまし、保護者への特別支援教育情報を促してございます。昨年は４回だと思いますが流してございます。

担任の先生は児童生徒への気づきを中心とした本人のニーズの把握を的確に捉えて、可能な支援、配慮をするということはもちろん保護者等連携、相談のもとに家庭での配慮といった教育相談を実施してございます。

教育委員会としましては特別支援学級の授業参観であるとか、あるいは保護者との懇談を通して児童生徒一人一人が伸び伸びと輝きながら学習のできる教育環境の整備、支援体制について今後とも最善の努力をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議　　長

斉藤徹君。

○齊藤徹君

個別の特別支援教育を計画策定していく中で、いろいろと作成計画の途中、子供ですのでいろいろと変わるので、その都度、きちっと親に周知しながら、親に誤解や意見の食い違い

が出ないように徹底してやっていただきたいなと思います。

それで、平成２３年９月の定例議会において、これと同じような質問をしているのです。特別支援教育に関する現状と今後の取り組みについて、一般質問の中で北海道教育委員会の特別支援教育の向上の一つに幼稚園、小中学校、高校における特別支援教育の充実と明記されていますが、大樹町では幼児から一貫した指導、療育特別支援の組織体制づくりが必要と考えるが、委員会の今後の取り組みについて質問しております。

その答弁に委員会としての答弁は、現状の体制では小学校への入学前については緊密な連携がとれると思うが、入学後やむぅくを利用されていない児童などのケースでは課題があると感じているので、個別のケースに対して関係者が集まり、適切な支援ができるような機能的な体制の構築に努めたいと答弁されたのですけれども、あれから約２年が経過し、それからどのように機能的な体制づくりをしたのかお聞きしたいです。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

前回の一般質問でそのように私のほうでお答えをいたしました。

学校においては、特別支援学級の児童生徒の保護者とか学校との関係でつくる大樹町特別支援教育振興会がございます。また、南十勝においては関係者でつくります南十勝地域療育推進協議会が組織されており、お互いに連携をとっているというところでございます。

また、その中でむぅくを利用していないお子さんにあっては、保健師がやっております３歳児健診、こういったものがありまして、その中で言葉が遅いなどの発達に気になることがあれば、むぅくへの通所を進めたり、あるいは帯広児童相談所の巡回相談もございますので、そういったところへの受診も進めているところでございます。

その後に、また児相との地域診断会議ということがございますので、情報の共有だとか、あるいは就学を迎える際には就学指導委員会というのがございますので、その中で特別支援学校等への就学の判定を行っているのが現状でございます。

保育園と小学校との関係については、子供の育ちを支えるための資料として、これは保育所の中では義務づけになったわけですけれども、保育要録というのがございまして、その就学する小学校にそれらが送付されているということでございます。

小学校の先生が保育園を訪問するということも行っていることでございまして、子供の状況の把握を適切に行っているというところでございます。

機能的な体制づくりの構築ということでございますけれども、この２年近く、私なりにいろいろと検証してきましたけれども、やはり保護者を含めた組織もございますし、そういった中で、現在の組織を関連づければ十分機能するのかなと、十分役割が果たせるのかなというふうには私も実は思っているところでございまして、新たな組織をつくるというのも、なかなか今、忙しい時期でございますので、そういった連携協力の中で現状で取り進めていくのがいいのかなというふうに実は感じているところでございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○齊藤徹君

保育所から一連の体制を努めていく指導が大切だと思うのですけれども、保育所では保育要録、学校に入れば就学要録とあるのですけれども、できればその辺の要録というのは一貫性にして幼児から小中高、就労まで一貫した要録でつくっていただくと、大変、引き継ぎ、また就労に向けて最終学年の高校であれば就労に向けての指導だとか、インターンシップ事業に参加できる、中には人とのかかわりができない子もいるので、それが早いうちにわかれば学校も対処できるので、そういった一つの要録、そういったことは次年度に向けて策定していく、その辺をお願いしたいと思います。

また、関係機関の連携ですけれども、今、答弁にありましたように確かにもう新たにつくる必要はないです、いろいろな機関があるので。ただ、いろいろな機関があるので誰かがリーダーになって、どこかが頭になってやらないと、これは物が進まないので、どこがリーダーになってやるのか、その辺もやはり今後、検討して連携をとっていただきたいなと思います。

最後の質問なのですけれども、今年度から小中学校各１校となり、北海道教育委員会の特別支援教育の充実から１年足らずで今回、小学校特別コーディネーターがかわる中で、特別支援教育に関する一定の知識、技能を有していることがこれから求められています。

一人一人の子供をよく知ること、そして一人一人の子供の教育的ニーズに応じた工夫を留意することの重要性から、保育所、小学校、中学校、高校を専門に巡回できる専門コーディネーター職というのですか、そういう近い将来を考えていかなければならないのかなと思うのですけれども、今後、幼児期から社会人、就労までの支援教育の構築というのは、専門員を含めてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

専門コーディネーターの配置の関係でございます。先程とちょっと重複する部分もあるかもしれませんけれども、幼児期にあっては医療福祉分野においての医師であるとか、あるいは保健師、それから南十勝の子供発達支援センターのむぅくの先生方と、それから保育所に当たっては保育士などがかかわりを持っております。

小中高にあっては担任の先生だとか、あるいは教科担任が児童生徒にかかわりを持っております。学校にはそれぞれ特別支援教育コーディネーターが配置されておりますが、専門家ではないために、やはりパートナーティーチャー、派遣制度を活用しているというのが現状でございます。

教育委員会として特に、私どもが力入れているのがやはり小中高の連携ということでございます。その中でも特に中高の連携はやはり大学、あるいは社会に出ての就職というようなことで、つながる大変重要な問題だなというふうに思っております。

特別な支援を必要とする生徒にあっては、中学校からのきめ細やかな情報公開によって様子を早期に知ることができるということです。中高の学級担任、あるいは教科担任が直接連携することが今後、求められていることではないのかなというふうに認識をしているところでございます。

教科間連携ということにあっては、やはり中学校での学びが不十分であったという生徒については、学び直しの機会を設けると、新たなそういった取り組みも必要かと思います。現在、高校ではお話を聞きますと、そういった学び直しをやっているというのが実情でございます。

また就労連携ということについては現在ありませんけれども、やはり地域に福祉的な就労枠が義務づけられているような企業もありませんので、課題であるのかなというふうに思っております。

いずれにせよ、子供たちの幼児から就労までの全体を通した特別支援教育のあり方を考えると、やはり専門のコーディネーターをやはりどうしても必要になるのではないのかなというふうに思っております。

ただ、大樹町にあってはなかなか地方というところに適当な人材を求めるのは非常に難しいですし、なかなか来る人もいないのかなというようなところが非常に頭の痛いところではないのかなというふうに思っております。

現在の特別支援教育制度の中では十分とは言えませんけれども、子供や保護者に不安を与えることのないように、十分な教育相談員に応じながら学校とも連携をしながら対処してまいりたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午後　７時０３分
再開　午後　７時０３分

○議　　長

再開いたします。

齊藤徹君。

○齊藤徹君

パートナーティーチャー制度、学校現場では多分、先生方は結構希望はされているのですけれども、なかなか希望が多くて何か配置されないと、今のところは２名程度なのですけれども、そういったことで地元でも専門員むぅくにおりますので、そういう方をうまく利用していただきたいなと思います。

最後です、当町一貫性で、指導要録の一貫性、統一性をしていただくのと、そして特別支

援教育の充実をますます強めていただいて、インクルーシブ教育の活用できることは十分活用していただいて、以上で私の質問を終わります。

○議　　長

続いて、９番志民和義君。

○志民和義君

既に通告しておりますナイター議会で１問について、町長にお伺いをいたします。

介護保険制度について、介護保険制度の公的支援で要支援１、要支援２を介護保険制度から外して、市町村の事業にしようと検討しているとお聞きしております。

そこで次の点についてお伺いをいたします。

一つ、要支援１、要支援２はどのような目的で設けられた制度なのか、二つ目が厚生労働省はなぜ要支援１、要支援２を介護保険制度から外そうとしているのか、３番目に要支援１、要支援２では介護予防の上で重要ともお聞きしております。また、支援があることで自立生活ができることは、生活の質からも重要なことと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。四つ目に、町内で要支援１、要支援２の人数と介護費用全体と１人当たりの費用は幾らになるか、五つ目に要支援１、要支援２が介護保険制度から外され、市町村も事業に移されたとしても同じ支援が受けられる可能性は少ないと考えます。国に対して現行制度を維持できるよう求めてはどうか、お伺いをいたします。

以上です。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、志民議員の介護保険制度について、５点程ご質問があります。お答えをしたいと思います。

介護保険制度についてでございますけれども、我が国が既に超高齢化社会に入っておりまして、今後も総人口に占める６５歳以上の高齢者の割合が増加するということが予想されております。

このような中、介護の問題は老後生活における最大の不安要因となり、介護を必要とする人のために介護サービスを総合的、一体的に提供し、社会全体で介護の体制を支える仕組みとして、この介護保険制度が創設され、平成１２年４月から開始されました。

ご質問の１点目の要支援１、要支援２の目的でありますが、介護保険制度の認定区分は平成１８年４月の制度改正により、それまでの６段階の区分から新たに要支援を１段階増やし、要支援が２段階、要介護が５段階の７段階に区分されました。

要支援１、要支援２は、介護予防サービスを利用することにより、その状態を改善し、できる限り介護状態にならないようにする、また悪化しないようにする、このことを目的として設けられた制度であります。

ご質問の２点目の厚生労働省はなぜ要支援１、２を介護保険制度から外そうとしているの

かについてですが、このことにつきましては厚生労働省はまだ検討という段階であります。具体的な内容が示されておりませんのでお答えすることはできませんが、新聞等の報道によれば増加する介護費用を抑制する必要があるというようなことで報道がなされているということは承知しているところでもあります。

ご質問の３点目の支援１、２は介護予防の上で重要ではないかというご質問でございます。先程の質問でもお答えいたましたとおり、できる限り介護状態にならない、生活することは本人はもとより、家族にとっても極めて大切な問題であります。支援を受けることにより、日常生活機能の低下を防止し、高齢者が自立し、生き生きとした生活を送れることは大変、重要なことと考えております。

４点目の町内での要支援１、２の人数と介護費用の関係でございますけれども、平成２４年度における要支援の認定者数ですが、一月平均の人数で申し上げますと、要支援１が４０名、要支援２が２９名となっております。要支援１の年間費用の合計は７３７万９，３１６円、同じく要支援２では１，４８７万７，６８９円となっております。

また、要支援１の一月平均の１人当たりの費用額は３万２，２２４円、同じく要支援２は５万５，５１４円ということになっております。

ご質問の５点目ですけれども、国に対しての現行制度云々ということですけれども、この件につきましてはまだ厚労省も検討段階ではあります。また、介護保険制度は大樹町だけの問題ではありませんので、今後、このようなことが起こり得るということになれば、町村会などとも連携をとりながらしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

要支援１、２のどのような目的でということなのですが、当然、介護にならないように悪化を防ぐと、できるだけ介護になる年齢を先伸ばしていくと、これは重要なことなのです。

そのために設けられた制度で、それなのになぜ検討するのかなと、何かその問題があるから、問題があるというか、多分、介護費用にかかるということなのですが、介護保険に占める要支援１と２の費用の割合というのは、ちょっと私もうっかりしたのですが、出ているのでしょうか、もし答えられるのであれば、ぜひ答えてほしいのですが、金額的には非常に、全体的には非常に少ないというふうに思っているのですが。

それから、その目的を達成どうなのかと、この制度が導入されて、１２年から導入されて、今までこうやってきて、閉じこもりがちなひとり暮らしのお年寄りを、ひとり暮らしでなくても家族の中でひとりになってしまうのを防ぐためにそういう制度を利用して、デイサービスなどを利用して、交流を深めながらするということは刺激を受けて大変、介護予防の上でも大事だというふうに考えて、私もこの制度、大変重要だと考えておりますが、その１点目についていかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、後段で大事な事業ではないかという、全くそのとおりだと思います。介護にならないように、それは費用的にはかかると思いますけれども、要支援１、２にやることによって、実施することによって､それ以上にならないための制度だということでご理解願いたいと思います。

国のほうも、これは何でこんなこと今頃ということなのですけれども、やはり介護保険料がどんどん増加するだろうというようなことでの対応だということで認識をしております。

本町の場合、要支援１で全体的に見ると１１％、要支援２が８％という割合です、１００に対して。そのような数値になっております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

大樹町全体ではそういうのですが、全国的には要支援１と２と合わせると５．５％ということで、全体的には非常にそれをなくして、全部市町村の事業に移したからといって、介護保険全体会計がそんなにとんでもないことになるというふうには私どもは考えていないのです。

それから３番目の、またがって質問しているものですから、この自立できるために要支援を受けながら､そうやってひとりで暮らしている人もいるわけです｡もしこれがなかったら、ひとりで暮らせないという人がいるのです､料理なんかつくってくれたりして､毎日通って、ヘルパーさんが通ってつくってくれるのです。これは１人でなかなかできない、こういうことを考えると、自立する上で先程町長も言いましたけれども、自立する上でこの要支援１、２があることによって、介護度１、２、３、４に行かないという大変、重要な私は制度だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

前段申し上げましたように、私もそのように思っております。

これは国のほうは、どのような形で今後、進めていくのかなということで注意深く見守っていかなければならないかなと思っておりますけれども､そういうところから外された方は市町村の事業としてやりなさいと､これはボランティアだとかＮＰＯ法人を使いなさいといいますけれども、なかなかそういうことには私たちもならないのかなと思っております。

ですから、この制度の続行はやはり強く求めて、いろいろな議論はあると思うのです、この制度的なものの中では、これはこれからいろいろと議論されると思いますけれども、やはり今、ここでそういう制度がなくなるということになれば、今おっしゃるような方々もいらっしゃいますので、これらの要支援をどうやって市町村がやっていくのかと、これにはボ

ランティアとかＮＰＯを使いなさいといいながらも、なかなかそういう人材もそう見当たらないというような現状ですので、これはやはり町がしっかりと国の連携をとりながら進めていく事業だと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

最後に大変、介護も本人はもとより、家族も孤立化をすると、こういう部分では非常に大事なことなのです。介護でいろいろな家族関係が悪くなるということは時として耳にすることでございますので、これらは引き続き要望して、国に強く、これは町村会でまとまってやはり要望していくということで、強力に要望していくということで確認してよろしいでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

はい、まだ情報段階、先程申し上げたような状況ですので、これからある程度情報が流れてきた時点では、今現在も既に要望しています、町村会としても。

今回、活性化期成会の推進の中でもこのような事業の情報を得ていますので、これらの取り組みについてはまた機会があれば、また国側にもしっかりと要請をしていきたいなと思っておりますし、この制度自体がそういうようなことになると、これは先程申し上げたように私たちの町だけではないので、これは全国的なあれですから、これはやはりしっかりと町村会なりを通しながら進めていくべきだなと思っております。

○志民和義君

終わります。

◎延会の議決

○議　　長

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会とすることに決しました。

◎延会の宣告

○議　　長

本日は、これで延会いたします。

延会　午後　７時１６分

平成２５年第２回大樹町議会定例会会議録（第３号）

平成２５年６月１４日（金曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　一般質問
第　３　請願第　１号　ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する請願について
第　４　発委第　４号　ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書について
第　５　議員の派遣について
第　６　委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（１２名）

１番　加藤明浩	２番　斉藤　徹	３番　杉森俊行
４番　松本敏光	５番　西田輝樹	６番　柚原千秋
７番　福岡孝道	８番　高橋英昭	９番　志民和義
１０番　阿部良富	１１番　安田清之	１２番　鈴木千秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見悦夫	副町長	酒森正人
総務課長	北林博美	企画課長	布目幹雄
町民課長	田中健児	税務課長	郷原憲治
保健福祉課長	佐藤　彰	農林水産課長兼町営牧場長	森　博之
商工観光課長兼地場産品研究センター所長	松本清隆	建設課長	高橋教一
水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼出納課長	高田末雄
病院事務長	黒川　豊	老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	藤井賢嗣
教育委員長	辻本正雄	教育長	小林文雄
学校教育課長	吉岡信弘	学校給食センター所長	神山保博
社会教育課長兼図書館長	小森　力	農業委員会長	鈴木喜雄
事務局長	角倉和博	代表監査委員	澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事　務　局　長　　山　下　次　男　　主　　査　　上　田　昌　弘

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

２番　斉　藤　　徹　君

３番　杉　森　俊　行　君

４番　松　本　敏　光　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。

初めに、２番斉藤徹君。

○斉藤徹君

それでは、さきに通告いたしました２点について、一般質問をさせていただきます。

まず１点目、全国学力テストの結果の活用法と一般公開についてお伺いいたします。

今年の４月２４日に小学校６年生と中学校３年生を対象に行う文部科学省の全国学力・学習状況調査が十勝管内でも一斉に実施されました。２００９年以来、４年ぶりに全ての小中学校が対象となった全員参加型の学力テストでした。管内では、対象学年がいない小学校１校を除く小学校９９校、中学校５０校で、約６，５００人の児童生徒が学力テストに挑戦をしておりました。

大樹町も国語、算数・数学の２教科で、基礎知識を問うＡ問題と活用力を試すＢ問題に分かれ、学習意欲や生活面に関する調査も実施されました。

昨年、初めて取り組んだ理科は、今回は行われておりません。

以上の今年度の実施と調査から、次の点を教育委員長にお伺いいたします。

１点目ですけれども、前回の学力テストの結果や学習意欲、生活面調査結果をどの程度児童生徒、保護者に結果を公表したのか。また、一般にどの程度公開したのかをお聞きしたい

と思います。

２番目、今年度のテスト結果は、文部省は８月下旬をめどに都道府県別に平均正解率を公表するとの報道でしたが、大樹町はその結果の内容を受け、どう取り扱うのか、またどう公開するのかお聞きしたいです。

３番目ですけれども、北海道教育委員会の指定校２年目になりました学校力向上に向けて全国学力テスト、学力意欲調査の結果をもとに、教育力に向けた指導計画に取り組んでいくのか、また児童生徒一人一人に合った学習計画の確立、保護者に反映されていくのかをお聞きしたいです。

○議　　長

辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

それでは、斉藤議員の全国学力テスト結果の活用法と一般公開についての質問にお答え申し上げます。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストでございますが、まず概要を説明させていただきます。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力低下が問題視されたことにより、文部科学省が平成１９年度より調査を復活させております。

調査内容としては、小学校６学年、中学校３学年を対象に国語と算数、国語と数学のそれぞれ２科目が実施されておりますが、平成２４年度においては、この教科以外に理科の科目が実施されております。

今年度、平成２５年度は、４月２４日に実施されておりまして、教科は国語、算数・数学の２科目で、それぞれ基礎的な知識を問うＡ問題と応用力を見るＢ問題、さらに児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活面などに関する調査も実施しております。本町で調査を受けた児童生徒数は、大樹小学校６年生が４５名、大樹中学校３年生４４名となっております。

今年度の結果につきましては、文部科学省は８月下旬をめどに都道府県別の平均正答率を、北海道教育委員会は１１月をめどに管内別の平均正答率を公表するとしております。

１点目の前回の学力テストなどの結果をどの程度公表したかについてですが、前回、平成２４年度の全国学力・学習状況調査は、小学校６学年が国語、算数、理科の３教科、中学校３学年が国語、数学、理科の３教科で実施され、当町では小学校６年生２９名、中学３年生４１名が参加してございます。

当町の結果といたしましては、中学校で国語の主に基礎的な知識を問う問題と理科が全国平均正答率を上回ったほかは、残念ながら下回る結果となりましたが、過去の結果と比較すると、全国、全道との差が縮まっている傾向にあります。

中学３年生は、平成２１年度の調査を小学校６年生として受けていますが、同じ子供の集団で比較した場合でも、小学校の時点よりも全国との差が縮まっており、子供たちが大きく

伸びたことが伺えます。また、学習生活面の状況調査からも、１日にテレビを見る時間は依然として長いものの、小学校では長時間テレビを見る子供の割合が減少し、家庭での学習時間が少し長くなったという結果も出ており、家庭での学習習慣の啓発や学校の取り組みが効果を上げているものと考えております。

公表、公開の関係ですが、一般への公開につきましては、特に行っておりませんが、教育委員会、町教育研究所において、調査結果の分析を行っており、評価できる点、問題となる点とその改善方策について、各学校に通知し、学校においては、学校便りなどで児童、生徒、保護者にお知らせしております。

また、町教育研究所の発行しております大樹町教育研究所報「たいき」にも掲載し、町、町議会、学校、保育園などに配布しております。

２点目の今年度の結果の取り扱いについてですが、これまで同様に分析等を行い、課題と改善方策について、学校での取り組みに反映していくとともに、前年度と同様に公表、公開していきたいと考えております。

３点目の指定を受けている学校力向上に向けて、学力テストの結果による教員力、児童・生徒の学習計画確立などの関係についてですが、大樹小学校は、昨年度、学校力向上に関する総合実践事業のモデル校に指定され、１年が過ぎました。この事業の目的であります、児童の学力や教員力の向上などのため、いろいろ取り組んでいるところであります。全国学力・学習状況調査では、読解速度、読解量などで劣る部分が見られるため、この解消対策として日常的に活字になれ親しむよう、朝読書を推進したり、学校図書の有効活用、移動図書館車の巡回訪問などを行っております。

学力の２極化、特に底辺層の底上げを図るべく特別支援教育支援員や加配教員により、遅れがちな子を救うため、手厚くサポートするシステムを組んでおります。また、重要単元で、習熟度別学習の実施や高学年では専科制も導入し、児童の学習意欲を高めるとともに、思考力、判断力、表現力も鍛えているところです。

児童保護者には、ＰＴＡ総会や授業参観日などを活用し、家庭学習の重要性など、意識啓発を図っているほか、頻繁に学校便りを発行し、学習のポイントやつまずきやすい点などもお知らせしております。

昨年度末の保護者アンケートでも、長時間テレビ視聴の割合が少し減り、家で学習する時間が増えたと、よい傾向にあるとのことが伺えますので、今後も大樹小学校長を筆頭に職員一丸となって、モデル校にふさわしい実績を残していただけるものと確信しておりますし、教育委員会といたしましてもバックアップをしていく所存でありますので、ご支援のほどをよろしくお願いいたします。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

答弁の中で、課題や改善ポイントを学年ごとにまとめた家庭学習の手引きの作成活用につ

いてですけれども、これはどの程度の割合で各家庭に浸透していると把握しているのでしょうか。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

家庭学習の手引きにつきましては、家庭にどのぐらい浸透しているのかということにつきましては、データは持ち合わせておりません。大樹町教育研究所で作成しました家庭学習の手引きにつきましては、毎年、小学生全員に配布しておりますし、また中学校にあっては、中学校１年生にのみ新たに配布しているところでございます。

また、大樹町教育研究所のＷＥＢ上にも、こういった家庭学習の手引きについての掲載をしておりますので、そういった面での浸透ということでございます。

また、今年、大樹小学校では、保護者宛ての家庭学習の勧めというようなことで、特にわかりやすく掲載をして、家庭学習をするように各家庭に配布しておりますので、そういった面で、かなり浸透しているものではないかというふうに私どもでは受けとめております。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

ぜひ、研究所でポイントを調べていると思うのですけれども、教育委員会でもどれぐらい浸透しているかということを１回調査する必要があるのかと思います。調査の結果の分析を委員会等で詳細に調査し、評価している点、課題となる点、その改善政策、方策について具体的、明確な改善策を学校側に通知、またはきちんと協議されているのでしょうか。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

調査の関係につきましては、教育委員会としまして１９年度から始まったものですから、２４年度までの分を各教育研究所で分析をしていただきまして、それらをもとに校長会議あるいは教頭会議で議案として出して説明をしてございます。また、学校にも当然周知をしてございますし、また私、毎期、学期ごとに校長さんを呼んで、どういう課題があるのか、学力向上に向けての内容についてのヒアリングを受けて、改善に向けて努力をしているという実情でございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

今、答弁の中でも、学校長を呼んで、教育委員長と調整しているのですけれども、できれば、せっかく教育委員長さんほか、３名の方、教育委員さんがおられますので、できれば定例の教育委員会の中でも、課題提供だとか問題点とか、よいところを検討していただきたい

なと思っております。

次ですけれども、公表、公開なのですけれども、答弁の中では、一般への公開は特に行っていないとの答弁でした。大樹町の研究所の発行する「たいき」に掲載し、町内に配布していると。その機関誌を私も拝見したのですけれども、ほとんど文章が多くて、教育行政に関心のある町民には理解していただけるのですけれども、一般的にはなかなか厳しい内容なのかなと思います。それを何とか一般町民にわかるような工夫がこれから必要だと思うのですけれども、例えば調査の概要だとか中身だとか学習のテストの方法だとか、そういったことをポイント表示だとか箇条項目、図形、図表を用いて、理解しやすくすると、もっと理解していただけるのかなと思っておりますけれども、そうすると、町の広報誌に掲載していくことによって、内容もかなり改善されると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

過去に２２年度の学テの結果について、町の広報誌に掲載したこともありますけれども、やはり議員ご指摘のように、非常に文章が多くてわかりづらいというようなお話も伺いました。そういった面では、今後、広報誌に登載する際には、今、ご指摘のとおり、表示方法、図形、あるいは図表等を多く用いて、わかりやすいように今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

ぜひ、町村によっては広報誌にも掲載していますので、その辺は参考にしながら、次年度に向けて取り組んでいただきたいなと思います。

その後の全国学力テストですね、特に国語ですけれども、普段の生活の中で本を読んでいれば、読解速度、読解量の向上、その対策として日常的に活字になれ親しむよう、朝読書を推進したり、学校図書の活用、移動図書の巡回訪問との答弁でしたが、小中学校の取り組みだけでなく、幼児期または保育所の読み聞かせ、絵本に親しむ、数字遊びのことから始まり、小学校、中学校、そして高校までの朝読書、四則計算等の徹底した一連の学習を構築して、基礎学力を上げるといった、そういう計らいの家庭学習を定着させる考えはないのでしょうか。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

一連の学習構築への取り組みということでございますけれども、現在、図書館においては、ご存じのようにブックスタートというのがございまして、幼児期の９カ月、１０カ月健診のときに、図書館のボランティアであるとか、あるいは図書館員が行って、絵本の読み聞かせ

というようなものを行っております。また、小中高生にあっては、朝読はもちろん、家読というようなことで、そういったことも進めておりますし、また、図書館が募集しております読書感想文と、こういったことにも数多く応募しているという現状でございます。

実は、昨日ちょっと決済書類を見たのですけれども、その中で２３年度と２４年度の図書の貸し出し本数を見ると、小中高校生の貸し出し本数が２，０００冊強伸びているというような状況からすると、非常に読書も高まっているのかなというように実は感じているところでございます。

また、学校における授業には、やはり先生が努力しても限界がございます。やはり家庭学習が大変重要なことだなというようなことで、やはり今の小学校のほうで進めておりますけれども、ノーテレビデーであるとか、あるいはノーゲームデーというようなものを設けて、家庭学習をするように、身につけさせる努力もしていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、ＰＴＡ主催の事業でございますけれども、親子勉強塾というようなことで、小学校１年生を対象に夏休み前に開催してございますけれども、そういった親子での勉強方法も、ぜひ、家庭の中で学んでいただいてやることが一番定着する方法かなというようにも思っております。やはり、小学校、中学校では宿題はもとより、補習授業ということも大事なことでございますので、こういったことも今後、保護者、ＰＴＡ総会等の場を利用して、私どものほうでもお話をさせていただきたいと思いますし、また学校のほうにもそういった面で家庭学習の必要性も定着するように進めたいというふうに考えております。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

ぜひ、継続していただきたいと思います。

それで、学校力向上に関する実践事業を指定されて２年目に入るのですけれども、平成１９年に廃止された学校評議員も含め、学校外部評価、そして内部評価、事業評価の取り組みは、どのように行われているかをお聞きしたいです。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

学校力向上に関する実践事業についての学校評価ということでございますけれども、外部、内部事業評価全てを含めてお話させていただきたいと思いますけれども、学校では子供アンケート、それから保護者アンケート、それから先生方のアンケート、それからご存じのように学校評議員さんとの話し合いもございます。そういった中で、私がアンケート結果を見た範囲の中では、子供たちのアンケートの中では、以前より勉強が大体わかるようになったと。それから、今、宿題も大体きちんとできるようになったと。あるいは家で勉強するなどとなっております。そういった面では、以前と比べて非常に学習意欲も高まっているのか

なというふうに思っております。

また、保護者アンケートの結果では、学校の様子が非常にわかるようになったと、それから職員室が非常に明るいと、あるいは学校の頑張りが伝わってくるとか、学校への愛着心が非常に増してきたという結果が出ております。

また、教職員のアンケートの中では、非常に今回の学力向上の指定を受けたものですから、非常にスタッフがそろっていて、大変いいなというようなことが書いてありました。また、支援員の配置のやはり手厚さと、あるいは先生方が非常に熱心で頑張っているというような結果が出てございまして、全体的にこの事業を導入することによって評価が高まっているものというふうに思っております。やはり、私も授業参観をさせていただいておりますけれども、４５分の中で、授業の導入、展開、まとめ、それから振り返りといったものをフルに使って、子供たち一人一人の学習意欲を見極めながら落ちこぼれのないように先生方が一生懸命板書しているという状況でございまして、大変いいぐあいにいっているなというふうに思っております。

また、先生方は、校長先生のリーダーシップのもとに、学期末ごとに先生方で集まってミーティングをしておりまして、ＫＪ法という中で、どういった課題があるのか、どういったような効果があるのかというようなことを相互に研究しながら、学校力の学習意欲を高めているというような状況でございます。そういった面を見ても、非常にいい体制ができ上がっているなというふうに思っております。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

教職員、一人一人の専門性、資質の向上などを取り組む中で、過去に実践していたモデル校にふさわしい実績評価をしていくためには、過去にも十勝、南十勝の範囲の中で、授業公開研等を過去に実施した記憶があるのですけれども、そういった、せっかくモデル校ですので、そういうことの再度の取り組みの考えとか取り組みはないのでしょうか。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

授業公開研については、大樹小学校が今年度中に計画するようには聞いておりますけれども、十勝管内においては、十勝連絡協議会の教育長部会というのがございまして、その中に学校力向上の特別委員会という組織を設けてございます。私は、そこの役員もやっておりますけれども、今年、やはりそういった授業公開研をやることによって、先生方の質が上がるというご意見もかなり強いということで、早速、十勝でその公開研の取り組みをしようということで、この間、文書が来たところでございまして、これは浦幌で開催の予定になっております。そういった中で、管内の教育長さん方がみんなそこに集まって、その授業公開研を見て、それをまた持ち帰って、そういった教員の質を上げるためのオール十勝の取り組みと

いったものをペーパーにして、各学校に周知をしていくというような、そんなことも現在、検討しているところでございます。そんな中で、やはり教職員一人一人の専門性あるいは質、力量といったものを向上することが期待できる一つの要因になるのかなと実は思っているところでございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

ぜひ、今、答弁の中で授業公開研、多分、校内の授業公開研をぜひ実施していただきたいと思います。

それで、十勝管内でも先生方の質の向上を図るということで、大変いいことだという答弁をいただきましたので、今年は浦幌町で開催されると、せっかく大樹町のモデル校、来年は３年目に入りますので、自分たちから手を挙げて、ぜひ大樹でやりたいと、そんな公開研に持っていただけることを期待いたしまして、１点目の一般質問を終わります。

２点目、行きます。

入札企業参加資格の基準について、町は、これまで凍結されていた町道工事の実施を初め、病院改築や中学校の外構工事、また来年度からは公営住宅の建て替えなどの大規模な建設工事が予定されている中で、工事の入札に関して、次のことをお伺いいたします。

１点目ですけれども、大樹町指名競争入札参加資格のランク別、特Ａ、Ａ、Ｂに区分する基準について。

２点目、公募型指名競争入札の考え方についてお願いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、入札参加資格の基準についてということで、斉藤議員の２点の質問に対しまして、順次、お答えをいたします。

１点目のランク別、これは特Ａ、Ａ、Ｂに区分する基準についてですが、これは大樹町では建設工事等、競争入札に付そうとする場合における参加者の資格審査及び指名選考については、大樹町建設工事請負業者選定及び指名基準等に関する要綱に基づいて執行しております。要綱では、入札参加希望者の的確性の判定及び格付を行う資格審査委員会及び建設工事等を競争入札に付する場合の参加者の指名選考を行う指名選考委員会を設置しております。両委員会の組織については、副町長が委員長に、総務課長が副委員長に、企画課長、建設課長、水道課長、農林水産課長が、それぞれ委員として構成されております。

審査基準では、的確性及び級別の基準となっており、的確性の基準につきましては、参加しようとする競争入札に付される事項の性質、または目的上、その履行について法令の規定に基づく必要な許可、認定、登録等を受けていることが要件となっております。

ご質問のランク別、特Ａ、Ａ、Ｂに区分する基準につきましては、当町においては、土木

工事、建築工事とも特Ａ、Ａ、Ｂランクの３等級に格付をしております。格付は、等級別にその基準値を定め、競争入札に参加を希望する方が提出をする建設工事等入札参加資格審査申請書に添付されている総合評定値通知書の客観的要素及び町の基準による主観的要素に基づいて算出した総合数値を基準数値としております。

この客観的要素の審査項目及び基準につきましては、北海道知事が建設業法の規定により、審査を行った評定数値、主観的要素の審査項目及び基準につきましては、工事ごとに成績を評価する工事施工成績及び季節雇用労働者数による付与点数となっており、客観的要素の評定数値と主観的要素の評定数値の和が総合評定数値となっております。

次に、土木工事の級別格付では、総合評定数値をもとに特Ａは特定建設業の許可を有し、かつ総合評定数値８００点以上の者。Ａは、特定建設業の許可を有している者、または一般建設業の許可を有し、総合評価数値８００点以上の者。Ｂは、一般建設業の許可を有している者で、総合評定数値８００点未満の者がそれぞれ格付されております。

建築工事では、特Ａは特定建設業の許可を有し、かつ総合評定数値７５０点以上の者。Ａは、特定建設業の許可を有している者、または一般建設業の許可を有しており、総合評価数値が７５０点以上の者。Ｂは、一般建設業の許可を有している者で、総合評価数値７５０点未満の者がそれぞれ格付をされております。

次に、２点目のご質問の公募型指名競争入札の考え方ですが、この公募型指名競争入札は、一般的に発注者が入札参加希望者を公募する場合の建設業法等の許可や資格要件、また技術力などを判断するため、過去の施工実績、技術者の配置状況など、技術資料の提出を求め、提出されたその資料をもとにしまして、審査結果、その他地域等の条件などにより、選定された指名業者によって行う方式であります。国からの通知などでは、工事の規模、執行体制等を踏まえつつ、一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札等を適切に採用することとされております。また、入札契約手続きの透明性及び公平性を確保するためとして、明確な指名基準及びそれを具体的に保管する運用基準などの策定と公表、指名結果、入札経過及びその結果についての公表などについても求められております。

当町における公募型指名競争入札につきましては、大樹町建設工事公募型指名競争入札に関する実施要綱に基づいて、当町が発注する工事の請負契約を公募した者の中から、競争入札の参加者を選考して行う指名競争入札方式により実施するもので、比較的工事の規模が大きく、かつ技術的難度の高い工事を対象として行うことができるとしております。

他の契約方法としては、指名競争入札、随意契約などによるものがありますが、当町の場合における指名競争入札は、地方自治法施行令の規定により、工事または製造の請負等で、その性質または目的が一般競争入札に適さないものとするとき、一般競争入札に付することが不利と認められるときなどにおいて実施をしております。

また、随意契約については、政令で定める額を超えない契約。その性質または目的が競争入札に適さないものをするとき、緊急の必要により、競争入札に付すことができないときの場合に限りとされており、対象となる案件ごとに判断をしております。

なお、従前より町内の建設業者の施工力でできる工事については、引き続き指名競争入札及び随意契約により実施したいと考えております。

公募型指名競争入札の適用については、その対象となる工事の規模、目的、技術的難度など総合的に判断し、適切な入札方式を選定し、執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

今の答弁の中で、入札企業参加資格の基準についての答弁で、客観的要素の、多分これ、総合評定通知書というのは、道が出している経営事項審査評定の通知書だと思うのですけれども、それに町の基準による主観的要素もあるのですけれども、これはどのぐらいの比率で見ているのか、まず客観的要素に主観的要素の採点数がどれだけ加算されるのか、教えていただきたいと思います。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

ただいまのご質問、客観的要素、それから主観的要素の比率あるいは採点の仕方ということになるのかなと思いますけれども、若干、全体のこともありますけれども、この客観的要素は、先ほどの答弁で知事が審査をするということになっておりまして、審査内容は総合評定のＰ点ということで算出になる訳ですけれども、工事種類別の年間平均完成工事高、それから自己資本額、職員数、それから経営状況分析、これは収益性、流動性、安定性、健全性と。それから技術力、これは技術のほうの職員数と。それから、その他の審査項目、これは社会性等というふうに言われているようですけれども、労働福祉の状況、それから建設業の営業継続の状況、防災活動への貢献とか、８点ほどありますが、これらの総合の足した数字が、知事が審査をする客観的評価の数字となっております。

それから、もう一つの主観的要素のほうなのですけれども、これは町のほうで独自につくっている過去からの基準ですけれども、これは１点目としては、工事施工成績によるものと、それからもう一つは季節雇用労働者数によっております。

一つ目の工事施工成績ですけれども、これは工事ごとに工事監督員、それから工事検査員がおりますが、この二人が、それぞれ工事が終わった後に評価、それから採点を行うということで、内容としては工事の体制、それから施工状況、でき型及び品質、それからでき栄え、これらの項目に基づいて、合計１００点満点で採点をするというような状況になっております。それから、これは点数をつけて、過去２年間のその点数をもとにして平均値を出して、付与点数が与えられるということになっておりまして、評定数値、例えばこの評価数字が８６点以上であれば、５０点が付与されると。それから評定数値８１点から８５点までは、付与点数は４５点。それから７６点から８０点までについては、付与点数は４０点ということ

で、以降５点ずつの刻みで、それぞれ付与点数が下がっていくというような形になっております。

それからもう一つ、季節雇用労働者ですけれども、これは雇用条件といたしましては、６カ月以上雇用されている者を評価対象として、労働者一人につき付与点数１点ということで、最高１０点ということで、この主観的要素の評価は工事施工成績をもとにした付与点数と季節雇用労働者に応じた付与点数の合計ということになっております。さらには、これと客観的要素を合計した数字が総合評定数値ということになっております。

それで、その比率でございますけれども、これは比率というものは特になくて、もともと客観的要素そのものというのは、それぞれの施工業者の方が過去３年間において工事をやった工事高の実績あるいは技術者数等々、そういったことで知事が評価をするものですから、それに基づいたものと町の主観的要素の比率というのは、当然、施工というか、希望を出してくる業者さんによって、それぞれの比率はかわってくるということになろうかと思います。

以上でございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

それでは、ランク別の中で、特Ａ、Ａ、Ｂ、それぞれの請負工事の限度額があると思うのですけれども、この基準値はあるのか、その基準の数値についてお聞きしたいのですけれども、例えば特Ａだったら何千万円以上だとか、制限があるのか、その辺。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

これにつきましても、先ほどの要綱に基づいて定まっている訳なのですが、それぞれおっしゃられるように、格付特Ａ、Ａ、Ｂということでされております。これは、等級別格付基準ということで定まっておりまして、例えば土木工事の特Ａであれば、答弁にもありましたように、土木の特定建設の許可を持っていて、かつ８００点以上ということになっております。数字では、そういうことですけれども、額的な今、ご質問ですので、今度は指名の関係になるかと思いますけれども、限度額ということでなくて、下限の限度額になっておりまして、土木工事にあっては、特Ａ、Ａランクについては、２５年度につきましては、１，０００万円以上の工事を対象としております。Ｂランクにつきましては１，０００万円未満を対象としております。

それから、建築工事にあっては、特Ａ、Ａランクにつきましては、７５０万円以上のものを対象としております。Ｂランクにつきましては、７５０万円未満ということで区切ってやっているところでございます。

以上です。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

今、下限限度額が出たのですけれども、建築に関して特Ａ、Ａは７５０万円以上と、Ｂは７５０未満と。過去の、例えば中学校の教員住宅、小学校の教員住宅、そのほかに医師住宅。それぞれ、今回、それの入札状況を見ますと、ほとんど特ＡとＡで、３社で指名競争入札を行っているのですけれども、もっと広い範囲で、７５０万円ぐらいだったらＢにも広がるということはないのでしょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

今、大樹小中学校の教員住宅、それから医師住宅という３点の例を挙げておられましたけれども、ちょっと手元にそれらの建設工事の当時の予定価格というのは手元にございませんけれども、結構な金額だったのかなという記憶は持っていますけれども、先ほどご説明したとおり、建築工事にあっては、平成２５年度については７５０万円の一つのラインで特Ａ、Ａと、それからその未満であればＢということで、区切りを一応つけているという関係からすれば、このときの工事についてはＢランクの方については、区分外になってしまいますので、指名では入れないという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

それで、北海道が発注する工事、公共事業の品質管理だとか、安心、安全から１億円を超す公共工事については、ほぼジョイントで、企業体で進めていくような内々の約束事があるようです。

大樹町では、どのぐらいの金額からジョイントを組むように望んでいるのか、数字があるのか、お願いいたします。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

今、具体的には共同企業体、ジョイントベンチャーのお話がありましたが、当町の共同企業体の運用、その要綱によりますと、特定建設工事共同企業体と、それから一般建設工事共同企業体ということで、二つの共同企業体を結成できるということにはなっておりまして、１点目の特定建設工事共同企業体にあっては、大規模または技術的難度が高い工事を施工する場合に際し、技術力を結集することにより、安定的施工を確保する必要かある場合で、原則として予定価格の額がおおむね２億円以上の工事等とするということになっておりまし

て、ここは金額が出ております。

それから、もう一つの経常建設工事企業体のほうですけれども、これにつきましては、優良な中小企業建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、それから施工力を強化すると、こういうことを目的として結成される共同企業体ということに対象としておりまして、ここにつきましては、今のこの要綱のほうでは額の制限というか、持っておりません。その内容を見まして、募集をして、指名委員会のほうでその対象工事があるとすれば、指名にご案内をするというような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

特定建設業は、一般的に２億円だと、一般企業共同体は特に内容は、限度は定めていないということなのですけれども、直近で公共工事、最近ですと４億６００万円の仕事、体育館。これも一応指名競争入札にしたのですけれども、なぜ指名競争入札にしたかお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

地方自治法に基づく契約そのものというのは、一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約、競り売り、この四つが法律的には定義されているわけですけれども、それぞれその内容に応じて、これは指名競争入札、これは随意契約でいく、あるいは一般競争入札でいくということで決定をしていく訳ですけれども、既にそのものについては指名競争入札で執行しておりますが、当時としましては、ちょっと手元にその部分の特化した資料は持ってきておりませんけれども、地方自治法施行令の１６７条第１項の規定により、指名競争入札ができる場合ということで定義をされておりまして、工事または製造の請負の場合、その性質または目的が一般競争入札に適さないものとかという、あるいは人数とかということで規定をされております。しかるに、この物件にあっては、比較的建物的には大きい建物かなと思っていますけれども、当時の資格審査委員会等では、町内のそういった建設業の許可を持っている方で、十分施工ができるだろうということで、当時、たしか２社の指名だったと思いますけれども、その方に指名のご案内をして、施工していただいたということで記憶しております。

以上でございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

指名したということは、それだけ企業に力があるから指名したということでよろしいので

しょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

先ほども申しましたとおり、ちょっと繰り返しになりますが、体育館という建物から見て、比較的大きい建物にはなるかなという気はしますけれども、その難易度とかを見ても、できるということから見て、技術力的に可能という判断をして指名をしたということでございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

今回、４億６００万円の事業で指名競争というのが行われたということは、町内から億単位の企業が施工できたということは、私も大変うれしく思っています。しかし、施工に当たり、多分、その企業も今回は３億、４億円の事業は初めてだし、何とか成績を上げたいという一心で、多分やっていると思うのですけれども、指名競争入札を指名したのですから、町側もそれなりのきちんと指導をしていかなければならないし、かかわっていかなければならないのですけれども、発注者と施工者が互いに綿密に報告だとか連絡だとか相談を含めた指導、検査体制に今まで以上に取り組んできたのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと今、課長のほうからもご答弁させていただきましたけれども、こういう事業に限らず、発注者と施工者は、逐一現場等でお話し合いをさせていただきながら協議をしているということで思っております。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

今、町長の答弁が、きちんと体制を整えてやっていると、大きな単独事業ですから、国や道で出している施工プロセスチェックシートは、それに類じたシートを活用していたのかどうか、施工途中の段階で、きちんとそういうことをチェックしていたのか。仕様は三つほどあるのですけれども。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

ここに詳しい資料は、ちょっと持ってきておりませんけれども、労働安全衛生法の関係で、それにのっとってやっておりますので、あと施工管理台帳整備ですとか、そういうのを当然

やって、現場とうちの監督員と当然協議しながら、そのシートを使っているかどうかというのは、ちょっとここに資料を持ってきていませんが、当然打ち合わせを行ってやっております。

以上です。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

もう終わって、完了検査が終わっているのですから、チェックシートを使用したか使用していないかという答弁はおかしいと思うのですけれども。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５６分
再開　午前１０時５７分

○議　　長

休憩します。

休憩　午前１０時５７分
再開　午前１１時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

高橋建設課長。

○高橋建設課長

大変申し訳ありませんでした。

建築の施工チェックシートですが、大樹町では今、それを使ってはおりません。ただ、建築工事共通仕様書の中で、現場との打ち合わせの記録簿等を、それにかわるものは使用してやっております。

以上でございます。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

道、国で定めた施工プロセスシートは使用していない。そのかわりに、共通仕様書の中で評価していると。それ、工事施工成績の評定方法、基準でいきますと、その基準の様式に基

づいて施工プロセスチェックシートなどの考慮するものとなっているのですけれども、ということは、工事施工成績は、道に基づかないで、町独自の方式で評定をしているということで、認識してよろしいのでしょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

ただいま大樹町のほうでは、やっている工事施工成績評定書、基準、これは今、これがまさに北海道のものと担っているかということはちょっと確認できませんが、私どもの町では、これは結構前からかなと思っていますけれども、こういう施工基準を設けまして、先ほど、前段、ご答弁しましたが、施工体制であるとか施工状況、でき型、品質、でき栄え、この４点を大きな項目として、それぞれ点数をつけてやっていると、この基準をまだ今のところは踏襲をしているという状況でございます。

以上です。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

せっかく、今回、一企業が３億、４億円という大きな事業をこなしたのですから、これから、ぜひ、次の段階、道の格付に結びつけていくためにも、やっぱり道や国が定めている施工チェックシートをうまく利用しながら、そして格付して上げてやるという工夫も今後は必要ではないかと思います。そういう方向で進めていただきたいと思います。

今後の評価ポイントですけれども、位置づけの中で、工事施工成績の考査項目の中に８項目があるのですけれども、その中で創意工夫、地域への貢献等と、それは減点方式でいくのですけれども、多分、今、聞いたところでは、大樹町ではそこでは評価、採点はしていないというのですけれども、これから格付けしてランクづけを上げていくためには、そういうところも加算点数になりますので、今後は町として、そういう項目、創意工夫とか地域貢献の評価、加算点数の工夫というのを進めていく方向の考えはないのか、これらについてはどうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとこれらのことについては、今後検討していかなければならないし、実際、実施をしている業者さんもいらっしゃいますので、これはぜひ町内も、そういうものに創意工夫、また地域貢献、いろいろな方がやっていただいていますので、これはやはり今後、そういうことを加算していくということで考えていかなければならないかなと思っております。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

ぜひ、その創意工夫、社会貢献も評価点につないで、せっかく３億、４億円の企業、頑張っているのですからね、道の次の格付、道の入札に参入できるようなことを、やっぱり町も、我々議会も応援していかなければならないと思うのです。そういったことで、そういうチャンスの項目があれば、どしどし導入して実施していただきたいと思います。

今後の病院の改築の関係なのですけれども、元請企業として地元の企業が参入してくれると、大変うれしいことです。何とか、技術を伸ばすためにも、そういった大樹町の入札企業参加資格者は２５年度の閲覧を見ますと２８社が登録されております。元請企業として全部が入ることはできませんけれども、何とか企業体とかの中に地元参入できるような工夫とか条件とか整備が、また下請企業も何とかそういう条件が整うような整備はされているのでしょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

今、町立病院の話ということで、これは特定の案件かなと思いますけれども、今回、既に公募もしている段階で、今、ちょうど公示期間中でございますけれども、当然、地域の経済的なものというのは考慮しなければならないというのは、当然、発注者等もありますけれども、今回の公募型の指名競争入札にかかわる要件の一つでございますけれども、この中に地域条件ということの一つになるのかなと思っていますけれども、構成員の中には大樹町で本店のあるものということで一つ項目が入っておりますので、それらの方と構成メンバーになって、申し出というか、申し込みがあるということになっておりますので、議員がおっしゃるような形のことは、十分織り込まれているのかなというふうに考えております。

○議　　長

斉藤議員にちょっと注意しますけれども、通告の範囲以上にずれていかないように、特定の案件に入っていかないようにお願いします。続けてください。

○斉藤徹君

それで、何とか元請企業に入っていただくのは大変うれしい。でも、そこから漏れる企業もあるのですよね。

それと、公共事業工事の品質管理に関する法律からも厳しくチェックして、下請企業に何とか参入していただいて、まずその中で、地元下請企業に不利益が生じないように、しっかりした大樹町の監視体制を整えるのが必要だと思いますけれども、町長は病院事業の地元企業の参入については、どう考えているのか、お願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

先ほど、課長からご答弁があったようなことで進めていこうかと思っております。いろい

ろと大きな工事ですから、そこから漏れた方、またいろいろと得意分野にしている方もいらっしゃいますので、そういう方々は、またいろいろと下請の中で入っていけるような、そんなような仕組みづくりもやっていかなければならないかなと思っております。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

ぜひ、１日も早く格付、入札参加資格の向上に向けて、できれば今回の工事、病院も含めてですけれども、今後、評価点を何とか上げていただいて、町外に進出できるような、外貨をしっかり稼いでいただけるようなゼネコンクラスの企業を誕生させることも、私も、町も応援していかなければならないと、待ち望んでいる一人なのです。その辺、町長の考えはいかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

私も全く議員同様、そのような形でいっていただければなと思っております。いろいろと地元業者さんも地元の事業としても、工事もだんだん減っているような、たまたま今回はちょっと大きな物件がありますけれども、将来的に、今後、次期総合計画の中でどういうような形にまとまるか、まだはっきりはしませんけれども、やはり工事量がだんだん減ってくるということになれば、やはりほかに目を向けるということも一つの手です。そのためには、やはり点数をしっかり上げていくということも大事なことかなと思っていますので、その辺は、また協会を通しながら指導していきたいなと思っております。

○議　　長

斉藤徹君。

○斉藤徹君

ぜひ、これから病院を初め、近い将来は高規格道路も来ますので、それに何とか大樹町の企業が１社でも２社でも参入できるように期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議　　長

続いて、９番志民和義君。

○志民和義君

通告してありました２点について、町長に質問をいたします。

まず１点目は、第５期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてをお伺いいたします。

平成２４年３月に立てた第５期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で、小規模多機能型居宅介護の整備計画を平成２５年３月に見送り、総合的に検討したいとお聞きしています。なぜ、見送ったのか、その理由は何か。

また、認知症対応型の整備計画は２６年度になっていますが、今後どうするのかお伺いを

いたします。

また、町民や事業者への説明はどうしてきたのか、これからどうするのかお伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

議員、ご質問の第５期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてお答えをいたしたいと思います。

全国的に高齢化が進展する中にあって、本町においても例外ではなく、今後ますます高齢化が進むということを予想しております。

このような状況の中、平成２４年度から、平成２６年度までを計画期間とする第５期の大樹町高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画が昨年２月に計画策定委員会から答申をされました。この計画の中で、サービスの基盤整備として、平成２５年度に小規模多機能型の居宅介護、２６年度に認知症対応型の共同生活の介護、いわゆるグループホームの設置が計画されました。この計画の実施に向け、昨年４月から関係する部署による４回ほどの個別庁議の開催を含め、５回ほど会議を開催しております。実施事業者の選定方法、施設の運営方法、設置場所や町としてできる支援のあり方などもここで検討を重ねてまいりました。また、町内において、介護保険事業所を運営している２事業者に対しましても、この事業実施の意向の有無など、その基本的な事項についても聞き取り調査を実施したほか、関係する職員の理解を深めるために、先進施設の視察も実施をしてまいりました。今、申し上げました経過につきましては､平成２４年度第２回の定例町議会での一般質問にてもご説明をさせていただきました。

１点目の、なぜ計画を見送ったのかということでございますが、現在、町内の介護保険事業所としては、町が運営しているデイサービスセンター、これは３０名です。特別養護老人ホーム５０床、ショートステイが１０床、民間事業者が運営している、これは老健施設ですけれども、１００床。デイサービス・ショートステイがこの１００床の中に含まれている。それから、また訪問看護所が２カ所、これもデイサービスということで、これらがあります。このうち、町が運営しているデイサービスセンターの２４年度の利用状況を申し上げますと、受け入れ定員３０名に対し、年間を通して１日平均２０名程度の利用にとどまっております。希望の多かった火曜日以外は順番を待たなくても利用していただける状況にありました。また、特別養護老人ホームのショートステイにつきましては、年間稼働率は５０％弱となっており、こちらも受け入れに余裕がある状況でありました。

このように、介護保険施設の現況といたしましては、一定程度の要望に応え得る状況がある中、新たに小規模多機能型の居宅介護施設を設置した場合、現施設との共存ができるかなど、さらなる検討が必要との判断をいたしました。

また、設置場所については、町有地を中心に検討を重ねましたが、十分な敷地面積を確保

ができる、利便性、居住環境がよい、医療施設や、保健福祉施設に近いなど、新たな施設の設置については、やはり医療、介護、保健福祉などの関連する施設との集約化の考慮も必要であり、このことは、これから町の施策として極めて重要なことと考えており、慎重に進めるべきと判断をいたしました。

以上、総合的に判断した結果、小規模多機能型の居宅介護施設につきましては、平成２５年度の設置を見送ることとさせていただきました。この件につきましては、本年２月７日開催の議員協議会においてもご説明をし、ご報告をさせていただきました。また、町内の２介護保険事業者に対しましても、ご説明をいたしましたし、ご理解も得られた。また、近々ですけれども、このような形で今後どうするかというようなことでのお話し合いも、私と事業者、それぞれ一度話し合いをさせていただいております。

また､町民の皆さん方に対しましては､それぞれの集まりなどの機会を利用いたしまして、この件については、それぞれご説明をしてきたところでもあります。

２点目の認知症対応型の整備計画は２６年度となっているが､今後どうするかということでございます。計画では、認知症対応型の共同生活の介護施設、いわゆるグループホームは、平成２６年度での設置が計画されております。介護保険事業につきましては、町内の介護保険事業者や医療関係者などから機会あるごとにご意見を、またご提案をいただいております。小規模多機能型の居宅介護施設よりも、グループホームを先にすべきだというご意見もいただいております。介護保険事業者や医療関係者の考え方、また介護を取り巻く事情が、今、若干変わりつつあります。そのようなことで、私としては感じ取っております。

このようなことから、グループホーム、小規模多機能型の居宅介護施設につきましては、さきにご説明させていただきました将来の介護保険事業所の利用状況や設置場所､設置年度などを総合的に勘案し、今後、お示しをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

今の答弁でいきますと、今年の議員協議会で、２月に説明を聞いて、なるほどと、介護の需要について、まだ余裕があるのだというご説明でした。今の説明でもそうなのですが、そこで、私らにも説明があったけれども、事業者にも説明があったということなのですよね。ところが、今年の新聞に折り込まれまして、ある事業所から事業所の便りとして、各地で活発に施設建設が続いているということで、最後の段に大樹町高齢者福祉計画では、２５年度に建設すべきという意見を上げましたが、見送りになったと。よく早く何とかしてと言われていますが、町が計画してくれなければ、勝手につくることはできません。町長や議員さんに切実な意見を上げてくださいと、こういうことになっているのですが、これは説明したときに、今、先ほど、町長のほうでは理解を得たと、そういうことになっているのですが、これ、理解は得てないのではないかと、説明の仕方が不十分でないのかと、私も感じてしまっ

たのですが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

そのことは、私も、これ、手元に持っております。事業者も、そんなになったのですかと言って、書いてしまったのだから、あと、どうにもならないでしょうと私は言ったのですけれども、これほどそういうことが反響というか、一般質問で取り上げられるということは事業者のほうも想定はしていなかったのかなと思っております。

何で、そういうことになったのですかということで、過日、６月３日に向こうからお呼ばれをいただきまして、私、よく懇談をさせていただきまして、ご理解を得たということで、以前からこういうような､先ほど私が申し上げたようなことをいろいろとご意見もいただきましたし、そういうようなことでということで、経過は、説明をずっとしてきたのですけれども、そのことは理解はしています。いろいろと今回は、このような形での施設運営の中にあっては、人の確保が大変だということと、自分たちがしっかり運営はしているのですけれども、やはり人を採用する云々ということになれば、それだけサービスのことも増えてきて費用も上がるのですけれども、若干赤字といいますか、経営収支的に見ると、若干減っているというようなことで､将来的には早いうちにこのことを対応していただけないかというような思いで、今回、新聞に載せたということですから、一定の今までの経過を踏まえた中では、一事業者にとっても、それは理解はしているということで、私もこの間、３日に懇談させていただきまして、その辺の誤解のないようにということで、お互いにお話し合いをさせていただきました。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

わかりました。何か不思議だなと。私も議員協議会で聞いたときに、需要を聞いて、町長からも説明あったので、必要のないのにつくる必要はないので、私もこういうことの話、きちんとされていたのかなということで､大変町の説明の仕方が一方的だったのかなというふうに非常に感じているところなのですが、わかりました。そういうことで、今後、こういうことを進めていく場合､もちろん私どもも必要に応じて機敏に対応していただきたいというのが、私の意見なのです。

そして、今、そういう状況で余裕があるということですが、近いうちにまた、この高齢者福祉計画でも当然高齢化が進んで、介護要認定者も増えてきている状況にある訳ですね。そういうことから、随時、機敏に対応していただきたいというふうに意見を申し述べておきます。

次に移ってよろしいでしょうか。

○議　　長

次の質問に移ってください。

○志民和義君

２点目ですが、ＴＰＰに関してでございます。

町長は、常日ごろ、ＴＰＰ参加には断固反対と言い続けております。しかし、政府は交渉参加を表明し、聖域が確保されたかのような声も聞いています。例外なき関税撤廃が原則のＴＰＰでは、日本の農業、漁業、林業、関連産業、これは守れないということで引き続き、ＴＰＰ参加に反対の声を伝えていくよう、お伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、志民議員のＴＰＰをめぐる情勢についてお答えを申し上げたいと思います。

我が国は、従前からＦＴＡ、これは自由貿易協定、それとＥＰＡ、これは経済連携協定など、多様な農業の共存を図り、関税の撤廃、例外品目を認めるＷＴＯ、これは世界貿易機関による農業交渉を進めてまいりました。

ＴＰＰは、全ての関税撤廃を原則とするばかりでなく、医療、金融、保険、食品安全、政府調達などに関して２１分野での交渉が、今、行われております。昨年１２月１６日の衆議院選挙公約では、聖域なき関税撤廃を前提とするＴＰＰには参加しないとしながら、本年の２月２２日にはＴＰＰについては、聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったということで、日米両首脳が共同声明を発表いたしました。そしてまた、３月１５日には安倍総理が交渉参加を表明し、現在に至っているのかなと思っております。

これまで、政府は食料・農業・農村基本計画に基づきまして、今後１０年間で食料の自給率５０％まで引き上げるということを基本方針として農政を推進してきたはずであります。ＴＰＰに参加すれば、食料の自給率は１４％まで下落し、国内農業生産額は半減し、農林水産業への打撃は大きなものがあります。地域の基幹産業が消滅の危機に追い込まれることが明らかであります。影響は、関連産業や地域の雇用、農業の多面的機能にまで及び、一部輸出企業のわずかな利益のために、国益である農林水産業を犠牲にして、地域の将来に禍根を残すことは絶対に許されません。農林水産業を産業基盤の中核にしております大樹町にとっても、全く同様と考えております。

農林水産業を取り巻く厳しい環境は改善されず、先が見えない中で、国民の安全安心の源となる食料生産にいそしむ一次産業に従事される方々をさらに苦しめるようなＴＰＰ参加については、私は反対の意思を一貫して申し上げております。昨年７月２４日には、町民を対象といたしました反対集会の開催、今年の３月１０日には、音更で本町からも１００名の方が参加をいたしました十勝の反対集会にも参加をしております。今後とも議会、関係機関、町民の皆さんと一枚岩で断固阻止するため、行動するとともに、生産者の皆さんが安心して生産活動に従事できるような施策の確立に向けて、力強く今後も要請をしてまいりたいと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

毎度質問しているのですが、これ、だんだんやるにしたがって、いろいろ細かいところが出てきております。この中で、漁業については、漁業補助金禁止と、こういうことも出てきて、さすがに政府も打撃が深刻だということで判断し、対策を検討すると、こんなことらしいですけれども、そのほか私たちが想像していなかった軽自動車の日本の規格が、アメリカにはこんな規格はないのだと、普通車並みに統一すべきだと、こんなことまでやられると。あるいはまた、学校給食に関しては、米韓ＦＴＡでは地元食材を使うということになれば、これはいわゆる罰則だと、ＩＳＤ条項にひっかかるのだと、訴えられると、こんなことまで一部に報道されておりまして、だんだん大きいと。しかし、今までの流れ、今、町長が言ったところまで来ていると。これからどうなるのかということですが、アメリカは議会で審議をして、日本に一層の譲歩を迫ってくると。そして、その次は米国議会で承認され、日本が正式に交渉に参加すると、さらに２１分野でもＴＰＰ交渉に入ると。そして、それと同時に日米２国間での交渉も行う、そして非関税障壁の撤廃と、こういうことになって交渉が最終的に妥結し、そして国会の批准を得るというような手続きに入っていくということなのですが、これは譲歩すると際限のない状態に引きずり込まれていくという危険性は十分にあるということで、韓国からも韓国の二の舞になるなと、こういう声も韓国のほうから出されているということなもので、引き続き運動を起こして、また声を上げていっていただきたいと思いますが、そこで二つお伺いします。

大樹町での生産額については、前に聞いたときには算出はしていないということだったのですが、ほかの町村でだんだん出すようになってきたのですが、それについては大樹町での影響額については押さえているのでしょうか。

それともう一つ、さらなる行動を起こす考えはないか、この２点についてお伺いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

ちょっと、これ、後段のほうなのですけれども、今後の動きなのですけれども、いろいろと今、町村会、またＪＡさんも、また漁協を含めまして一次産業の中で、今、また新たな動きが出てくるのかなと思っております。このことによっては、私たちもしっかりと一緒になって取り組みをしていきたいなと思っております。

それから、金額なのですけれども、若干ちょっと古い数値かなと思いますけれども、大樹町の額からいくと、総計すると、小麦からビート、澱原イモ、酪農、肉用牛、その他ということになりまして、現在、１１０億円のものが６４億円になってしまうだろうと、そういうような計算が出ております。

また、いろいろと卸売だとか、建設業から始まりまして、サービス云々というところまでいきますと、これも約３０％から多いところでは５０％ぐらいが減になるだろうと。まして、直接的な影響でいきますと、農業の従事者が平成１７年ですから、古い数字なのですけれども、それと比較をすると、約５００人ほど減ってしまうだろうと、こんなような数値が出ております。ちょっとこれは、昨年の数字で、大変申し訳ありませんけれども、また近々の資料があれば、また近いうちに渡したいと思いますけれども、今、私、申し上げたのは、昨年暮れの調べでございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

最後に、大変、今の数字、聞いただけでも私はぞっとする話なのですね。これは、ほかの農業者ばかりでなくて、一般の人に聞いても全く同じなのですね。医療関係もそうですね。そんなことで、また新たな動き、運動、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えています。新しい数字が出てきたら、ぜひ、あとで私も資料をとりに伺いますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議　　長

これをもって、通告のありました一般質問を終了いたします。

◎日程第３　請願第１号

○議　　長

日程第３　請願第１号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する請願についての件を議題といたします。

審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、加藤明浩君。

○加藤経済常任委員長

去る、６月１１日、本委員会に付託された請願第１号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する請願について、６月１１日に委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９３条の規定により報告いたします。

なお、本請願は、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣に対し、ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書の提出を求めるものであります。

ＴＰＰは、農林水産業、農山漁村に壊滅的な打撃を与え、食料安全保障を根底から揺るがし、地域経済、地域社会の崩壊を招くおそれがあります。

また、一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用などさまざまな分野に影響が及ぶ可能性がある極めて重大な問題であり、本陳情書については全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、よろしく審議願います。

○議　　長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、請願第１号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する請願についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり採択と決しました。

◎日程第４　発委第４号

○議　　長

日程第４　発委第４号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書についての件を議題とします。

お諮りします。

本意見書については、さきに報告がありました経済常任委員会報告の請願の趣旨と同様な内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第４号ＴＰＰ交渉参加断固反対に関する意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議員の派遣について

○議　　長

日程第５　議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第６　委員会の閉会中の継続調査について

○議　　長

日程第６　委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第７４条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議　　長

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、平成２５年第２回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前１１時４９分